前にめぐらして記るにもやあらん）天武卷に十二年九月丁未、白髮部造賜姓曰連と
もあるなり、然るを眞髮部としも云るは、如何といふに、續紀に延曆四年五月丁酉、詔曰
云々、又臣子之禮、必避君諱、比者先帝御名（先帝は光仁天皇、御名は白壁と申奉れり）及
朕之諱（朕とは桓武天皇御名をば山部と申奉る）公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改、
避、於是改姓白髮部爲眞髮部、山部爲山代（こは漢國風を學び給へるうへの御政にて、
上代の制に非じかし）とあるに依れるものなり、（此詔に依りて姓をのみ改めたる由
なれど、地名をも改めしものと思はる、其は彼白髮部を諸國に置給へるうへは、其部の
住居る地、卽白髮部とも稱しにやあらむ、常陸風土記筑波郡の末に、郡西十里在騰波江
（長二千九百步、廣一千五百步、已上）東筑波郡、南毛野河、西北並新治郡、艮白壁郡（こは古
寫本にて記せり）とある風土記は、和銅の詔を受て、延曆以前に奏進つと見ゆれば、白
壁郡と記されたり、然るを後に此郡を眞壁と改めたるは、何れの御世とも物に見えざ
れど、延曆の詔に依れるなるべし、かくて下野國芳賀郡、河內郡、常陸眞壁郡、駿河有度郡、
備中窪屋郡、上野勢多郡などに、眞壁鄕あるも、みな元は白壁と云けむを改めしものと
聞ゆ）今木連、姓氏錄（眞髮部造の次）に今木連同上とみえ、東大寺天平廿年九月廿六
日券文（山城宇治郡加美鄕堤田村家地賣買の券文也）に主帳无位今木連安麻呂と云

人あり、○志貴縣主は上にいへり、
八世孫物部武諸隅連公（新河大連之子）此連又
臣曰、武日照命、從天將來神寶、藏于出雲大神宮、是欲見焉、則遣矢田部造遠祖武諸隅
命、使分明檢定獻、奏復命之時、乃爲大連奉齋神宮、物部膳咋宿禰女清媛爲妻生一
男

武諸隅の名、崇神卷六十年の下に見ゆ、六十年と云より、分明檢定献とあるまでは、書紀
（崇神卷六十年の條）の文を、其まゝに取て記せしなり、但し六十年の下書紀には秋七
月己酉の五字あり、又武日照命の下、一云武夷鳥、又云天夷島の十字、分注にあり、武諸隅
の下にも、一書云、一名大母隅也の九字を分注とせり、其さし次に而使獻當是時、出雲臣
之遠祖出雲振根、主于神寶、是往于筑紫國、而不遇矣、其弟甘美韓日狹與子鵜濡渟、而貢上、云々と見えたり、武日照命は崇神卷分注に、武夷
鳥また天夷鳥とありて、神代卷また祝詞式などに天夷鳥命とある神にて、天津神御祖
の命を受給はりて、大巳貴神を懐和し給ひし神なり、（但し書紀には天鳥船神とあり）
さて此神の天降ます時に、將來れる神寶の出雲大神宮に藏まりて有しなり、矢田部造
は、已に（百六十七）いへり、（上にも云る如く崇神天皇の御稜威を畏み給ひて、崇み祭

り給ふ時に伊香色雄命をして八十萬神の物班者とし、また其遠祖饒速日尊の天神より受來る瑞寶と布都御魂とを、石上に齋まつらしめ、又同族武諸隅に命せて、出雲の神寶を檢校しめ給ひ、垂仁天皇の御世に至りて、大新河命の弟十市根命をして、再檢定して、其を掌らしめ、卽大中姫命の命に依て、石上神寶をも治めしめ給ひ、この兄弟に物部連の姓を給へるを、つら〳〵考ふるに、まづ布都霊劔は、健御雷男神の持して、此國を平定給ひ、出雲の神寶も、大已貴を媚和さしめ給ふ時に、天祖の授け給へる兵器にて、其御威稜をもて、荒振神を事避さしめ天孫命もさかありて後に、天降り給ふばかりの神寶なるを、殊に物部連に掌らしめ給ひしは、物部氏もとより天物部を率て、朝廷に仕奉り、嚴重き朝威を輝かして、天下の人みなの其武勇ことを畏るゝほどなりし故に、彼神代の故ある寶どもを、其氏人に授けて、若朝廷に射向ひ奉る荒賊あらむ時は、其神寶また兵仗の御靈に依て、その穢奴を壓倒し斬滅し、大御國を安らけく平けく穩に開し食給はむとの深き神慮なりしにやあらむ）此命大連たりしこと物に見えず、臍咋宿禰は此命の從父兄弟にあたれり、一男は多遲麻連公のことなり、

弟物部大小市連公（小市直等祖）弟物部大小木連公、（佐夜部直、久奴直等祖）弟物部大母隅連公（矢集連等祖）已上三連公志賀高穴穗宮御宇天皇御世、竝爲侍臣供奉、

大小市連公はものに見あたらねど、小市は、和名抄に伊豫國越智（乎知）郡あり、此の地名を負るものなるべし、小市直に由緣あればなり、〇姓氏錄、左京神別（石上朝臣神饒速日命之後也）越智直、石上同祖、また國造本紀に、小市國造、輕島豐明朝御世、物部連同祖大新川命孫子到命定賜國造、とあり、此子到命は元小致命などありしを誤れるにやあらむ、さて此命卽ち大小市命の子なる故に、大新川命の孫と云ひしなるべし、（委しくは國造本紀考の小市國造の下併考べし）〇大小木連公考得ず〇佐夜部直、佐夜は和名抄、攝津國西成郡讃楊郷（孝徳紀に難波狹屋部邑とあるは、是なるべければ、此讃楊もサヤと訓べきなり、攝津志に楊當作場、方廢而三番村存とあるは信がたし）とある地に由あるべし、（次に引る姓氏錄をみよ）又遠江國佐野郡（今はサノと唱ども）類紀九年に佐益郡とあり、古はサヤと唱ひしとみゆ、この佐野郡も下の久努直に由あり、（されば何れより出たる姓とも決がたけれど、遠江國人なる佐夜部氏の攝津國に移り住るをもて、讃楊郷となりしにやあらむ）姓氏錄、攝津國神別（物部韓國連、伊香我色雄命之後也と云文を受く）佐夜部首、同上、類後紀に承和六年十月丁卯、攝津國人直講博士從六位下佐夜部首隷主賜姓菩友、朝臣、編附左京四條二坊、とあり、されば佐夜部直の直は首の字の誤りとこそ思ゆれ、〇久奴直は印葉連公の下にいふべし、〇大母隅連公

は（母の下呂の字脫たるが如くなれど、武諸隅の一名大母隅とあるを思ふに、一字にて毛呂と訓しなるべし）上に引る崇神卷の武諸隅とある注に、一書云、一名大母隅也と云るは一傳にて異人なり、○矢集連は上の百六十八頁に注へり

孫物部膳咋宿禰（十市根大連之子）此宿禰志賀高穴穗宮御宇天皇御世元爲大臣、次爲宿禰奉齋神宮、其宿禰之官始起此時矣、市師宿禰祖穴太足尼女比咩古命爲妻生三兒、又阿努建部君祖太玉女鴨姬爲妾生一兒、三川穗國造美巳止直妹伊佐姬爲妾生一兒、宇太笠間連祖大勞命女止己呂姬爲妾生一兒。

膳咋宿禰は、仲哀卷（九年）に物部膳咋連とみえ、此に志賀高穴穗宮朝に仕奉れる由なるに據ば、成務仲哀の二御世に仕奉りし人と聞ゆ、○其宿禰之官始起此時矣、こゝは誤なるべし、其は宇摩志麻治命の譜に、既く足尼といふ號みえて、次々に爲足尼と記し、景行卷（三年）に武內宿禰などあるを思ふに、成務の御世より以前はやく官名となれりしさまに聞ゆればなり、（足尼の事は既に百十五頁又百五十四頁にいへり）○市師宿禰は、古事記（孝昭段の皇子の事を云る條）に、天押帶日子命者云々、壹師君云々之祖也、とあり、和名抄伊勢國壹志郡（伊知之）是なり、續紀十三（廿五丁右）に壹師君族古麻呂續後紀十九（二丁左）に壹志公吉野などみえたる、此吉野を文德實錄齊衡二年の所に、壹志、宿禰吉野とあれば、此より前に宿禰、姓を賜はりしを、史に其事の漏たるなるべし、（玄かるを三代實錄に貞觀四年七月廿八日、左京人壹志宿禰吉野賜姓大春日朝臣、天足彦國押人命之後也、といへるは疑はし）さて穴太足尼、比咩古命、いまだ考へず、三兒は五十琴宿禰、五十琴姬、五十琴彥をいへり、○阿努建部君、和名抄に伊勢國安濃郡建部（太介無倍）鄉是なり、（同抄美濃國多藝郡石津郡、出雲國出雲郡、美作國眞島郡、備前國津高郡などに建部鄉あり、神名式に近江國栗太郡建部神社も見ゆ）姓氏錄右京皇別、建部公、犬上朝臣同祖、日本武尊之後也、（續紀に天平寶字八年冬十月辛卯、因幡椋外從五位下建部公人上等十五人、賜姓朝臣、延曆三年十一月戊午、武藏介從五位上建部朝臣人上等言、臣等始祖息速別皇子、就伊賀國阿保村居焉、遂於遠明日香朝廷、詔皇子四世孫須珍都斗王、由地錫阿保君之姓、其胤子意保賀斯、武藝絕倫、足示後代、是以長谷且倉朝廷改賜健部君、云々、望請云々、蒙賜阿保朝臣之姓、詔許之、於是人上等賜阿保朝臣、健部君里麻呂等阿保公、と見えて垂仁天皇の御末なる建部君もあるなり、然れば續紀十七に建部公豐足、廿七に近江國志賀郡人建部公伊賀麻呂賜姓朝臣、續後紀十七に肥後國飽田郡人建部公弟益男女等五人賜姓長統朝臣、貫附左京三條、などあれど、何れの族ならむ詳ならず、さて見今薩摩の島津氏の臣に、禰寢氏と云あり、其家系に桓武平氏なりとて、清盛の子重

盛子維盛、その子高清字六代律師妙覺、云々文治元年乙巳、平氏盛沒西海之後云々、文覺上人謂有師弟昵、請得免許云々、仍逃誅戮云々、文治五年己酉、遂薙髮云々、實十六歲也、建仁三年云々被誅年三十、その子清重、稱清重者、用清盛之清、與重盛之重也云々、菱刈住人有重能者、企僞謀云々、欲押領禰寢南俣院、已訴乎關東、因茲不得已而行西(こは清重かとも)亦先是建仁三年七月三日、將軍賴家卿補彼院地頭職之旨、賜袖判下文矣、故爲上達其趣云々、建永二年丁卯之春、參向鎌倉所以陳謝重能濫訴之故也云々、於是再賜安堵下文、云々、於赴領國之海程、忽遇黑風之難逃、丁此之時、匪啻祈願于氏神容山々王大權現、伏仰于禰寢院建部大明神云々、黑風漸變順風、云々、於茲改平氏稱建部氏者也、とあれど、こは後世に僞り造れるものにて、取るに足らず、其はまづ高清文治五年歲十六と云を以て、推上せ考るに、承安四年の生れなれば、清重は其十八のほどの子として、其年紀を數ふるに、建仁三年は纔十二歲と見ゆ、當昔の時勢さる少年の人を地頭職に任すべき由緣なし、然るを如此あるは系圖を記す時に、清重より以前の詳ならぬを厭ぬ事に思ひて、あらぬ平氏の裔なりと僞造しなり、故其事を符合しめんとて、禰寢院建部明神を祈り、云々の由にて、姓を建部と改めたりと云るにもやあらむ、また日吉社は平氏の氏神と云ことはあなれど、殊に峯山々王としも云るは、近江國に由緣ある氏人なればなるべ

し、彼禰寢は大隅の地名なり、建久八年注進の大隅國圖田帳に、田所建部宗房、權大掾建部近信、執行建部清俊などいふ名見え、此書の連署に、田所檢校建部宿禰(在判)また九年とある下連署に、田所檢校建部宿禰(在判)また九大夫建部高清、また禰寢南役四十丁、本家八幡地頭掃部頭(元建部清重所知)郡本三十丁(丁別廿疋)賜大將殿御下文、菱刈六郎重俊知行之、但去文治五年以後云々、不辨社家年貢、不隨國務、任自由知行之、これに依るに建仁より前建久のほどに、既く建部と云ひしなり、又元清重とあるは、何となく高清より年高き人の如く聞えて、子とは思はれず、況や此家の古文書を熟考ふるに、建久より八十年以前建部宿禰姓の者、大隅禰寢南俣の地を領しなり、其は久安三年建部宿禰親助が解狀に、禰寢院南俣者、親助父故賴親之所領也、而賴親存生之時、所讓親助也、仍賴去天永三年四月十八日死去之後任處分親助總領之刻云々とあればなり、かくて此氏の事を此ばかり長々しく云べきにもあらねど、建部姓の世に遍れるは、此氏を除きて外に多くは世にあるまじく思はるゝを、其家にて平氏の裔なりと云が惜しくてかず〳〵に考へたる事のありしを、辨がたくて、因に書加へつるなりけり、然はあれど宿禰姓なる族もいづれの建部にか詳かならず)太玉、鴨姬、ともに見えず、〇一兒は竺志連公なり〇三川穗國造、國造本紀に、穗國造、泊瀨朝倉

朝、以生江臣祖葛城襲津彦命四世孫苑上足尼、定賜國造、とある是なり、委しくは國造本紀攷卷一の四十四葉にいへり、美巳止直（止直舊本上與と作るは誤れり、延佳本に從ふ）も伊佐姫も考なし、○一兒は竹古連公これなり、○宇太笠間連、和名抄に、大和國宇陀郡笠間郷あり、此より出たる姓にや、（伊勢國員辨郡、加賀國石川郡にも此郷名はあり）此姓も大幹命、また止巳呂姫もいまだ物に見あたらず、一兒は椋垣連公と見ゆ、

弟物部止志奈連公（杭田連等祖）弟物部片堅石連公（駿河國造等祖）弟物部印岐美連公（志紀縣主、遠江國造、久努直、佐夜直等祖）弟物部金弓連公（田井連、佐比連等祖）巳上四連公、同朝御世、竝爲侍臣、供奉、

止志奈連公と云名も、杭田連と云姓も見あたりたる事なし、○片堅石連公、和名抄に美濃國方縣郡方縣郷に由緣ある名なるべし、神名式、同郡に、方縣津神社もあり、○駿河國造國造本紀に、珠琉河國造、志賀高穴穂朝世、以二物部連祖大新川命一、兒片堅石命一、定二賜國造一、（此に大新川命兒といへるは違へり、片堅石命は大新川の弟十市根命の子なればなり）○印岐美連公、和名抄に越後國頸城郡物部郷、五公（以木美）郷を並記せるは由あるか、神名帳同郡物部神社（今物部村に坐して物部明神と云）五十君神社（今山五十君里五十君と云所ありて、此社はその山五十君に坐せりとぞ）など記せるを思ふに、此連公

を祀れる社なるべし、さて此連の伯父に大新川命建新川命と云名の新川は、越中國の郷名なるにも由ありて聞ゆ、○志紀縣主は建新川命の譜（百九十四）に云り、○遠江國造、々々本紀に、遠淡海國造、志賀高穴穂朝、以二物部連祖伊香色雄命兒印岐美命一、定二賜國造一、（按ふに兒は孫とあるべきなり、伊香色雄の子十市根その子印岐美連なればぞ）○久努直、物に見えねど、久努國造同氏なるべし、（久努國造の事は印葉連公の譜下考ふべし）佐夜直は已にいでゝ、其の所に云り、（二百〇三頁）直は首の誤ならむと思ひうれど、彼にも此にも直とあれば猶誤りには非で、首姓なると直姓なると二氏ありげむが、姓氏錄にも正史にも漏たるを、此紀にのみ適存れるものにぞあるべき、○金弓連公は、金弓と云事の古く見えたるは、出雲風土記、島根郡の下に、加賀郷郡家西北二十四里一百六十步、佐太大神の所坐也、御祖神魂命御子支佐加比比賣命、闇岩屋哉詔、金弓以射時、光加賀明也、故云加加、また常陸風土記、崇神天皇の御世、香島大神に奉る御幣の物の中に、鐵弓二張鐵箭二具などあり、かゝればいと古へ鐵また其餘の金もて弓を作る事のありとみえたり、さて金弓連も此物に由緣ある名と聞ゆれど、いまた考得ず、○田井連（何れの地名を負る姓とも知がたし、和名抄に出雲國飯石郡田井郷あれど、由なし、神名式に河內國丹比郡田坐神社あり、河內志に、在二丹比郡田井城村、今稱二八幡一とみえ、抄に志紀郡

田井郷もあり、是地ならむ)天武卷に、十年四月庚子、田井直吉麻呂賜姓曰連、○佐比連、此姓いまだ考へ得ず、佐比は山城國紀伊郡佐比里にや、(三代實錄、貞觀十三年閏八月、山城國紀伊郡云々、下佐比里、上佐比里、日本紀畧、延暦十四年七月、佐比津、十五年八月佐比川などある、みな同地と聞えたり、また播磨風土記(揖保郡部)に佐比岡、所以名佐比者、出雲之大神、在於神尾山、此神出雲國人經過此處者、十人之中留五人、五人之中留三人、故出雲國人等作佐比祭於此岡、遂不和受所以然者、比古神先來、比賣神後來、此男神不能鎭而行去之、所以女神怨怒也、然後河內國茨田郡枚方里漢人來居此山邊而敬祭之、僞得和鎭、因此神在名曰神尾山、又作佐比祭處、卽號佐比岡、と云事もあり、

九世孫物部多遲麻連公、(武諸隅大連之子)此連公、纒向日代宮御宇天皇御世、拜爲大連奉齋神宮、物部五十琴彦連公、女安媛爲妻生五兒、

多遲麻連公、但馬國に依れる名歟、神名式但馬國城崎郡物部神社、氣多郡賣布神社などあればなり、(賣布は從祖父、大咩布命に由緣あり)又この連の子伊與連公と云人あるを思ふに、伊豫國宇和郡立間(多知万)郷にも由有げなり、又尾張國知多郡にも但馬郷あり、○纒向日代宮は、景行天皇の大宮所なり、○五十琴彦は、次條に見えて此連の再從兄弟にあたれり、安媛は見あたらず、五兒は印葉連公、山無媛、伊與連公、大別連公をさせり、

孫物部五十琴宿禰連公、(膽咋宿禰之子)此連公、磐余稚櫻宮御宇神功皇后、攝政、御世、元爲大連、次爲宿禰奉齋神宮、物部多遲麻大連女香兒媛爲妻生三兒、妹物部五十琴姬命、此命纒向日代宮御宇天皇、御世、立爲皇妃、誕生一兒、卽五十功彦命是也、弟物部五十琴彦連公、此連公物部、竹古連公、女弟媛爲妻生二兒、

五十琴宿禰に伊己止足尼、伊己灯宿禰などありて、姓氏錄に見えたり、○磐余稚櫻宮御宇は、履中天皇也、さて履中天皇は神功皇后の攝政元年より其卽位まで、凡二百年ばかり後の御世なるを、神功の上に記せるは、いかゞ、もし下上に寫し誤れるものとせむか、然らば其妹の景行天皇の皇妃たりしと云に據りていはむに、神功の初年までにやなられけむ、然ならむには、彼宿禰と同じく世の長人と古より云傳ふべき事なるを、然らざるは疑はし、故、件の七字は衍なること著し、○元爲大連、次爲宿禰は、膽咋宿禰の譜に、元爲大臣、次爲宿禰、また麥人宿禰、大前宿禰、小前宿禰などの譜にも、同例に記せれど、大連なりし人の宿禰となるべき由なし、況てや五十琴宿禰大連たる事它の古書に見あたらず、此らはみな例の己家貴くせむとて造れる妄誕と知るべし、(但し某宿

禰と云名の多かるは、元宿禰として仕奉れるが、名に添て某宿禰と喚(ヨベ)るゝなるべし）○安媛考なし、この父多遲麻連は上に見ゆ、此宿禰には再從兄弟に當れり、○五十琴姫、景行天皇の皇妃なりし事は古事記書紀ともにみえず、五十功彦命は皇胤紹運錄（景行天皇の皇子を擧たる中）に五十功彦命あり○五十琴連公、また弟媛いつれも見あたらず、竹古連公は次に見ゆ、二兒は目古連公と牧古連公となり、○さて上の五十琴宿禰の裔のものに見えたるは、佐爲連（この姓の事は石持連公の下に注へし）氷連、高屋連、などあり、○姓氏錄、河内神別、氷連、石上朝臣同祖、饒速日命十世孫（一本十一世とあり）伊己灯（一本燈と作り）宿禰之後也とあり、さて此姓は供御の氷を掌るより負るものなるべく覺ゆ、其は水取連も此同祖にて、御水(ミヒ)とりの事を掌(ツカサ)り、延喜主水式に、其供御氷者云々、凡供(ヘ)中宮(ニ)氷者、云々、東宮、氷者、云々、などみえ、氷室云々、河内國讃良郡讃良一所（河内志同郡に、氷室趾在(ニ)瀧村、上方(ニ)今稱(ハ)室、池、邑(ハ)屬甲可頂(ニ)、また大縣郡に氷室趾在(ニ)雁多尾畑村(ニ)とあるも此氷室、趾なるべし）とあるも由ありて聞ゆればなり（百六十九頁氷取連の下又石持連公の下に云を併考べし）○また高屋連、同神十世孫伊己止足尼大連之後也、この高屋は河内古市郡の地名と聞ゆ、氏人は續紀慶雲元年六月乙丑、河内國古市郡人高屋連藥女、また廿六（三丁左）高屋連賀比、廿七（五丁右）高屋連並木、廿八（二丁左）高屋

連赤麻呂などあり、河内國石河郡□村より堀得たりと云誌石に、故正六位上常陸國大目高屋連枚人之墓、寶龜七年歲次丙辰、十一月乙卯朔、廿八日壬午葬、とあり、此も氏人と聞ゆ、神名式同國古市郡高屋神社（河内志に在(ニ)古市古屋敷邑(ニ)今稱(ハ)山王(ト)みえ、諸陵式古市高屋丘陵、古市高屋墓などあり、されば高屋は古市郡の地なる事決く、今も高屋村ありと云り）も見ゆ、氏神にやあらむ、

弟物部竺志連公（肥前風土記に物部經津主之神もよしあるへし）、（奄智蕞連等祖）弟物部竹古連公（藤原恒見君、長田川合君、三川蕞連等祖）弟物部椋垣連公（城蕞連、比尼蕞連等祖）已上三人同朝御世、竝爲侍臣供奉、

物部竺志連見あたらず、或書に播磨の假字風土記を引て、（神功皇后の征韓の事を云る條）佐野庄麻生山、云々、又近隣に幡矛神鈴を立給ふ、矛の立し處は山脇村の山と云なり、鈴の立し所は鈴野と云ふ、御着村の西なり幡の立し所を幡野と云ふ、云々、印鐸の落止りし所を印鐸大明神と山脇村に祭る、麻積の祖竺志臣命に命じぬ」と云り、其麻積は穗積を誤れるにて此連公の事を申せるにや、神功皇后の御世と云るも叶へり、松津國造、また末羅國造などいつれも物部姓より分れたる派にて、筑紫國に住み、また聞物部贄田、物部などゝも同國なるも由あり、又高良玉垂神社の大祝に鏡山氏宗崎氏ありて、物部姓にて、玉垂神の裔孫なりと云傳るも由ありて聞ゆるを、按ふに此竺志連公の彼國

に下り住たるが、其族の廣ごりて、其祖神を高良玉垂命と號けて祭れるには非じか猶考べし、○奄智綾連はいまた考えず奄智は大和城下郡奄智知村あり、これか、（雄略卷二十三年云々、筑紫安致臣〔名は闕たり〕云々等率船師以襲高麗、と云る筑紫安致ならむも知るべからず、然らは安致も奄智も、ともに筑紫の地名と聞ゆ、考べし）○竹古連公椋垣連公ともに考なし、（姓氏錄、攝津神別）天兒屋根命の後に椋垣朝臣姓あるは、椋垣、連公に由緣ありげ也、なほ同命の裔に藤原朝臣姓あるに、竹古連公の裔に藤原恒見君姓あるをも又由緣ありて聞ゆ）○藤原恒見君、藤原は持統卷に藤原宮あり、釋紀に私紀曰（中略）恐按、氏族畧記云、藤原宮在高市郡、鷲栖坂北地、とあるこの地は万葉一（長歌）に藤井原と云る地也、とぞ、藤原姓の出たる地は此と別地にして、今も同郡大原村是なり、又添上郡藤原川と云もありて、何とも決めかたし、又恒見は垣見の誤か、其は神名帳越中國射水郡物部神社加久彌神社二座（今加久彌村と云にあり）を並べ擧たるは、此に由ありげなれば、また和名抄に近江國神埼郡垣見郷と云も見ゆ、（されど西海巡見記といへる書に、豊後國企救郡恒見浦と云あり）○長田川合君（和名抄に伊勢國飯野郡、遠江國長上郡、上野國吾妻郡、播磨國賀夜郡、攝津國八田郡、陸奥國白河郡、伊賀國伊賀郡などに長田郷と云はあるなり）未だ考得ず、○三川蘊連、三川は參河國にて、母の

三川穗國造に由あり、○城蘊連、城は大和國城上城下郡なるべし、○比尼蘊連、比尼は和名抄に和泉國日根郡、遠江國佐野郡日根郷あり、是等の地名なるべし、上件の姓ども更に考ふべき由なし、又蘊と云を姓に負けむとも詳ならず、（強て云はゞ蘊は上代に男女ともに頭の飾に懸る物にて、眞拆蘊、日影蘊などあれば、蔓草を用ひしこと著し、然るを後々には其を模して絲また麻などにて造れる事となりやしけむ然らは其を造る部の職あるべき勢なれば、即其部を率て仕奉りし故に、姓に負ひしにやあらむ、さて姓氏錄大和蕃別に、蘊連出自百濟人狛大之後也と云が有て、甚混らはしき故に、大和に住る蘊連をは、奄智城といひ、和泉なるをは比尼など云ひて、蕃別をはたゞに縵連とのみ呼しものなるべし、さて天武卷八年八月縵造忍勝と云人見え、十二年五月縵造賜姓曰連とみえたるは蕃別の流ならむか）○同朝とは景行天皇の御世を申せしなり

次矢田皇女、次雌鳥皇女、其矢田皇女者、難波高津宮御宇天皇立爲皇后、弟物部伊與連公、弟物部小神連公、已上二人同朝御世竝爲侍臣供奉、弟物部大別連公、此連公、難波高津宮御宇天皇御世、詔爲侍臣奉齋神宮、輕島豐明宮御宇天皇太子菟道稚郎子、同腹妹矢田

十世孫物部印葉連公、（多遲麻大連之子）此連公輕嶋豐明宮御宇天皇御世拜爲大連奉齋神宮、姉物部山無媛連公

皇女、難波高津宮御宇天皇立爲皇后、而不生皇子之時、詔侍臣大別連公、爲皇子代后、號曰大原皇女、仍賜姓曰大原連公、（大原は今も山梨村と山梨へ山梨郡に又同名あり）

印葉連公、和名抄下總國印幡郡印幡郷あり、此に由あるなるべし、（此隣郡を匝瑳郡といふ、物部匝瑳連と云姓、此の地より起れり、此姓は小事連公の下にいふべし）大連たりし事見あたらず、仲哀天皇の御世に、久努國造に任れしは此人なり、其は〇國造本紀に久努國造筑紫香椎朝代、以物部連祖伊香色雄命孫印幡足尼定賜國造、（孫は四世孫なるべき處なり）とありて輕島豐明朝（應神）に仕奉ると云るにも符へればなり、〇山無媛、いまだ考得ず、此連公已下五十五字は後人の書紀の文に、據りて造れるものなり、應神卷に二年春三月庚戌朔壬子、（中略）次妃和珥臣祖日觸使主之女宮主宅媛、生菟道稚郎子皇子、矢田皇女、雌島皇女、古事記同段にも、丸邇之比布禮能意富美之女名宮主矢河枝比賣云々と見えて、物部氏の女ならぬ事著きを思ふべし、〇伊與連公、この名伊豫國に緣あるべし、（百三十一頁物部首の下見べし）小神連公攝津國河邊郡雄上郷あり、此二人它書に見えず、〇大別連公も考へず、〇難波高津宮は仁德天皇の御事也、〇菟道稚郎子、矢田皇女は上文にも見えて、其注にいへり、此皇女を皇后と爲給へる事は、仁德卷に（天皇この皇女を戀ひまして、皇妃と爲と思し〻かど、磐之媛皇后の妬玉ふに依て御意のまゝならざりしを、皇后薨給ひての、ち）三十八年春正月戊寅立八田皇女爲皇后、〇不生皇子之時云々は、古事記（仁德段）に天皇戀八田若郎女、賜御歌、其歌曰、夜多能比登母登須宜波、古母多受、（八田の一本管は子不持にてなり）多知迦阿禮那牟、阿多良須賀志賣、（言には菅原と云ど實は可惜清し女ぞの意なり）爾八田若郎女答歌曰、夜多能比登母登須宜波、比登理那理登母、意富岐彌斯、與斯登岐許佐婆、比登理遠理登母、（一人にて子不持居とも天皇の縱と詔はゝ、御子は無くとも縱やとの意）故爲八田若郎女之御名代定八田部也、と云る時の事と聞ゆ、さて本文爲氏造と云事通えず、此はもと不生皇子之時、爲皇后之御子代定八田部、詔侍臣大別連公、便爲部造、改賜矢田部連公姓、など有けむを、其意を得辨へず、みだりに書たるものなり、（此に記せる趣にては矢田皇女の御世は此物部連氏の女にて、大別連は其弟なれば、其由緣を以て八田部を掌らしめ給ひしものにて、然る理の如く聞ゆれど、古事記書紀ともに和珥臣女と有るぞ正しかるべければ遠には諾ひがたし）〇矢田部連は上に云へり、此に爲氏造と、あるを按ふに、矢田部造とありけむを、後に連姓を賜へるに依りて、連とは記るなるべし、さて和名抄に攝津國八田部郡、常陸國那珂郡、河内郡、久慈郡備中國賀夜郡に八部（也

多郡）鄉あり、又參河國幡豆郡、上野國多胡郡、邑樂郡、加賀國江沼郡、能登國能登郡、越中國礪波郡、備中國下道郡、周防吉敷郡に八田（也多）鄉あり、如此諸國に八田八部などの地名多きは、此八田部を定め給へるに依れるものと聞えたり、神名式に大和國添下郡矢田坐久志玉比古神社二座、丹後國與謝郡矢田部神社、丹波郡熊野郡（ともに）矢田神社と云もあり

孫物部伊莒弗連公（五十琴宿禰之子）此連公稚櫻柴垣二宮御宇天皇御世、爲大連奉齋神宮倭國造祖比香賀君女玉彦媛爲妻生二兒、姊岡陋媛爲妾生二兒、弟麥入宿禰連公、此連公遠飛鳥宮御宇天皇御世、元爲大連、次爲宿禰奉齋神宮、物部目古連公（田井連等祖五十琴彦子）弟物部四兒、弟物部石持連公（佐爲連等祖）孫物部目古連公（佐比佐連等祖）

伊莒弗連公履中卷に、二年平群木菟宿禰蘇賀滿智宿禰、物部伊莒佛大連、圓大使主、共執國事とみえたれば、大連たりし事著し、此連の裔は依羅連、巫部連、高橋連などみゆ、○稚櫻は磐余稚櫻宮にて、履中天皇柴垣は河內丹比柴籬宮にて、反正天皇の御事と聞えたるを、如此畧きて記せる甚拙し、○倭國造、國造本紀に、大倭國造、橿原朝御世、以椎根津彦命爲大倭國造とあり、比香賀君も玉彦媛も見當らず、二兒は眞椋連公、布都久留連公なり、○

姊は字書に妻之妹、從妻來者曰姊とあれど、此は漢土の制にこそあれ、皇國に無き事なれば、此義には非ず、和名抄に、弟之女を姪、（和名米比）とある弟之女と云る義に用ひたる字、なるべし、（されど麥入宿禰石持連二人のうち、何れの子にや詳ならず）岡陋媛、名も訓も考得ず、○依羅連、依羅は和名抄河內國丹比郡依羅（與佐美）鄉是なり、姓氏錄右京神別、依羅連同神十世孫伊己布都大連之後也、左京神別、依羅連、饒速日命十二世孫懷大連之後也、（伊莒弗の子懷なれば、如此いへるも違ふとなし、十二世は此紀に據に、十一世とあるべきなり、然れど下文に十二世孫物部多波連公、依網連等祖、十三世孫物部呉足尼連公、依羅連等祖、など十二世十三世にかけて云るも由緣ある事なるべし、故姓氏錄の文懷大連は多波連の誤ならむと思ひしかど、なほ十三世孫とかけるもあれば、誤には非じかし、）氏人は齊明卷（四丁右）に依羅連稚子あり、さて續紀に、神護景雲元年七月辛未河內國志紀郡人從六位上依羅造五百世麻呂、丹比郡人從六位下依羅造里上等十一人依羅連とあるも此族なるべし、（姓氏錄河內諸蕃に、依羅連、百濟國人素彌志夜麻美乃君也と見えて、同國に住みなから、同姓なるは甚混らはしきを、熟思ふに後に依羅連とのみ云るは蕃別の族にて、神別なる依羅連は物部依羅連と別ちいへるものにやあらむ、又攝津皇別に依羅宿禰あれど、此はもと依羅我孫と云し姓より分れたれ

ば別なり）さて依羅連とは畧て稱る名にして、正しくは物部依羅連と云りと覺ゆ、姓氏錄河內神別に、物部依羅連、神饒速日命之後也、とあるにて知るべし、彼左京右京の依羅連は、後に河內より移り居る族人と聞えたり、さて此氏人推古卷（十三丁左）に物部依網連抱また（廿四丁左）物部依網連乙等みえ、續紀に天平四年夏五月壬寅朔正六位下物部依羅連人會賜姓朝臣、姓、〇巫部連は百七十二頁、また下の眞椋連公の譜をみて知るべし、〇高橋連、神名式大和國添上郡高橋神社（大和志に在八條村鴈枕川東と見ゆ）みえ、武烈卷の歌に、擧慕麻短羅佗箇幡志とある處是なり、（和名抄遠江國城飼郡高橋鄉もあり）姓氏錄河內神別、高橋連、同神十四世孫伊己布都大連之後也（十四の四字衍なるべし、上の依羅連の條、また本文にも十世孫とあればなり、さて此姓の事は百八十四頁、また下の建彥連公の譜を合考ふべし）〇麥入宿禰、姓氏錄、（佐爲連條）に饒速日命八世孫とあり、此に合はず、（其文は次の石持連の條に引り）大連たりし事考へず、目古連は從兄弟にあたれり、全能媛見あたらず、四兒は大前宿禰、小前宿禰、御辭連公、石持連公をいへり、〇石持連公、麥入宿禰の子に此同名あり、〇佐爲連、古事記（神武段）に狹井河（佐韋河とも）神名式大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社みえ、今も狹井溪また狹井寺など云が有とぞ、（大和志に狹井溪、源自三輪山、遠狹井寺跡、至箸中村入纒向溪といへり）此地名を負るなるべし、姓氏錄、山城神別、佐爲連、同神八世孫物部牟伎利足尼之後也、（八世は此紀に據るに十世の誤か、さて姓氏錄に牟伎利足尼之後といへるを、本文には弟石持にかけて記せるは、兄弟の傳への誤りかともいふべけれど、麥入宿禰の子に石持連公と云同名あるを思ふに、もと此名の下に佐爲連と有けむを、寫者の見まがひて、弟の石持連公の下に記せるより誤れるものなるべし、然らば姓氏錄なるは父にかけ、本文なるは子に繫て云るにて、差へる事はなきなり）また（宇治宿禰の次に）佐爲宿禰、同上（とありて伊香色雄命に係ていひ）また大和神別、佐爲連、石上朝臣同祖、神饒速日命十世孫伊己止足尼之後也、（と五十琴宿禰に係ていへるは、違へるが如くなれど、伊香色雄の子膽咋、その子五十琴、その子麥入、その子石持なれば、唯祖と孫とに云傳へたる異りのみにて、違へるにはあらず）とある此大和なるが本にて左京（百八十四頁に云り）又山城のは後に移り居しものと聞えたり、播磨風土記（讚容郡部）に彌加都岐原、難波高津宮天皇之世、伯耆、加具漏、因幡、邑由胡二人大驕无節、以清酒洗手足、於是朝廷以爲過度、遣狹井連佐夜召、此二人、爾時佐夜仍悉禁二人之族、參赴之時、屢濱水中、酷拷之云々、所溺之處、卽号美加都岐原、また天智卷（一丁左）に狹井連檳榔をして百濟王豐璋を五千餘の兵もて送れる事みえ、天武卷に十三年十二月己卯、狹井連賜姓曰宿

禰ごあり續紀一（十三丁左）律令を撰定せる人の中に狹井宿禰尺麻呂みゆ、○目古連公、牧古連公、いづれも考得ず、○田井連、佐比佐連、（下の佐は上の金弓連公の條に據るに、きはめて衍字なるべく思ゆ）二百○九頁見るべし

十一世孫物部眞椋連公（巫部連文島連、須佐連等祖、伊苫弗宿禰子）弟物部布都久留連公、此連公大長谷朝御世、爲大連奉齋神宮、依羅連、柴垣女大姬、爲妻生一兒、

眞椋連公は、姓氏錄（巫部連條）續後紀に據るときは、雄畧天皇の御世に大連として仕奉りし人と聞えたり、（姓氏錄の文は百七十二頁にみえ、續後紀の文は次に引り）巫部連は天武卷に十三年十二月己卯、巫部連賜姓曰宿禰、（續紀に天平勝寶四年五月丙寅、免官奴錄足賜巫部宿禰とあれど、此御世のほどは、姓氏の事甚混亂なる事多かれは、かならず此氏人とも決がたし）續後紀に、承和十二年秋七月己未、右京人中務少錄正七位下巫部宿禰公成、大和國山邊郡人散位從六位下巫部宿禰諸成、和泉國大島郡人正六位上巫部連繼麻呂、從七位下巫部連繼足、白丁巫部連吉繼等賜姓當世宿禰、公成者神饒速日命苗裔也、昔屬大長谷幼（印本作桓者誤、今據書紀訂之）武天皇時、公成始祖眞椋、大連奏迎筑紫之奇巫、奉救御病之齋宣、天皇寵之賜姓巫部、後世疑謂巫覡之種、故今申改之、（此こと百七十二頁に引る姓氏錄と合考べし）とあるにて巫部と姓に負る由は

東寺に藏るの眞和四年の文書に山城國紀伊郡佐井里あり、此地名を負る姓と聞ゆ、

明らかなり（さて筑紫奇巫をしも迎へたる事は、いかなる緣ならむと考ふるに、まづ此筑紫は姓氏錄に豐國とあり、今豐前豐後是なり、又物部氏に隷屬たる筑紫聞、物部も、豐前國規矩郡と云ふあたりに住めりと聞ゆ、かゝれは物部連の領れる地なごの、彼の國に在りて、其國人の往來もしつるなるべければ、彼奇巫の在る事を豫て聞持る事の有けむ、故御病の時に、其由を奏して云々の事有しなるべし）三代實錄に貞觀十五年八月十七日丁丑、和泉國大鳥郡人大藏大錄正七位上當世宿禰高門改本居貫附左京職、○文島連、須佐連（和名抄に紀伊國在田郡、名草郡、出雲國飯石郡などに須佐鄕と云あれど）いまた考得ず、○布都久留連公は、姓氏錄に懷大連、また布都久呂大連と見えたれば、大連なりし事決なし、さて此連公の後は依羅連（此姓の事は二百十九頁にあり）柴垣連、物部などこれなり、○柴垣太姬いつれも物に見あたらず、一兒は木連子連公なり、○柴垣連、古事記（反正段）に多治比之柴垣宮、書紀（同條）に元年冬十月、都於河內丹比、是謂柴籬宮、とあるに據れる姓か、姓氏錄、左京神別（依羅連の下）柴垣連、同上（布都久留の子小事連の下に柴垣連等祖とあるも遠へるには非ず）○物部は崇峻卷（大連守屋の事を云る下）に從志紀郡到澁河家、大連云々築稻城而戰とみえ、河內志（澁河郡の下）に物部守屋窟、在太子堂村、傍有鏑矢冢、又（隣郡なる志紀郡）稻城址在弓削村、物

部守屋所據とあれば、河內國に住りと聞ゆるを、なほ布都久留連の頃も、既く此處に住居しものなること著し、（故此連の裔に依羅連を負へるか見え、其妻も依羅氏なるは、河內丹比郡依羅郷に依れるものにて、上の柴垣連に由あり）故姓氏錄、河內神別に、同神十三世孫物部布都久呂大連之後也と見えたり、また左京神別（石上同祖と云文を受て）物部、同上、同祖、また、和泉神別、物部、同神六世孫伊香我色雄命之後也、また未定雜姓、右京に、物部、神饒速日命六世孫伊賀我色雄命之後也とあり、（物部造、物部首、物部肩野連、物部依羅連の條をも合見べし）續日本後紀、承和十三年十二月甲午、尾張國山田郡人內藏少屬正六位上物部宮守、改本居貫左京六條四坊、嘉祥二年冬十月乙酉近江國愛智郡人音博士從六位下物部弘範、散位從六位上物部弘範等、改本居貫附左京六條二坊とあるは、共に左京神別と聞え、文德實錄に齊衡三年九月癸卯、大僧都傳燈大法師位實敏卒、實敏俗姓物部氏、尾張國愛智郡人也、この實敏はかの弘範の同氏なるべし、帳愛智郡物部神社に由ありて聞ゆ、三代實錄、貞觀四年秋七月廿八日乙未、因幡國巨濃郡人中宮大屬正六位上物部門起、貫附右京職、六年五月十一日丙申、右京人因幡權掾正六位上物部門起、賜姓春道宿禰とあるは、右京神別の裔と聞えたり、さて肥前國風土記に、三根郡物部郷、在郡南、此郷之中有神社、名曰物部經津主之神、靈若小墾田宮御宇豐御食炊屋姫天皇、令來目皇子爲將軍、遣征伐新羅、于時皇子奉勅到於筑紫、乃遣物部若宮部、立社於此村、鎭祭其神、因曰物部郷、若宮部は此氏人にて、石上大神に由あるをもて、布津主神を祭らしめしものなるべし、常陸風土記に、信太郡、古老曰難波長柄豐前大宮馭宇（孝德の天皇と申す）天皇之世癸丑年小山上物部河內、大乙上物部會津等、請惣領高向大夫分筑波茨城郡七百戸、置信太郡、此地本日高見國也、また續紀に養老七年三月戊子、常陸國信太郡人物部國依改賜信太連姓、延曆五年冬十月丁丑、常陸國信太郡太領外正六位上物部志太連大成、以私物周百姓、急授外從五位下とあるは、決て彼伊香色雄の後なる久自國造より支別たる族と聞え、持統卷（卅一丁）伊豫國風速郡物部藥は風速國造の氏人と聞えたり、續紀、和銅六年五月甲戌、讃岐守正五位下大伴宿禰道足等言、部下寒川郡人物部乳等二十六人、庚午以來並貫良人、但庚寅校籍之時、誤涉飼丁之色、自加覆察、就令自理、支証的然、已得明審、自厥以來、未附籍貫、故皇子命宮（皇子命は草壁皇子を申せり）檢括飼丁之便、誤認亂等爲飼丁焉、於理斟酌何足憑據、請從良色、許之、とあるは讃岐三野物部によしありて聞ゆるを思ふに、此氏人なるべし、また七年五月癸丑、土佐國人物部毛虫咩とあるは、物部鏡連の族と聞え、六月己巳、寺人姓本是物部族也、而庚午年籍因居地名始號寺人、疑涉賤稱、故除寺人改從本姓、又養老七年二月癸亥、但馬國

人寺人小君等五人、賜道守臣姓、なども有るはいづれの氏人にか詳ならず、（皇別に物部また道守臣姓あり）また日本後紀に、弘仁四年正月戊寅、大和國人從六位下物部福麻呂、賜姓廣澄宿禰、續後紀に承和七年三月戊子、陸奥國宮城郡權大領外從六位上勳七等物部巳波美造、私地　公田八十餘丁、輸私稻賑公民一万一千束など見えたるも異姓か同姓か、

弟物部目大連公、此連公磐余甕栗宮御宇天皇御世、爲大連奉齋神宮、弟物部鍛治師連公（鏡作小輕馬連等祖）

〔弟物部竺志連公（新家連等祖）〕

目大連は雄略卷にも、物部目連爲大連とあり、○磐余甕栗宮は、清寧天皇を申せるなれば、此二御世かけて大連なりしなるべし、さて雄略卷に十三年春三月、狹穗彥玄孫歯田根命、以根命、竊奸采女山邊小島子、天皇聞以歯田根命、收付於物部目大連、而使責讓歯田根命、以馬八匹大刀八口、贖除罪過云々、天皇使歯田根命、資財露置於倭香市邊橘本之土、遂以餌香長野邑賜物部目大連、（これにて物部連の兵權を執れるのみにあらず、刑罰の事をも掌りしこと明けし、また倭香長野邑は、和名抄に河内國志紀郡長野郷、又諸陵式に惠我藻伏山岡陵（中略）在河内國志紀郡、惠我長野北陵（中略）在河内國志紀郡、また書紀顯宗卷に倭香市、續紀神護景雲三年會賀市、司とみえたる、何れも同地なり、河内志古市郡に、惠我川自石川郡流至古市、曰惠我川、經碓井達安宿志紀兩郡界、また志紀郡長野已廢存澤田村、惠我長野陵存澤田村、これに據ば今志紀郡古市のあたりより、志紀郡澤田村までをかけて、古へは惠我といへりと聞え、さて其市ありし處なりし故に、後に古市と名けたるにやあらむ、故按ふに此地を賜ひて後は、兄布都久留連と共に河内國に住れしが、彼依羅郷ある丹比郡は、志紀郡の隣なり、又元より布都久留連と此國に住りしから、此地を賜へるもあるべし）また十八年秋八月己亥朔、戊申、物部菟代宿禰、物部目連以伐伊勢朝日郎、朝日郎聞官軍至、即逆戰於伊賀青墓、自矜能射、謂官軍曰、朝日郎手誰人可中也、其所發箭穿二重甲、官軍皆懼、莵代宿禰不敢進擊、相持二日一夜、於是物部目連自執大刀、使筑紫聞物部大斧手執楯、吒於軍中、俱進朝日郎乃遙見而射穿大斧手楯二重甲、幷入身肉一寸、大斧手以楯翳物部目連、目連即獲朝日郎斬之、由是莵代宿禰羞愧不克七日不復命、天皇聞之怒、輒奪莵代宿禰所有猪名部、賜物部目連、（按ふに莵代宿禰は、伊勢國人にて、彼猪名部を有る故に、朝日郎を征しめ玉ひしなるべし、さて功なかりしをもて、目連に其部を賜へりと聞ゆれば、伊香我色雄の裔の猪名部連となれるは何世とも知りがたけれど、實は此時よりの事にぞ有けむ、然れど莵代宿禰も物部連の族にては在也）とあり、此連そのかみ食國の御政を總攬る甚も貴重き位に在なが

ら天皇の詔命を蒙ては賤き敵人をし手づから誅戮て、如此武勇〳〵雄々しく振舞し古への風おし測られて、尊しとも貴くなむ、又大斧手の如此狀に勤みたる事は、饒速日命の時より、此氏に隷たる二十五物部の內に、筑紫聞物部と稱て、世々に恩義を受たる故なるべし、然はあれど、己が身を聊も顧る事なく、其主を翳蔽る甚あはれに甚愛たし、（古へはなべてかゝる風俗なりし故に、景行仲哀の二御世の天皇命だちは、大躬づから天下を巡たまひ、荒ぶる賊を征たまひ、神功は大后とましながら、韓國を平定玉ひ、皇子にしては大吉備津日子命、若建吉備日子命の吉備國を治め、大彦命の高志國を治め、日子坐王の丹波の賊を殺し、日本武命の熊襲と蝦夷とを伐たまひ、皇孫にして建沼河別命の東方十二道を治めたる類にて、大伴物部は言も更なり、臣連伴造八十伴緒に至るまでみな武勇を宗と仕奉りしかば、皇威も自ら四方八方に輝きたりしなり、然るを中世より後々は、文を左にし武を右にすとか云漢意に泥て、言痛細小なる制度を除りに取用ひ給へるより、終に彼國の文弱なる弊に陷りて、畏かれど大皇威も衰へましゝなり、さて已べき皇國の勢ならざる故に、武士どもいふもの起り立て、朝廷を輔翼奉り、大御手代として天下の御政申すこと、繁縛なる制度は不祥からず、武く雄々しく、直く正しく簡易なるぞ御國風に合へる御

政なりける）○鍛治師連公は見あたらず（鍛治の事は九十頁にいへる其處なる倭鍛師に由緣ある名などにや）○鏡作、此地名和名抄に大和國城下郡鏡作（加加都久利）伊豆國田方郡鏡作（加々美豆久利など）みえたれば、此より出たる姓か、はた姓より出たるか、何れにまれ、此姓未だ考得ず、（書紀神代卷に鏡作部遠祖天糠戸者造八咫鏡、古事記に伊斯許理度賣命者鏡作連等之祖、また鋳鏡連祖天抜戸兒己凝戸邊所造八咫鏡、造賜姓曰連とあるも、なほあれど此に由なし、又天武卷に十二年十月乙卯朔、己未、鏡作造賜姓曰連とあるも、石凝姥神の裔なるべし、さて鏡作の物部連に由緣ありし事も、物に見えざれば如此あるも疑はしき事なり）故熟按ふに、類聚國史に大同五年正月壬戌、土佐國香美郡人物部文連全敷女云々、同郡物部鏡連家主之妻也云々、と見え、和名抄に土佐國香美郡物部（毛乃倍）郷あり、神名式香我美神社といふなどあるを思ふに、鏡作は鏡連の誤りにはあらぬか、○小輕間連も考なし、續紀卅二（十八丁右）に輕間連島麻呂と云は此氏人にやあらん、○筑紫連公は膽咋連の子にて、上に見えたるを又此にあるは衍なり、伊許弗の子は四人なれば、五人在べき由なきをも思ふべし、また注の新家連も上の筑紫連公の下に有けむが混ひたるものなるべし、姓氏錄未定雜姓（河內國）に新家首、汗麻恵足尼命之後者不見とある汗麻恵は上田百樹が說に汗麻斯麻尼足尼命の誤ならんといへり、

然もあるべし、宣化卷元年夏五月（諸國屯倉の稻を那津之口に運ふ事の條）物部大連麁鹿火（宣）遣新家連（連）新家屯倉之穀（と見ゆ、此は物部の族なるをもて、物部大連にかく課せたまひしものなるべし、新家と云る地名は和名抄河內國志紀郡（出羽國田川郡に見え、讃岐國阿夜郡新居郷あり、續紀（和銅四年）伊賀國阿閇郡新家驛と云もあり）姓氏錄新家首は河內國とあれば是なるべし、）また伊勢國一志郡にも新家村あり、武同郡物部神社あるを思ふに、新家連は此より出たる姓にやあらん、其は神宮雜事記に天平三年度會郡少領新家連公人丸また長和二年度會郡大領新家望尊男同貞昌と云見えたり、

孫物部大前宿禰連公（永連等祖、麥人宿禰之子）此連公石上穴穗宮御宇天皇御世、元爲大連次爲宿禰、奉齋神宮、弟物部小前宿禰連公、（田部連等祖）此連公近飛鳥八釣宮御宇天皇御世、元爲大連次爲大禰奉齋神宮、

石上穴穗宮は安康天皇近飛鳥八釣宮は顯宗天皇に坐せり、○大前宿禰、履中卷（仲媛命の叛き奉りし事を云る條）に物部大前宿禰みえ、又安康卷（允恭天皇崩ませる事の條下）に（允恭天皇四十二年の）冬十月遂禮畢之、是時太子（輕太子を申）行暴虐淫于婦女、國人謗之、群臣不從、悉隸穴穗皇子（卽安康天皇を申）爰太子欲襲穴穗皇子、而密設兵、

穴穗皇子復興兵將戰云々、時太子知群臣不從、百姓乖違、乃出之匿物部大前宿禰（古事記大前小前宿禰大臣と作り）之家、穴穗皇子聞則圍之、大前宿禰出門而迎之、穴穗皇子歌之曰、於朋摩弊、烏摩弊、輸區塗餓、訶那杜加儜、訶區多智、豫羅泥、阿梅多知俄梅牟、大前宿禰答歌之曰、淵那柳比等能、阿由臂能古輸儜、於智珥岐等、淵那柳比等々、豫牟、佐杜弭等母由梅、乃啓皇子曰、願勿害太子、臣將議、由之太子自死于大前宿禰之家、（古事記に如此歌參歸白之、我天皇之御子於伊呂兄王無及兵、若及兵者必人咲、僕捕以貢進、爾解兵、退坐、故大前小前宿禰捕其輕太子、率出以貢進とあり、）とあり、履中反正允恭安康の四代に仕奉りし人と聞えたり、さて古事記に大前小前宿禰大臣とありて、一人の名とせるは、御歌の辭に因て誤れる傳なるべし、（この大臣は意富美といへるにて、大臣の由には非ず、其は古事記安康段に都夫良意富美とある傳に、書紀には間大臣とあり、さて意富美と云號の例は、明宮段に丸邇之比布禮能意富美と云人あり、遠飛鳥宮段に大前小前宿禰大臣と云あり、是一の號なり、然るにかの比布禮を書紀に日觸使主と書き、大前小前を此記に大臣と書、此圓を書紀履中卷には大使主、雄略卷には大臣と書れたるなど、皆紛ひたるなり、又使主と云は或人の號なれば、必大使主にも非ず、なほ意富美は別に一の號なりけりと云るが如くなるべし、委くは傳四十の十八丁あり）○氷

連の事は已に（二百十二頁）云る如く、伊已灯宿禰之後とあり、伊已灯宿禰は麥入宿禰の父にて、大前宿禰の祖父なれば、此にかくあるも違事なし、天武卷に十三年十二月巳卯、氷連賜姓曰宿禰とみえ、姓氏錄、左京神別、氷宿禰、石上同祖こは其祖にかけて云るなり）○小前宿禰は上に引る歌に、於朋摩弊（大前なり）烏摩弊輸區塗とある是なり、此兄弟大連たりし事ものにみえたる事なし、○大禰大の下舊本宿字あるは衍なり、延佳本の無きぞ宜しき、○田部連は景行卷に五十七年冬十月、令諸國與田部屯倉、（古事記同段に此御世定田部と見ゆ）安閑卷に、元年冬十月、天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歲之後、朕名絕矣、云々、大伴大連金村奏曰、亦臣所憂也、夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物爲名、請爲皇后次妃、建立屯倉之地、使留後代、令顯前迹、詔曰可矣、宜早安置、大伴大連金村奉稱宜、以小墾田屯倉與每國田部、給賜香々有媛、以難波屯倉與每郡鏤丁、給呪宅媛、以示於後式觀、乎貴、詔曰、依奏施行、（宣長云く、每國田部を給ふとは國々にある田部の內を取て、今賜ふ屯倉に屬て賜ふを云、其屯倉の御田を佃らせむがためなり）また（閏十二月大河內直味張が田地を惜みて朝廷に献らざりしが、後に罪を得る事を恐れし條）大河內直味張云々、啓大連曰、云々、伏願每郡以鏤丁奉時五百丁、秋時五百丁奉献天皇子孫不絕、藉此

新生、永爲鏤戍、云々、蓋三島竹村屯倉者以河內縣部曲爲田部之元、於是乎起（宣長云々、鏤丁は公の御田を耕るに役はるゝ丁を云、そは田事のいそがはしき時は田部の外に別に加へ役ふと見えたり、五百丁は五百人なり、さて蓋三島云々とは、古より三島の竹村屯倉の御田を佃るには、河內縣の百姓を以て田部として役ふ、是彼咏張が鏤丁を献り始めしより起れる事ぞと云るなり、河內縣は咏張が領れりし地なり）欽明卷に十七年冬十月、遣蘇我大臣稻目、宿禰等於倭國高市郡、置韓人大身狹屯倉（言韓人者百濟也）高麗人小身狹屯倉紀國置海部屯倉（一本云、以處々韓人爲大身狹屯倉、田部、高麗人爲小身狹屯倉、田部、是卽以韓人爲田部、故因爲屯倉之號也、三十年春正月詔曰、量置田部、其來尙矣、年甫十（徐脫レ籍、免課者衆、宜遣膽津檢定白猪田部丁籍、果成田戶、天皇嘉膽津定籍之功、賜姓爲白猪史、拜田令爲瑞子之副、敏達卷に、三年冬十月遣蘇我馬子、大臣於吉備國、增益白猪屯倉與田部、卽以田部名籍、授于膽津など見えたり、さて田部と云物は役て屯家の御田を佃らせむる料に定、當る、民の部なり、（そは尋常の如く其由を己が田として佃りて、祖稅を出すには非す、公の御田を役て佃くるなり、是漢國の古にいはゆる井田の法とて、公田を耕りしに似たり、されば其御田に出來たる稻はみなから屯倉に收むるなり、かくて田部の佃れる

勞の代には、其内を分て賜へるか、或は免さる、事などありしかさる細かなる事ども
は知がたし）宣長のいへるが如くなるべし、さて和名抄に伊勢國度會郡、下總國埴生
郡、下野國足利郡、出羽國河邊郡、長門國豐浦郡、筑前國早良郡などに田部郷といふがあ
るも、古へに此部の居住し跡なるべし、又田部連は件の部の長として仕奉れるより負
る姓にやあらむ、（其はまづ古へに屯倉と云るものは、國々處々に朝廷の御田ありて、
田部を役ひて佃らしめて、其御田に成れる稻穀を藏る御倉、及其官舍をも又其御田を
包合せて美祢氣と云り、さて其稻穀を藏むるは、唯朝廷の御膳の料のみには非ず、一つ
には民人どもの飢饉苦しむ事有む時の備とし、一つには朝貢奉る國人を饗し、又餘外
國の冠なむ事のあらむ時の料に設けたまへる、遠つ天皇命たちの深き御慮になも坐
しける、垂仁卷二十七年與屯倉于來目邑、とあるを始にて、安閑卷二年五月丙午朔甲寅、
置筑紫穗波屯倉、鎌屯倉、豐國膝碕屯倉、桑原屯倉、肝等屯倉、大抜屯倉、我鹿屯倉、火國春日
部屯倉、播磨國越部屯倉、牛鹿屯倉、備後國後城屯倉、多禰屯倉、來履屯倉、葉稚屯倉、河音屯
倉、婀娜國膽殖屯倉、膽年部屯倉、阿波國春日部屯倉、紀國經湍屯倉、河邊屯倉、丹波國蘇斯
岐屯倉、近江國葦浦屯倉、尾張國間敷屯倉、入鹿屯倉、上毛野國緑野屯倉、駿河國稚贄屯倉、
云々、九月丙午、詔櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等主掌屯倉之稅、また宣化卷元年夏
五月辛丑朔、詔曰、食者天下之本也、云々夫筑紫國者遐遐之所朝届、去來之所關門、是
以海表之國候海水以來賓、望天豐而奉貢、自胎中之帝洎于朕身、收藏穀稼、蓄積儲粮、
遙設凶年、厚邀良客、安國之方更無過此、故朕遣云々加運河內國茨田郡云々尼張國云々
伊賀國屯倉之穀備造官家那津之口、又其筑紫肥豐三國、屯倉散在縣隔、運輸遙阻、儻如須
要難以備率、亦宜課諸郡分移、聚建那津之口、以備非常、永爲民命、また播磨風土紀防磨
郡に所以稱防磨御宅者、大雀天皇御世、遣人喚意伎出雲伯耆因幡但馬五國造等、是五
國造卽以召使爲水手而向京之、以此爲罪御退於播磨國令作田也、此時所作之田卽號意
伎田出雲田、伯耆田、因幡田、但馬田、卽彼田稻收納之御宅卽號防磨御宅、又云賀和良久、三
宅、また欽明卷十七年秋七月、遣蘇我大臣稻目宿禰等於備前兒島郡置屯倉、以葛城山田、
直瑞子爲田令、推古卷、十四年每國置屯倉、などあり、又仁德卷首に、屯田司出雲臣之祖淤
宇宿禰、清寧卷二年に播磨國赤石郡縮見屯倉、首忍海部、造細目などあるを合せ思ふに、
御田を掌る人には田令また屯田司あり、又御倉官所を掌る人を屯倉首と云ひ、田部を
掌る者を田部連と云りと、聞ゆるをも思べし、）又舒明卷に元年四月辛未朔、遣田部連、
（闕名）於掖玖、二年九月田部連至自掖玖、天武卷（下の廿七丁右）に田部連國忍と云人見
え、紺紀（廿九の三丁左）に田部宿禰男足、また（卅の三丁右）田部宿禰足島（廿九の卅三

丁左、田部直息麻呂）と云もあり、同姓か異姓か詳かならず、猶小前宿禰の後は高橋連鳥見連などあり、○高橋連は上にいへり、（百八十四頁又二百二十頁）合せ考ふべし、姓氏錄、山城神別、高橋連、同神十二世孫小前宿禰之後也、○鳥見連は河内神別に鳥見連、同神十二世孫小前宿禰之後也、（この姓を上にかけて云るも違へるにはあらず、猶八十一頁又百六十九頁の左あはせ見るべし）

弟物部御辭連公、（佐爲連等祖）弟物部、石持連公（刑部垣連刑部造等祖）

御辭連公、石持連公、いづれも考得ず、○佐爲連は上菱入宿禰の下（二百二十頁）に云り、○刑部垣連、この姓みあたらず、○刑部造は二派ありと思しくて、甚混らはしきことあり、まづ其が一つは此物部連より分れたる姓、いま一つは姓氏錄蕃別に刑部造呉國人李牟意彌之後也とある是なり、さて天武卷に十二年九月刑部造賜姓曰連、また十三年十二月忍壁連賜姓曰宿禰と見へたるは、元一姓にて造の尸より連になり、又宿禰と爲れるもの、如く思はるれど然らず、いかにぞなれば、彼前の度に連姓を賜へる者三十八氏、後の度に宿禰姓を賜へるもの五十氏なるが、彼此共に同氏の一つも見へざるも て一姓ならぬ事を知るべし、（刑部とも忍壁とも文字を異にせしも、其差別を知らしむべき爲にもあらむ）さて後の八姓の等級に依て考ふるに、宿禰を賜へるは、いかにも故ある氏人と聞ゆれば、忍壁といへる方即物部氏の流にやありけむ、然はあれど正史に（刑部造と云はあれど）此姓の多からぬは、後に甚く變し故なるべし、（但し三代實錄仁和元年十月廿一日の條に美濃國多藝郡大領刑部連春雄見ゆ、氏人には非じ歟、物部多藝連姓に由あればなり）

十二世孫物部木蓮子連公（布都久留大連之子）此連公石上廣高宮御宇天皇御世、爲大連齋神宮、御大臣祖女黑媛爲妻生二兒

石上廣高宮は仁賢天皇を申せるなり○木蓮子連公は安閑卷に元年三月戊子、有司爲天皇納采云々、爲皇后別立三妃、立三云々物部木蓮子（木蓮子此云伊梅寐）大連女宅媛、冬十月云々大伴連金村奏稱、宜以云々雜波屯倉、與毎郡鏤丁、貶宅媛、とあり、○御大臣も黑媛も考なし、御大臣祖の下某と云名ありしが らず此連の子下文に麻佐良連公、目連公、長目連公、金連公、呉足尼、建彦連公と六人を載たり、是に據ば二兒の下某女某媛爲妾生四兒などの字脫たるべし、

弟物部小事連公、（志陁連、柴垣連、田井連等祖）弟物部、多波連公（依網連等祖）

弟は木蓮子連の弟なる由なれど、父布都久留連の譜生一兒とのみあるは疑はし、某女某爲妾生二兒など云文の脫たるか、若しくは一兒の一は三の誤にもあらん、○小事連

公は綏後紀に物部小事大連とある是なり○志陁連（延佳は志陁當作匝瑳ノ誤なれど）物部信太連に田ある姓なるべし、（二百二十四にいへり）○柴垣連上（二百廿三頁）に見ゆ○田井連も已にいへり（二百九頁又二百廿二頁見べし）○また物部匝瑳連姓もこの小事連公の後と聞ゆ、匝瑳は下總國の郡名にて、郡名卽此氏より出たる事下文にて明なり、匝瑳の名村名にも又は聞ゆる事なけれど、天正十七年の古文書に下總匝瑳鄉西光寺云々とあるこの寺は米倉村にあり、村の傍に生尾村あり、生尾の續き八日市場と云處の西方匝瑳臺と稱ふ字ありとぞ、さて米倉生尾は古へ匝瑳鄉の地と聞え、式匝瑳郡老尾神社今生尾村にありて匝瑳明神と云ふも因緣あり、小事の大連を祀れるにはあらじ、鰍、隣郡印播郡麻賀多神社は伊香色乎命の裔なる眞神田首に由あり、又印葉連公にも由あり、げに聞ゆればなり、さて氏人は日本後紀廿二（廿七丁）に物部匝瑳連足繼、續後紀三（十五丁右）に物部匝瑳熊猪あり、かくて、承和二年三月辛酉下總國人陸奥鎭守將軍（此二字前年五月爲鎭守將軍とあるに據て補ふ）外從五位下勳六等物部匝瑳連熊猪改連賜宿禰、又改本居貫附左京二條、昔物部小事大連錫節天朝出征坂東、凱歌皈報、籍此功勳、令得於下總國始建匝瑳郡、仍以爲氏、是則熊猪等祖也、（この坂東征しは何れの御世の事ならむ、詳ならぬを強て考ふるに、此連の兄木連子安閑天皇の御世人なれば卽此ほどの人なる事は著きを、此御世より五十年ばかり以前にも、四十七年ばかり以後にも、坂東に事ありしこと御紀に見えず、敏達天皇の十年に蝦夷の亂あり、（安閑天皇の元年より四十八年の後）其は同天皇の御卷に十年春潤二月蝦夷數千、寇於邊境、由是召其魁帥綾糟等（魁帥者大毛人也）詔曰惟爾蝦夷者、大足彦天皇之世、合殺者斬應赦者赦、今朕遊彼前例、欲誅元惡、於是綾糟等、懼然恐懼、乃下泊瀨中流、面三諸岳、漱水而盟曰、臣等蝦夷自今以後子々孫々、用清明心而事奉天闕、臣等若違、盟者天地諸神及天皇靈絕滅臣種矣、とある亂の時に、小事連公征坂東などは、書きたるなるべし、また此姓物部を略きて、匝瑳宿禰とのみも云しとみえて、同書六（八丁右）に鎭守將軍匝瑳宿禰末守と云人あり）さて小事連の匝瑳郡を建しは同祖四世孫に印葉連公と云人ある地なればなるべし、○多波連公考へず、依羅連は上（二百十九頁）にいへり

孫物部荒山連公、（目大連之子）此連公檜前廬入宮御宇天皇御世、爲大連奉齋神宮、弟物部麻作連公（借馬連笑原連等祖）

荒山連公、大連たりし事も名も它書に見あたらず、○檜前廬入宮は宣化天皇を申せり、

○麻作連公考へず、木蓮子の子に麻佐良連公と云あり、借馬連（次の長目連公の下に輕馬連、また金連公の下借馬みえ、又小輕間連と云もあり、二百二十九にいへり、何れも同姓と聞ゆ）東大寺正倉院文書、天平十年周防國正税帳に刑部少解部從六位下苅間連養德と云人見ゆ笑原（連式帳丹後國加佐郡笑原神社、淡路國三原郡笑原神社、いつれも今郡中に野原村と云處あり、和名抄讃岐國香川郡笑原（乃波良）郷と云あり此によりて訓べきにや信濃國安曇郡八原郷あり、和名抄に見ゆ、越前國天平二年正税帳（東大寺正倉文書之内丹生郡の連署に、主税勳十二等笑（原本作笑）原連與佐彌）

十三世孫物部尾與連公（荒山大連之子）此連公磯城島金刺宮御宇天皇御世、爲大連奉詔神宮弓劍連祖倭古連女子阿佐姫、次加波流姫、各爲妻兒生四兒、弟生三兒弟物部奈洗連公、

尾與連は、安閑卷に元年閏十二月、云々、應城部連枳莒喩女幡綾、倫取物部大連尾與瓊珞献奉日皇后、至事發覺、枳莒喩以女幡綾献采女丁、云々、物部大連尾與恐事由已、不得自安、乃献十市部、伊勢國來狹々、登伊、（來狹々登伊二邑名也）贄土師部、筑紫國膽狹山部、也、（十市部は和名抄大和國十市郡これなるべし、來狹々、登伊、いまた考へず、雄畧卷に攝津國來狹々村あり是歟、膽狹山部は豐前國京都郡諫山郷とある地なり、是を以て大和、また伊勢、また豐前などに、此氏の由緣ある事を知べし、また欽明卷の初に物部尾與大連、爲大連と見え、元年九月己卯、幸難波祝津宮、大伴大連金村、巨勢臣稻持、物部大連尾與等從爲、天皇問諸臣曰、幾許軍卒伐得新羅、物部大連尾與等奏曰、少許軍卒不可易征、蠻者男大迹天皇、六年、百濟遣使表請任那上哆唎、娑陀、牟婁四縣、大伴大連金村輒依奏請、許賜所求、由是新羅怨嘖數年、不可輕爾而伐、於是大伴金村居住吉宅稱疾不朝云々、又十三年冬十月、百濟聖明王、遣云々等献釋迦佛銅像一軀云々、是日天皇云々、乃歷問群臣曰、西蕃献佛相貌端嚴、全未曾有、可禮以不、蘇我大臣稻目宿禰奏曰、西蕃諸國一皆禮之、豐秋日本豐獨背也、物部大連尾與、中臣連鎌子同奏曰、我國家之王天下者、恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拜爲事、方今改拜蕃神、恐致國神之怒、天皇曰宜付情願人稻目宿禰試合禮拜、大臣跪受而忻悅、安置小墾田家云々（此に試合禮拜とある試といふ詞に心を付べし、凡て大御政の上にかけて、試に云々せむと云る事の始は何の患ともみえざれども、後には甚しき禍となれる例甚多し、況てや彼佛氏の敎といふものは虛無寂滅、天堂地獄などを主とせる說にて、我天津御祖神の千五百産屋を立むと詔へる御意に背けるものをや、況て它西洋の國々にて、後々に巧に設けたる說ども、表は宜々しげに聞ゆれども、裏には痛き邪說のこもれるものなるをや、然ば聊かも其を

試にものせむなど云時は、其害の多かる事、豈佛氏の禍に止るのみかは、かゝれば此尾輿の大連鎌子連の諫められたる言は千万年に渉りて正しき説になもありける、）淨捨向原家爲寺、於後國行疫氣、民致天殘、久而愈多、不能治療、物部大連尾輿中臣連鎌子同奏曰、昔日不須臣計、致斯病死、今不遠而復、必當有慶、宜早投棄、懃求後福、天皇曰依奏、有司乃以佛像流棄難波堀江、復縱火於伽藍、燒燼無餘、云々、なとみゆ、千万年の後までも國津を敬ひ、蕃神を卑しめ、益荒男の鋭心を振起さしむるは、此大連の功烈になも有ける、○弓削連は守屋大連の下にいふへし、倭古連は尾輿の甥にあたれり、阿佐媛、加波流媛、何れも見あたらず、各字は並の字の誤には非じか、兄弟は姉妹と訓べし、四兒は大市御狩連、守屋大連、金弓若子連、布都姫をいひ、三兒は贄古連、麻伊古連、多知髮連を云るなり、○奈洗連公考へず、

孫物部麻佐良連公、（木蓮子大連之子）此連公、泊瀬列城宮御宇天皇、御世、爲大連奉齋神宮、須羽直女子妹古爲妻生二兒、弟物部目連公、此連公繼體天皇御世、爲大連奉齋神宮、弟物部長目連公（輕馬連等祖）弟物部金連公、（借馬連、野間連等祖）弟物部吳足尼連公（依羅連等祖）此連公磯城島宮御宇天皇御世、爲宿尼、弟物部建彦連公、（高橋連、立野連、都刀連、横廣、連葛井連伊勢荒比田連、小田連等祖）

孫の字舊印本また延佳本弟と作るは前後の例に違へり、故例に因て改めつ、さて麻佐良已下六人の連公ものに見えず、此なる目の連公は上に見えたる目大連とは異人なり、姓氏錄、山城神別、錦部首、同神十二世孫物部目大連之後也、（錦部は和名抄に山城國錦部〔爾之古利〕郷より負る姓なるべく思はる）とある十二世孫なる目大連なるべし（其は此連公も爲大連と連公ならむと思ふへけれど、十一世孫なる目大連なるべし（其は此連公も爲大連とあれど、它書に見えたる事なければ、例の妄誕説ならんと思はる、上の目大連は世に聞え高き人にて、雄略の御世に爲大連と書紀に見え、又此紀にも清寧朝に仕へ奉れる由記せる時代も符合へれば、姓氏錄に目大連と云るも卽此人なる事自ら著きを思ふべきなり十一世を十二世と云る例は、布都久留連譜下に云を見るべし、○須羽直も妹古もいまだ考得ず、○繼體天皇は、前後の例に據ば、山背筒城宮御宇天皇とあるべし、○借馬連、輕間連、上にいへり、○依羅連上（二百十九頁）に云り、姓氏錄（和泉神別）綱部、饒速日神六世孫伊香我色雄命之後也とあり、この綱部もヨサミベにて、依羅連に由緣ある姓と聞えたり、○野間連、この姓未た考得ず、神名式伊豫國野間郡野間神社、和名抄に濃滿郡、國造本紀に怒麻國造あり、此地名を負る姓にや、（三代實錄貞觀八年閏三月壬子野間天皇神とみえ、元慶五年十二月野間神天皇神とある上の神字は衍

にて天皇神は皇御孫尊、謂には非ず、神祟まへて皇神と云ふ例の事なり、風速國造に由あり、同楢玉比賣もあり、國津比古もあり）○高橋連は上（百八十五頁又二百二十頁）に云り氏人は續紀に天平勝寶五年二月丙戌、勅大宰府、去天平七年故大貳從四位下小野朝臣老、遣高橋連牛養於南島、樹牌、而其牌經年今既朽壞、宜依舊修樹、毎牌顯著島名并泊船處、有水處、及去就國行程、遥見島名、令漂着之、船知所歸向（延喜雜式に、凡太宰於兩島樹牌、具顯島名及泊船處、有水處幷去就國行程、遥見島名、仍令漂着、船人、必知有處歸向、とありて全く此と同しきは、天平の制を改め給はさりしにや）また神護景雲二年二月、對馬島上縣郡人高橋連波自采女、夫亡之後、誓不改志、其父尋亦死、結廬墓側、毎日齋食、孝義之至、有感行路、表其門閭、復租終身、また廿四（二丁右）に高橋連歷主、○立野連は、天武卷に四年四月云々、祠風神、干龍田立野、祝詞式に龍田野立野乃小野（式に大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座とみえて今も立野村に坐せりとぞ）とある地に由れる姓か、文徳實録十（七丁）に立野連正岑あり、又帳常陸國久慈郡立野神社もあり、久自國造に由あれば、此か、又伊勢國飯高郡にも同名の社ありて今も松坂の西立野村ありと云ば此か、さらば伊勢荒比田連に由あり又同郡に物部神社もあり○都刀連、都刀は倭名抄攝津國武庫郡津門（都止）これにて、今も津戸村津戸川などあり、按ふに都刀は鈔に津門とある義にて、武庫海の津門なるべく、都刀連はその津門の事を掌る官人の名なるが、後に姓となりしにやあらん、其は萬葉三（廿一）黒江乃得名津爾立而見渡者六兒乃泊從出流船人とあるが如く、舟の泊る處なれば、其地に必す官人を置るべき勢なればなり、（津守連などの事思ひ合すべし）されど此姓考なし、（式石見國那賀郡津門神社あり）姓氏錄（河内神別）津首、神饒速日命六世孫伊香我色男命之後也、この津首此に由緣ありげなり、（内山眞龍は津門首なるを、門字脱たるかといへり）○横廣連は、續紀に神護景雲三年夏四月乙巳、大和國添上郡人正八位下横度峯山、賜姓櫻島連、とある同姓なるべし、されど櫻島連姓いまた見あたらず、大和國榮山寺所藏天元五年五月十一日文書、櫻島宿禰櫻島滋枝、出羽椽櫻島寧寛和三年二月十九日賣買家地券文に、件地故親父櫻島近景地也、而今　價［　］賣櫻島滋枝云々とある文の末に、櫻島　買人櫻島宿禰なとあり、櫻島宿禰連と同姓か異姓か詳ならず、（廣は度の誤か、然れどいかに訓べきにや、はた地名か未た考得ず）○葛井連、續紀廿五（三丁）葛井連立足、又（四丁）葛井連根主、廿八（八丁）葛井連道依、これらはみな異姓なり、神名式播磨國明石郡物部神社今藤江村と云に坐り、葛井連に由あるべし、伊勢荒比田連、小田連、（和名抄に上總國埴生郡、陸奥國白川郡、小田郡、備中國小田郡、豊後國

球珠郡などに小田郷あり、又攝津國武庫郡雄田郷あり、神名帳紀伊國伊都郡小田神社、今小田村に在りと云り、是等の内何れの地名なるにや）共に考得ず、

十四世孫物部大市御狩連公（尾輿大連之子）此連公譯語田宮御宇天皇御世爲大連奉齋神宮弟贄古大連女宮古郎爲妻生二兒弟物部守屋大連公（亦曰弓削大連）此連公池邊雙槻宮御宇天皇御世爲大連奉齋神宮弟物部今木金弓岩子連公（今木連等祖）妹物部連公布都姬夫人（字御井夫人亦云石上夫人）

此夫人倉梯宮御宇天皇御世立爲夫人奉齋神宮

弟物部石上贄古連公此連公異母妹御井夫人爲妻生四兒小治田豐浦宮御宇天皇御世爲大連奉齋神宮弟物部麻伊古連公（屋形連等祖）弟物部多知髮連公、

大市御狩連公大市は和名抄に、大和國城上郡大市（於保以智は垂仁卷二十五年の本注に、定神地於穴磯邑祠（大倭大神なり）とあれば穴磯に近き地と聞ゆ、志に已廢存箸中村とみえ、又箸中茅原穴師なと云村を次て記せり）參河國碧海郡大市、播磨揖保郡大市（於布知）備中國窪屋郡大市（於布知）などあり、此地々に由ある有むか、又この連公の父尾輿連の領れる地、伊勢國に在る事、上（二百四十に引るが如く、神名帳伊勢國安濃郡大市神社あり、考証に此社昔は今の妙法寺村の中に、大市村云小里ありて、其地に坐りとて、今も其舊址あり、此處の寺を大市山妙法寺と云と見えた

れば、此に由緣ありて聞ゆ、姓氏錄（大貞連）に十五世孫彌加利大連とある此人なり、（一世遠へるが如くなれど、例の饒速日命を一世として次々に數へたるなり）○譯語田宮は敏達天皇なり○宮古郎、考へず、二兒は大人連公、目連公是なり、○物部守屋大連は、敏達卷に元年以物部弓削守屋大連爲大連如故（かゝれば既く欽明天皇の御世の頃より大連とはなられけむ、次の用明卷にも物部弓削守屋連爲大連とあり）弓削大連ともいへるは、河内國若江郡に弓削と云地ありて、其地に住れけむ故の名なるべし、（河内に住れたりし事は、下に引る用明卷にて知べし）さて敏達卷に十四年春二月壬寅、蘇我大臣馬子宿禰、起塔於大野丘北、大會設齋（中畧）是時國行疫疾、民死者衆、三月丁巳朔、物部弓削守屋大連、與中臣勝海大夫奏曰、何故不肯用臣言、自老天皇及於陛下、疾疫流行、國民可絕、豈非專由蘇我臣之興行佛法歟、詔曰、灼然宜斷佛法、丙戌物部弓削守屋大連、自詣寺踞坐胡床、斫倒其塔、縱火燔之、幷燒佛像與佛殿、既而取所燒餘佛像、令弃難波堀江、是日無雲風雨、云々大連被雨衣、詞責馬子宿禰、（中畧）令生毀辱之心、（中畧）由是馬子不敢違命、惻愴啼泣云々、（然ど此六月懇切に奏請て、復佛寺をは建たりし也、さて此同時の事を、靈異記に大花上大部屋栖野古連公者、紀伊名草郡宇治大伴連等先祖也、云々、案本記曰、敏達天皇之代、和泉國海中有樂器之音聲、如笛箏琴篪等聲、云々、大部屋栖

野古連公聞奏、天皇嘿然不信、更奏皇后聞之、詔連公曰、汝往看之、奉詔往看、實如聞有當靡之楠矣、還上奏之云々、伏願應造佛像焉、皇后詔宜依所願也、連公奉詔大喜、造島大臣云々、大臣亦喜請傾直水田雕造佛幷三軀像、居于豐浦堂、以諸大仰敬、然物部弓削守屋大連公奏皇后曰、凡佛像不可置國內、猶遍棄退、皇后聞之詔屋栖古連公曰、疾隱此佛像、連公奉詔使水田直藏乎稻中矣、弓削大連公放火燒道場、探佛像流難波堀江、然徵於屋栖古言、今國家起災者、依隣國客神像置於己國內、可出斯客神像速急棄流乎豐國也、〔客神者佛也〕と云事もみえたり、是に據るに天皇には信ひき玉はざるを皇后の御ゆるしに依て佛をば崇めたりし也）秋八月（天皇崩御の條）是時起殯宮於廣瀨、馬子宿禰大臣佩刀而誄、物部弓削守屋大連听然而唉曰如中獵箭雀鳥（その刀を佩たる狀を唉ひしなり）次弓削守屋大連手脚掉震而誄馬子宿禰大臣唉曰可懸鈴矣（その震ひ搖けるに依てなり）由是二臣微生怨恨（如くはあれど、守屋大連の佛を痛く燒棄などしつる事を馬子宿禰の心に深く怨みたりけむ、故に此事も有しなれば、此時より始て怨みしに非ず）などありかくて後馬子宿禰、その深く守屋大連を怨む心より種々の說を僞りて、朝廷に叛き奉りし者の如言爲したる事著し、（其は用明卷元年穴穗部皇子、三輪君逆か無禮を責給ふ條に、穴穗部皇子謂大臣與大連曰、逆頻無禮矣、云々、又余覩殯

內拒不聽入、云々、願欲斬之、兩大臣（馬子臣と守屋連也）曰隨命とあり、若由なき事にて、逆君を斬らむとせば、必止申すべき理なるを、隨命とあるは故こそ有けめ、さて上のし次の文に、於是穴穗部皇子陰謀王天下之事、而口詐在於殺逆君、遂與物部守屋、大連率兵圍繞磐余池邊、逆君知之、隱於三諸之岳、云々、穴穗部皇子卽遣守屋大連、曰、汝應往討逆君幷其二子、大連遂率兵去、蘇我馬子宿禰、外聞斯計、詣皇子所云々、時諫曰云々、不可自往、皇子不聽而行、馬子宿禰云々、到於磐余而切諫之、皇子乃從諫止云々、大連良久而至、率衆報命曰、斬逆等訖、於是馬子宿禰惻然頽歎曰、天下之亂不久矣、大連聞而答曰、汝小臣之所不識也、とあるを思ふに、皇子は天下を奪ふの意あり、守屋連は其に與し奉り、先天皇の寵臣を殺せり、然は天下は亂るゝならむと云るにて、馬子宿禰卽是を名として兵を與し、守屋連を伐むとする下心有し故に如此は云りしなり、然らずは先に隨命と云なが ら、後に其を諫むべき由なく、又炊屋媛皇后を奸奉らむとせしが實ならば、逆君が拒きたるは正しきなれば、隨命べき筋なきをや、さて同二年夏四月丙子、御新嘗於磐余河上、是日天皇得痍還入於宮、群臣侍焉、天皇詔群臣曰、朕思欲歸三寶、卿等議之云々、物部守屋、大連與中臣勝海連違詔議曰、何背國神敬他神、由來不識若斯事矣、蘇我馬子宿禰大臣曰、可隨詔而奉助詎生異計、於是皇弟皇子引豐國法師入於內裏、物部守屋大連邪睨大怒、是

時押坂部史毛屎急來密語大連曰、今群臣圖卿復將斷路、大連聞之、卽退於阿都、（阿都、大連之別業所在地名也）集聚人馬、中臣勝海連於家集衆、隨助大連、遂作大子彥人皇子像與竹田皇子像厭之、俄而知事難濟、歸附彥人皇子、水派宮、舍人迹見赤檮、伺勝海連自彥人皇子所退、拔刀而殺、大連從阿都家使物部八坂云々謂馬子大臣曰、聞群臣謀我、々故退焉云々、また崇峻卷の首に二年夏四月、橘豐日天皇崩、五月物部大連軍衆三度驚駭、大連元欲去餘皇子等、而立穴穗部皇子、爲天皇、及至今望、因遊獵而謀替立云々、謀泄とあるもて馬子宿禰の預てより兵を備へて守屋を謀りし事著く、また勝海連が二皇子を厭して、後に彥人皇子に順へりといひ、守屋連が穴穗部皇子の與黨なりしが、後に替立を謀れりなど云るは、みな皇子等を怒しめて、己が御方ざまにものせむとの謀なる事も著し、然れども穴穗部皇子など、御心動き玉はざりし故に、殺せ奉りしなるべし、さて又勝海連守屋連の佛法を痛く排て、天皇命を諫め奉りし趣を熟考ふるに、嚴く太く明く清き眞心なる連等なれば、いかで初に云々し、後に云々するばかりの女々しき心あらむやは、かゝれば件の疑しき所行は皆馬子の僞說なりと知るべし、然らば書紀になど其を正しく記し給はぬぞと疑ふもあめれど、當昔蘇我氏の權勢に壓されて、守屋連は滅されて、其族も何も甚く衰へし世の形勢に合せて、蘇我氏を惡ざまに云者はなく、偏にその僞說讒言を善き事のやうに取はやしたりけむ事、今の世にもさる心ばえあるにも思ひ合せて辨ふべし、さて其云傳のまゝに、私のさかしらを加へずして記し給へる故に、かく紛亂はしきこともあるなり）さて崇峻卷（用明天皇崩御の年の事を云て）秋七月蘇我馬子宿禰大臣勸諸皇子與群臣、謀滅物部守屋、大連某々、（人名あるを畧きて某々と記せり）率軍旅進討大連某々（同上）俱率軍兵、從志紀郡到澁河家、（澁河は和名抄に河內國澁河郡にて大連の別業なる阿都の地なり、阿都は同郡跡部鄕是なるべし）大連親率子弟與奴軍、築稻城而戰、於是大連昇衣摺朴枝間、臨射如雨、其軍强盛塡家溢野、皇子等與群臣、衆怯弱恐怖三廻却還、（物部氏の兵の强盛し事これにても想ふべし）云々爰有迹見赤檮、射墮大連於枝下、而誅大連幷其子等、由是大連之軍忽然自敗、合軍悉被皇連、馳獵廣瀨勾原、而散、是役大連兒息與眷屬、或有逃匿葦原、改姓換名者、或逃亡不知所向者、（信濃諏訪神社に神長官擬祝といふ、この神長官擬祝の家は守屋を氏とす、其は物部守屋大連厩戶皇子馬子などと戰ひて敗れたる後に、其軍場を遁れて、當國に下り、諏訪地に止りて、其子孫此神孫に仕たるが、終に神長官とも擬祝ともなりて連綿たり、本社の後なる山頂に、守屋社あり、其山を守屋山と稱ふよし、長官の家の古記に、具に記傳たりとぞ、されど大連は彼

戰に死ぬれば、其兒息また宗族の逃亡たるが後なるべし）時人相謂曰、蘇我大臣之妻、是物部守屋大連之妹也、大臣妄用妻計、而殺大連矣、（此時の人の語にて、當時既く大連を殺せる事の非なりと云說も有し事知るべし、上に大臣勸諸皇子與群臣と云るも豫て大連の罪を羅織て云々の事有と勸めたるものにて、大連の實に罪有に非る事明らかなり、故鳥捕部の萬が言にも、萬爲天皇楯將效其勇、而不推問、翻致逼迫於此窮とは云るなるべし）平亂之後、於攝津國造四天王寺、分大連奴半與宅、爲大寺奴田莊云々、などあり、（如此在ば古へより物部連に隷りし五伴造廿五物部の內などには、此時蘇我氏に降附て仕へし族もありしなるべし、其は上の二田造久米物部などの下併考べし）此時より物部連甚く衰へしなるべし、（件のさし次に、物部守屋大連資人捕鳥部萬將一百人守難波宅、而聞大連滅、騎馬夜逃向茅渟縣有眞香邑、仍過婦宅、而遂匿山、朝廷議曰、萬懷逆心、故匿山中、早須滅族、可不怠歟（可不は不可の誤にや）萬衣裳弊垢、形色憔悴、持弓帶劒、獨自出來、有司遣數百衛士圍萬、々卽驚匿簀笈、以繩繫竹、引動令他惑己所入、衛士等被詐指搖竹馳言、萬在此、萬卽發箭一無不中、衛士等恐不敢近、萬便弛弓挾腋向山走去、衛士等卽來河、追射、皆不能中、於是有一衛士、疾馳先萬而伏河側、擬射中膝、萬卽拔箭張弓發箭、伏地而號曰、萬爲天皇楯、將効其勇、而不推問、翻致逼迫於此窮矣、可

共語者來、頗聞殺磨之際、衛士等競馳射萬、々便捫捍飛矢、殺三十餘人、仍以持劒三段截其弓、遂屈其劒投河水裏、別以刀子刺頸死焉、といふ事も見えたり、さて萬か其主の爲に如此振舞つるは、卽守屋連の古例のまゝに神を敬ひ奉りて、邪敎を排、天皇の御楯と仕奉との意を得ての事なるべく、其心の直く正しく、其擧動の健く雄々しき狀、筑紫聞物部が目、大連に仕へたる趣と合せて、物部氏の家風は、如此ぞありけむと思はる、

○さて弓削連、弓削は和名抄河內國若江郡弓削（由介）鄕、神名式同郡弓削神社あり、此地は弓削部の住るに依りて地名となれるなるべし、其は弓削は元弓を造れるより負る姓と聞ゆ、綏靖紀（四の二左）に乃使弓部稚彦造弓（弓削氏ならねど）と見えたればなり、氏人は雄畧卷（十六丁）に弓削連豐穗、持統卷（十五丁）に弓削連元寶兒など見え、天武卷十三年己卯、弓削連賜姓曰宿禰、續紀に天平寶字八年秋七月辛丑、授刀少志從八位上弓削連淨人、賜姓弓削宿禰、九月乙巳、弓削宿禰淨人賜姓弓削御淨朝臣、神護景雲三年四月癸卯、從五位上弓削宿禰牛養等九人、賜姓弓削朝臣、外從五位下弓削連耳高等卅八人宿禰、寶龜六年二月辛未、先是天平寶字八年、以弓削宿禰爲御淨朝臣、連爲宿禰、至是皆復本姓、（こは孝謙の御世のみたりなるを改め玉へるものなり）七年三月辛卯、勅前日改弓削宿禰復弓削連、但故從五位下弓削宿禰薩摩依寵勿改、三代實錄に元慶元年十二

月廿五日辛卯、右京人外從五位下行陰陽權助弓削連是雄賜姓宿禰、神饒速日命之後也とあり、姓氏錄、左京神別、弓削宿禰、石上同祖、かくあるを、同書左京神別下に、弓削宿禰、高魂命孫、天日鷲翔矢命之後也、又地祇に弓削宿禰出自天押穗根之尊、洗御手、(時)水中化生神爾伎都麻呂也、又河內神別に弓削宿禰、天高御魂乃命孫、天吡和志可氣流夜命之後也などあるは疑はし、決て混たる傳なるべし、○今木、金弓、若子連、(今木は此連の住れたりし地名と聞ゆ、金弓と云號は膽咋宿禰の弟金弓連、また耳連の弟金弓連など云人見へたり)　它書考る所なし、○今木連は上(百九十九)に云り、さて今木と云に二つの考あり、まづ一つは安康卷(三丁)に新漢擬本南丘、欽明卷(二十一丁)に倭國今來郡、齊明卷四丁に今城谷上、また御歌に伊磨紀那麼乎武例我禹坏爾など云る地にて、今大和國吉野郡今木村これなるべし、(其は大和志に今木村見え、又新漢、南葛と建王殯家は俱在今木村と云るに據れり)されど此姓(また皇別の今木姓も)姓氏錄、山城部に收れるは後に移り居しにやあらん、(山城に今木と云地名見あたらず、葛野郡平野神を今木神とは云へど、是も倭國今來より移し奉れる神なれば、山城地名にはあらじかし)　一つには五十串の亦名を今木と云ひて、其を刺繞らして、忌詞仕奉るは此氏の職掌の一條なれば、後には專とその事をのみ掌れる家を定めて、卽其名を姓に負しにもやあらむ

(もし此考の如くならば地名にはあらず)　この二つの內孰れ是けむ、決めがたし、見る人選みて取りねかし、○布都姬は石上夫人と云るを思ふに、布都神社に依れる名なるべし(また御井夫人はいかなる由の名か詳かならねど、試みにいはゝ、大和志に山邊郡有秀井四云々、一在石上村、とあるに由あるべし)　されどものに見あたらず、○此夫人巳下廿四字は例の僞說にて取るにたらず、(其は倉梯宮は崇峻天皇の御事なるに、御紀に此事なく、また參朝政など云事あるべき由なく又皇妃なりし人の贊古連の妻となるべき由なければ也)　○石上贊古連、石上は石下神社ある地にて、物部氏の住めり、し事上に云るが如し、贊古連は敏達卷十二年冬十月、物部贊古連、阿倍臣など、共に勅を受給はりて、百濟より召たまへる日羅に御政を問ふ事みえ、其十二月日羅を葬らしめたまふ條には贊子大連とあり、○異母妹は本文の次序に據らば(妹は)姉などあるべきなり、四兒は鎌束、長兄、大吉鎌、足姬是也、○小治田豐浦宮は、推古天皇にませり(小治田巳下十九字前後の例に據に、異母妹の上にあるべし)　○麻伊古連、多知髮連、また屋形連姓いづれも考得ず、

孫物部龐鹿火連公、(麻佐良大連之子)此、連公、勾金橋宮御宇天皇、御世、爲大連奉齋神宮、弟物部押甲連公、此連公、枪前應入宮御宇天皇、御世、爲大連奉齋神宮、弟物部老古連公、(神野

入州連等祖）

龜鹿火連は武烈卷の初より見えて、宣化卷に元年秋七月薨と見えたり、さて大連たることは武烈卷に物部龜鹿火大連（此連の女影媛と云あり）繼體卷に元年二月云々、物部龜鹿火爲大連並如故、安閑卷初宣化卷初にも如此ざまに記せり、さて古事記（繼體段）に此御世、筑紫君石井、不從天皇之命、而多无禮、故遣物部荒甲之大連、大伴之金村連二人而殺石井也、書紀（同條）に二十一年天皇詔大伴大連金村、物部大連龜鹿火云々等曰、筑紫磐井反掩有西戎之地、今誰可將者、大伴大連等僉曰、正直仁勇通於兵事、今無出於龜鹿火右、天皇曰可云々、二十二年冬十一月甲子、大將軍物部大連龜鹿火、親與賊帥磐井、交戰於筑紫御井郡、旗鼓相望、埃塵相接、決機兩陳之間、不避萬死之地、遂斬磐井、果定疆場、（疆場は彊場の訛にや）などあり、此御世のほどゝも猶古への例のまゝに名負物部を率て、兵事を掌れりしこと知べし、宣化卷に元年五月（諸國屯倉の穀を那津に運ふときに）物部龜鹿火、宜遣新家連運新家屯倉之穀と見ゆ、〇勾金橋宮安閑天皇なり、〇荒甲連の裔の姓氏錄に見えたるは、和泉神別、高岳首、同神十五世孫物部龜鹿火大連之後也、（高岳は和泉の地名か、未だ考へず、和名抄に土佐國高岡郡、讃岐國寒川郡などに、高岡郷見え、神名式伊勢國河曲郡高岡神社あり、今も高岡村と云に坐りとぞ、又播磨國飾磨郡高岡神社もあり、さて此姓いまだ見あたらず、高丘連高丘宿禰と云はあれど、續紀に神龜元年五月辛未正六位下樂浪河内高丘連と見え、神護景雲二年六月庚子云々、高丘宿禰比良麻呂卒、其祖沙門詠、近江朝、歳次癸亥、自百濟歸化、父樂浪河内、云々、神龜元年、改爲高丘連、比良麻呂云々、景雲元年賜姓宿禰とあれば、高丘首とは其出自異なるものなり）〇抑甲連公已下二人ものに見あたらず、〇神野入州連、この姓いまだ考へず、

孫物部金連公、（野間連借馬連等祖、目大連之子）弟物部三楯連公（鳥部連等祖）物部臣竹連公（肩野連宇遲部連等祖）弟物部倭古連公（流羅田部連等祖）弟物部鹽古連公（葛野韓國連等祖）弟物部金古連公（三島韓國連等祖）弟物部阿遲古連公（水間君等祖）

金連公は、上に目大連の弟物部金連公、借馬連野間連等祖とある全く同じきは疑はし、何れか錯亂あるべし、〇三楯も臣竹も考へず、〇鳥部君連（舊本君連と作る君は衍字なり延佳本に據る）は和名抄山城國愛宕郡鳥戸郷（大和志云、已廢、山存、鳥部山在清水寺、南蓮華王院東、絕頂曰阿彌陀峯、麓曰鳥部野、拾遺集曰、鳥戸山谷耳烟能燒立波、墓無見兄師我止知那矣）に依れる姓か、物に見えず、〇肩野連は上（八十六頁肩野物部、百七十九頁肩野連、百六十八頁物部肩野連の下）に云るを合せみるべし、氏人は三代實錄四（卅一

丁左）肩野連道主あり、○宇遲部連は已にいへり○倭古連（雄畧卷十九丁に倭子連あれど異人なるべし）尾輿連譜に弓削連祖とみえたり、○流羅田部連、いまだ考へ得ず、（流は依の誤字にて依羅なるべし）○鹽古連公は、次は引る韓國連源が奏言に、先祖鹽兒とある是なり、金古連公（釋紀に此紀を引て全古とあり）葛野韓國連、三島韓國連、葛野は和名抄、山城國葛野郡葛野鄉みえ、三島は神名帳攝津國島下郡三島鴨神社とあり、て、今島上郡三島江村と云に坐りとぞ、此地なるべし、さて姓氏錄、和泉神別、韓國連、采女臣同祖、武烈天皇御世、被遣韓國復命之日、賜姓韓國連、續紀に延曆九年十一月壬申、外從五位下韓國連源等言、己等是物部大連等之苗裔也、夫物部連等、各因居地行事、別爲百八十氏、是以源等先祖鹽兒、以父祖奉使國名、故改物部連爲韓國連、然則大連苗裔、是日本舊民、今號韓國、還似三韓之新來、至於唱導、每惑人聽、因地賜姓古今通典、伏望改韓國二字、蒙賜高原連、（連字一本因て補ふ）依請許之、（日本後紀廿二の三丁に高原連源と云あり、此は此韓國連源と同人なり）と見えて、何國人と云事詳ならねど、此同姓の內に葛野と三島とに別れたる族のありしなるべし、○阿遲古連公、考へ得ず、（神名帳伊豆國賀茂郡阿治古神社あり）○水間君は神代卷（上の廿七丁）に（胸形神の事を云々）此筑紫水沼君等祭神是也、また景行卷に國乳別皇子、是水沼別之始祖也、

（舊事紀同段に武國凝別命、筑紫水間君祖とあり）とみえたるは何れもみな景行天皇の派なるべきを、此にかくあるは誤りなるべし、さて水間は和名抄筑後國三潴郡と聞えたり、（符宣抄に應和三年水間宿禰有澄と云人見ゆ）

大人連公、目連公、ともに見あたらず、雄君は次に見えて、大人連は從兄弟に當れり、有利媛考へず、一兒は耳連公なり、○大貞連は、姓氏錄、左京神別大貞連、速日命十五世孫彌加利大連之後也、上宮太子攝政之年、任大掾官、于時家遷有大伏楊樹、太子巡行卷向宮之時、親指樹間、卽詔阿比太連賜大伏連、四世孫正六位上千繼等、天平神護元年改字賜大貞連、（也字の下阿比太連の四字脫たるが指樹間一本に指樹間之とあれど、今は寬文本に從て訂せり）日本後紀に延曆廿三年十一月甲申、左京人從七位下大伏連三田次、賜姓大貞連、弘仁二年閏十二月乙巳、大和國從八位下大伏連福貴麻呂、賜姓大貞連、續後紀に承和四年四月丁酉、大和國人內藏史生大伏（原保と作るは誤れる故に訂して引り）連福山賜姓大貞連、さて和泉國內神名帳、大鳥郡從五位上大貞氏社あり、此は此氏人の此國に住めるが在て祀れる神なるべし、

孫內大紫冠位物部雄君連公（守屋大連之子）此連公飛鳥淨御原宮御宇天皇、御世賜氏上、內大紫冠位、奉齋神宮、物部、目大連女豐媛爲妻生二兒、

飛鳥淨御原宮は天武天皇を申せり○氏上、また大紫は天智卷に三年春二月丁亥、天皇命大皇弟宣增換冠倍位階名、及氏上民部家部等事、其冠有二十六階、大織、（小）（織）（二十六階とあるに、本文一階足らざるに付て、前後の例を考ふるに、大織の下小織の二字を脫せるに似たり、故今私に二字を補へたるなり）大縫、小縫、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小山下、大乙上、大乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建、小建、是爲二十六階云々、其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造等之氏上、賜干楯弓矢、亦定其民部家部とある是也、○雄君連公、天武卷に五年六月物部雄君連、忽發病而卒、天皇聞之、大驚、其壬申年從車駕入東國、以有大功、降恩賜內大紫位、因賜氏上、とあり、（かく、あれど同卷壬申の條に朴井連雄君とのみありて、物部連とは見えず、然ど同人なる事明らかなり、大矢口宿禰の下に云を合考ふべし）

○目大連は此連公の從兄弟なり、豐媛はみあたらず、二兒は忍勝連、金弓連を云り、

孫物部、鎌束連公（贄古大連之子）弟物部長兄若子連公、弟物部大吉若子連公、妹物部鎌足姬大刀自連公、此連公、小沼田豐浦宮御宇天皇御世爲參政奉齋神宮、爲宗我島大臣妻生、

豐浦大臣、名曰入鹿連公、

鎌束、已下三連公它書に見あたらず、○鎌足姬は崇峻卷（守屋大連の事を云る條）に時人相謂曰、蘇我大臣（馬子宿禰なり）之妻、是物部守屋大連之妹也、大臣妄用妻計、而殺大連矣、皇極卷二年冬十月壬子、蘇我大臣蝦夷縁病不朝、私授紫冠於子入鹿、擬大臣位、復呼其弟曰物部大臣、々々之祖母、物部弓削大連之妹、故因母財取威於世、とある妻、また祖母、また母は此鎌足姬の事と聞えたり、（さるは此鎌足姬は、蘇我稻目宿禰の妻として蝦夷大臣を生めり、蝦夷の子二人、兄を入鹿の大臣と云ひ、弟を物部大臣と云り、故入鹿などには祖母にして、蝦夷には母に當れり、さて此紀にては守屋大連（卽弓削連）の弟石上贄古連の子なれば、姪に當れるを、書紀に弓削大連之妹と云るは傳への異なりしなり、）

○刀自、其稱の古書に見えたるは、（本書を除きて）天智天皇七年に記せる船氏、墓誌銅牌銘に安理故能刀自（この船氏ほ蕃別にて百濟國都慕王十世孫貴首王の後、菅野朝臣、同祖、太阿郎王三世孫智仁君と云ふ人の後なる由姓氏錄にあり）允恭紀二年（皇后忍坂大中姬の未た皇后ならぬ時の事を云て）初皇后隨母在家、獨遊園中、時闘雞國造從傍徑行之（中略）謂皇后嘲之曰、能作園乎汝者也、且曰壓乞戶母、其蘭一莖焉（云々戶母、此云親自）萬葉集（六の卅六、又廿の廿一葉）妣刀自、また（四の四十九葉）吾兒乃刀

自、上野國山名村、神龜三年碑に現在待家刀自他田君日頭刀自、延暦大神宮儀式帳に山向部古負女、磯部鹽負女、神主稻負女、靈異記に家室を伊戸乃止之、遊仙窟に主人母をイヘトジ、などあり、和名抄（人倫部）に負俗作刀自、劉向列女傳云、古語謂老母爲負耳、云々、今按俗人謂老女爲負、字從目也、今訛以貝爲目歟、（今按和名度之、俗用刀自二字訛也、）こは今俗に負と書くべきを訛りて刀と書くは訛り也、と云るなり、されど古書に刀自とも、また刀自を二合せて刀とも書る例あり、そは本文にも既く大刀自連公、船氏墓誌に安理故能刀自、東寺文書の山城葛野郡高田郷長解文に葛野、飯刀女とも、飯刀女ともあり、かゝれば雅しくは刀自と書くべきを、略きては二字を一體として刀とも書しが、自ら漢土の老母を負と云へるに似たる事もあり、字形も似たる故に、刀を負とも書たりけむ、故に、和名抄の説もあるなるべし）とあり此は專ら漢籍にのみよりて、老女の稱させられたる說なれど、刀自はもと戸主にて、戸内を主る妻女の稱なるを、尊卑老幼にも渉りて云ふ語と聞えたり、さるは三河國内神明名帳に、西堂貴天神、東堂貴天神、（こは和名抄の說のごと負をトジと云る例なり）若狹國内神名帳に國津大眉明神など、神の御名にも稱奉り、（延暦の大神宮儀式帳に、山向部古負女、磯部鹽負女、神主稻負女などもと書れたり）東大寺正倉院文書、天平五年

右京三條三坊（出庭臣德麻呂の）戸籍に出庭刀自賣、年五十一、また（於伊美吉子首の戸籍）女於伊美吉酒刀自賣、年參拾歲、又（八多朝臣虫麿の戸）八多朝臣廣刀自賣、年二、神龜二年山背國愛宕郡出雲鄉（出雲臣族足柄の）戸籍に妹出雲臣族古刀自賣、年二拾參歲、妹出雲臣族酒刀自賣、年拾貳歲、養老五年下總國葛飾郡大島鄉（甲和里孔王部小山）戸籍に、女孔王部刀自賣、年參歲、女孔王部小刀自、年貳歲陸奥國（丸子部忍の）戶籍（この籍年月詳ならず）に兒刀自、年廿七、次乎刀自、年十、また同寺天平勝寶元年の奴婢籍帳に、婢白刀自賣、（年十八）古刀自賣、（年十八）飯刀自咩（年卅四）古刀自賣（年十四）辛刀自賣（年卅五）狛刀自賣（年卅三）黒刀自賣（年卅二）麿刀自女（年六十）船木刀自女（年卅七）濱刀自賣（年五）國刀自女（年九）淨刀自女（年八）奈刀自女（年一）廣刀自賣（年三）新刀自女（年廿三）眞刀自女（年廿八、初名今刀自女）また寶龜三年の帳に、濱刀自女（年廿八）笠刀自女（年四）民刀自女（年六）日咩刀自女（年廿七、〇この外にも此類の名なほあるべし）などみえたるにて、尊卑老幼に拘はらぬ稱なる事知るべし、袖中抄に、いにしへのまゆとしめにもあらぬとも、きみは見まくさとりてかふとか、顯昭云まゆとしめとは、催馬樂呂、歌、みまくさ取かへ、まゆとしめといふにつきてよめるなり、云々、戸自といふことは女官なり、或はつかさならねど、老女にも若き女にもわた

りていふことありといへるよくあたれり、（明治三年正月十四日再案）○小沼田云々、十九字は後人の臆造の説にて取がたし、○爲宗我島大臣妻の爲字、本書妻字の上にあり、さては通えざる故に、宗字の上に易置たるなり、島大臣は蘇我馬子大臣を云り、推古卷に三十四年五月丁未（馬子）大臣薨、仍葬于桃原墓、大臣則稻目宿禰子也、性有武畧、亦有辨才、以恭敬三寶、家於飛鳥河之傍、乃庭中開小池、仍興小島於池中、故時人曰島大臣とある是なり、○豐浦大臣とは蝦夷臣の事にて、推古卷（十八年）に蘇我豐浦蝦夷臣、また法皇帝説に蘇我、豐浦毛人大臣とみえたり、○入鹿は蝦夷の子にて、蘇我鞍作、また林臣（皇極卷二年の注、又三年六月の下）などにも云る人にて、此に合はざれば、入鹿連公は蝦夷の誤なる事著し、されば蝦夷大臣として見るべきなり、然改むる時は、かの大臣之祖母、物部弓削大連之妹、故因母財取威於世とあるにも能符合り、（此文は物部大臣の祖母にて、蝦夷の母なる故に、守屋大連を滅ぼせし時、其家の資財は物部氏の因に依て、其母の財と爲たりけむ、故に其子の蝦夷は取威於世との義なるべし）

孫物部石弓若子連公（今木連等祖龍甲火連之子）弟物部毛等若子連公（屋形連等祖）

石弓若子いまだ考へず、欽明天皇御世に、穗積磐弓臣と云人あり、是によらば、石弓もイユミと訓べきか（穗積磐弓の事は百四十五頁にいへり）さて思ふに、石弓の石は石鞆などの如く、堅固を稱たる言にて、石もて造れる弓にはあらず、（桂林漫錄に石弓と云ふもの、事を云て、軍器考云、陸奥前後十二年の戰にも、石弓を發ちてふせぎ戰ひし事、あまた所々見えて、八幡殿の薄金と云ふ冑も、その爲に碎かれて失けり、後の世に及びては、其機械の制も詳ならぬ事に成り行しにや、とあり、飛彈守惟久が（大屋惟任が孫也）といふ書たる後三年合戰の書卷物に、伴次郎傔伏助兼か金澤の柵を攻る時、薄金の冑を、石弓にて打碎かれたる所の圖あり、堀の軒へ丸木を架し、夫を枕にして大網にて、大石を數多吊さげ、塀へ附武者あれば、切て落すやうに構ひたる事、圖を見て明なり、惟久は此時を去事遠からぬ世の人なれば、其圖する所徵とするに足れり）さて此物の起りは、神功皇后に始まれりと見ゆ、三善清行が意見封事に、臣伏見、本朝戎器強弩爲神、其爲用也、短於逐擊、長於守禦、古語相傳云、此器神功皇后奇巧妙思、別所製作也、故大唐雖有脅名、曾不如此器之勁利也、云々とある是なり、今木連は上（百九十九頁又二百五十四）に見えたり、合考べし、さて此に疑しき事あり、まづ今木金弓若子連公、今木連等祖と見え、此に石弓若子、次に金弓連公など、何れも今木連とあるはいかゞ、名の同じきに依りて、後人のさかしらに書加しものなるべし、（其は姓氏錄に大咩布命之後と見えたるを、今木金弓連は其兄十市根の子膳咋子五十琴の子伊喜弗の子目大連の子荒山の子

尾輿の子今木金弓若子なれば合はず、また此石弓連は、目大連の兄布都久留子木連子、その子麻佐良、其子麁鹿火の子、又次の金弓連は金弓若子の兄守屋大連の子雄君の子にて、此も姓氏錄に合はざればなり、されど今木金弓若子と云名、實ならば是より出し姓にやあらむ）○毛等若子考へず、（屋形連は上麻伊古連の下にあり、然るを又此に出せるは疑はし）

孫物部奈西連公（葛野連等祖押甲大連之子）

奈西連公は、尾輿連の弟にも物部奈洗連公と云人あり、○葛野連は、和名抄に山城國葛野（加度乃）郡より負る姓なるべし、姓氏錄左京神別（佐爲連、遠日命六世孫伊香我色乎命之後也とある次に）葛野連、同上、伊香我色雄の子十市根その子膽咋その子五十琴、その子伊莒弗その子布都久留、其子木蓮子、その子麻佐良、その子押甲の子奈西連なれば違へる事なし）また山城神別に、中臣葛野連、饒速日命九世孫伊久比足尼之後也、續紀天平十九年秋七月戊寅、正六位下中臣部于稻麻呂、賜中臣葛野連姓、と見え、氏人は寶龜元年八月紀に、辛卯、遣神祇員外少史正七位上中臣葛野連廣江などあり、同姓なり、

比神、能登國氣多神、八年正月紀に、中臣葛野連廣江などあり、同姓なり、

孫物部惠佐古連公（麻伊古大連之子）此連公、小治田豐浦宮御宇天皇、御世、爲大連奉齋神宮十六世孫物部耳連公（今木連等祖、大人連公之子）孫物部忍勝連公（雄君連公之子）弟物部金弓連公（今木連等祖）孫物部馬古連公（目大連之子）此連公難波朝御世授大華上氏印大刀、賜食封千烟奉齋神宮、

惠佐古已下の四人ものに見當らず、二處の今木連疑はしきと、既に云るが如し、○馬古連は、續紀に難波朝衛部大華上宇麻乃（此全文下の物部麻呂の下に引りとある人なり、（此に宇麻乃とあるを、一本には宇麻呂とあり、公卿補任には馬古と作り、古と改むべし、）難波朝は孝德天皇にませり、大華上は此御世に定め給へる七階の冠位なり、孝德卷に、大化五年二月、制冠十九階、一曰大織、二曰小織、三曰大繡、四曰小繡、五曰大紫、六曰小紫、七曰大華上、八曰大華下、九曰小華上、十曰小花下、十一曰大山上、十二曰大山下、十三曰小山上、十四曰小山下、十五曰大乙上、十六曰大乙下、十七曰小乙上、十八曰小乙下、十九曰立身、とある是也、（二百六十頁に引る天智卷なる冠位は此を又增加たる也）氏上に大刀を賜ふ事、上に云るが如し、さて其大刀を氏印大刀とも云りと聞ゆ、此は古名なるべし、

孫物部荒猪連公（榎井臣等祖、惠佐古大連之子）此連公同朝御世、賜大華上位、弟物部弓梓連公（榎井臣等祖）弟物部加佐夫連公（榎井臣等祖）弟物部多都彦連公（榎井臣等祖）此連公淡海朝御世、爲大連奉齋神宮、

荒猪より以下四連公ものに見あたらず、同朝は上文を受たり、淡海朝は天智天皇に坐せり、椋井臣といへる姓、正史に見えたる事なし、臣の尸は連の誤にや然れど此にあるべき由なければ、今は椋井朝臣姓あるに依りて、後人のさかしらに書加たるなるべし（椋井連公、四天王寺手印縁起に守屋の田園を攀たる地名の中に河内國安宿郡椋井里と云ありこれ此地名に依りてにはあらじか）さて椋井朝臣は、もと物部朴井連とも、又署きては朴井連とも云て、物部氏より別れたる氏也、（朴井連の事は百四十九頁に注せり）天武卷に朴井連雄君と云人を、物部雄君連とも記されたれば、（此人の事は二百六十頁に注せり）椋井朝臣は此人の孫なるべし、さて同十三年に五十二氏に朝臣の姓を賜へる中に、此氏見えざるは、朴井連とも稱ながら此時はなほ物部連の内にて、共に朝臣にはなれるなるべし、さて正しく椋井朝臣と改まりし同時の事なるべし、續紀文武天皇二年十一月己卯、大嘗直廣肆椋井朝臣倭麻呂堅大楯とある是椋井朝臣と見えたる始なり、（椋井氏の楯を堅つる事は下の麻呂連の譜下に云を見るべし）

十七世孫物部連公麻侶（馬古連公之子）此連公淨御原朝御世天下萬姓改定八色之日、改連公賜物部朝臣姓、同朝御世改賜石上朝臣姓、

淨御原朝は天武天皇の御事なり○麻侶は前文の例に據に、物部麻侶連公とあるべきなり、さて天武卷に、五年冬十月甲辰、以大乙上物部連麻呂爲大使、云々遣新羅、六年二月癸巳朔、物部連麻呂至自新羅、十年十二月癸巳、物部連麻呂授小錦下位、（この位階は上、二百廿一丁に注せるを合考ふべし）朱鳥元年（天武天皇の殯にて有司誄詞を上る條に）云々直廣參石上朝臣麻呂誄法官事、また持統卷に三年九月己丑、遣直廣參石上朝臣麻呂云々等於筑紫給送位記、且監新城、四年春正月戊寅朔、物部麻朝臣樹大盾、十年冬十月庚寅、（資人を氏々の人に賜へる條下）直廣壹石上朝臣麻呂云々五十人などありて、朱鳥元年より後を、みな石上朝臣と記せるは、（但し持統天皇の四年に物部とあるは適に誤れるなり）此に天下万姓改定八色之日、改連公賜物部朝臣姓、と見え、天武卷十三年冬十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下万姓、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、かく定め給へる其十一月戊申朔、物部連賜姓曰連とみえ、また本文、同朝御世改賜石上朝臣姓、とある後の事なればなるべし、かくて續紀養老元年三月癸卯、左大臣正二位石上朝臣麻呂薨、帝深悼惜焉、爲之罷朝、詔遣云々就第吊賜之、贈從一位、右小弁從五位上上毛野朝臣廣人、爲太政官之誄、式部少輔正五位下穗積朝臣老、爲五位已上誄、兵部大丞正六位當麻眞人東人爲六位已下之誄、百姓追慕無不痛惜焉、大臣泊瀬朝倉朝廷、大連物部目之後、難波朝衛部大華上宇麻乃之子也、（さて續紀卅五（卅二丁）に物部朝臣宅嗣三代實錄四十五（六丁）に物部朝臣

内嗣など、なをもとの姓にて有りしも見ゆ）○石上朝臣、石上は物部氏の仕奉れる大和國山邊郡石上坐布留御魂神社の地名を、姓に負しなり、姓氏錄左京神別に、石上朝臣神饒速日命之後也とみえ、續紀、神龜元年十一月己卯、大嘗（中略）從五位下石上朝臣勝男、石上朝臣乙麻呂、從六位上石上朝臣諸男、從七位上椋井朝臣大島等、率内物部立神楯、於齋宮南北二門、（天平勝寶二年九月丙戌朔、中納言從三位兼中務卿石上朝臣乙麻呂薨、左大臣贈從一位麻呂之子也とあり）天平十六年三月甲戌、石上椋井二氏樹大楯槍於難波宮中外門、十七年春正月己未朔、云々、令兵部卿從四位上大伴宿禰牛養、衛門督從四位下佐伯宿禰常人、樹大楯槍、（石上椋井二氏倉卒不及追集、故令二人爲之）また延暦四年正月丁酉朔、天皇御大極殿受朝、其儀如常、石上椋井二氏、各竪杵楯焉、寶龜二年十一月癸卯、云々、石上朝臣宅嗣、石上朝臣息嗣、石上朝臣家成、椋井朝臣種人、立神杵楯、貞觀儀式大嘗祭儀に、石上椋井二氏人各二人、率内物部卅人、（着紺布衫）立大嘗宮南北神楯戟、（門別楯二枚戟四竿）云々と見えたり、此氏人此事を仕奉るは、上代の式の遺れるなり、さて續紀、寶龜六年十二月甲申、從二位石上朝臣宅嗣、賜姓物部朝臣、以其情願也、また十年十一月甲申、勅中納言從三位物部朝臣宅嗣、宜改物部朝臣賜石上大朝臣、（色葉字類抄に物部（モノヽベ）連格云、寶龜六年（乙卯）十二月、中納言宅嗣賜此姓、本姓者石上、後改

物部朝臣、賜石上朝臣、とあるは此事を云る也、されど此格文今傳はらず）三代實錄、貞觀二年正月七日丁亥、授散位從七位上石上朝臣並松從五位下、（古今集雜上の題詞にいその神のなみまつ云々とある同人なるべし、この並松が時代は、大むね布留今道とおなじ、かるべし、今道が事、又石上の事など、百六十二頁百八十八頁に云ると併せ考ふべき也）と云ことも見えたり、

栗里先生雜著卷六 終

栗里先生雜著卷七

尾張氏纂記目錄

阿部

○天照國照彦天火明命 一七
○天忍男命 三二
○天忍人命 二七
○朝來直 三一
○淡夜別命 六二
○阿古連 七二

伊部

○天照御魂神社 三四 五七 四七 六〇
○天香語山命 二二
○天戸目命 三一
○海部直 四五
○海部と云地名 六二
○天筒草命 三〇
○伊與部 四〇
○石作連 五一
○市大稻日命 五五
○五百木部連 五八
○犬甘 四九
○石作神社 五三
○伊賀臣 大伊賀彦大伊賀姫 五六
○伊福部連 五八

延部

○榎室連　七四

於部

○忍日女命　二七

○大蛾壬部連　三二

○置部與曾命　五六

○刑部造　三一

○大炊刑部造　三一

○大海姬　五四

○大分國造　五一

○弟彥命　七一

○大海宿禰　五五

○大八椅命　六三

○大原足尼　六二

○大海部直　六二

○大鏈命　六一

○刑部首　忍坂連　七四

○意乎已連　七一

○弟鹿連　七二

○太刀西連　七三

○乙訓與杼連　七四

加部

○楓朝臣　三一

○葛木厨直　三八

○神服連　四五

○輕部造　五八

幾部

○紀伊國造智名曾　四一

○木島坐天照御魂神社　四七

○紀伊尾治連　七五

玖部

○桑內連　五三

○久努連　七二

許部

○子部　四〇

○古利連　七三

佐部

○雀部連　五八

志部

○葛木直　五四

○城島連　四七

○畝閉連　七二

○同朝臣　五三

○栗原連　七五

○子部神社　四一

○坂合連　七二

○尻綱根命　尻綱眞若刀俾命
須部　六九
○周敷連　二九
曾部
○曾宜部首　五八
多部
○丹比須布　丹比宿禰　二八
○建額赤命　三〇
○蝮壬部首　三三
○多治比曾　丹比新家連　三三
○建斗米命　三九
○建田背命　建多乎利命
○丹波國造　四七
○竹田川邊連　五〇
○高屋　五一
○周敷伊佐世利宿禰　二九
○谷上（ヤナカミ）　五六
○蝮部　三二
○建筒草命　三三
○襷多治比宿禰　三四
○妙（タヘ）斗米命　四一
建手和遍命　四五
○但馬海直　四五
○竹田神社　五一
○建眞利尼命　五一

○建諸隅命　五四
○工造　六三
○多々村連　七二
都部
○津守連　三五
登部
○豐國々造　六二
那部
○中天連　七二
邇部
○新屋坐天照御魂神社　三四
波部
○針名根連　七一
比部
○彦與曾命　五六
○玉勝山代根古命　五六
○建稻種命　六四
○多與志連　七三
○邇波縣君　丹羽建部君　六四
○斐陁國造　六三

○槍前舍人連また造　七一
夫部
○節名節姫　四八
○笛吹神社　四八
末部
○間古連　七四
美部
○水主直　五六
○宮賣媛　六五
牟部
○六人部　四〇
○身人部連　五四
○賀木　六五
也部
○山邊縣主　五三
○倭得玉彦命　五五
○枚夫連　七四
○笛吹連　四八
○水主神社　五七
○壬生部　六九
○六人部連　四一
○六人部宿禰　五四

○山首　六四
由部
○軻丹比連　三五
與部
○世襲足姫命　三一
和部
○若倭部　三〇　同連　三八　三三
○犬甘の事　四九
遠部
○尾張連　二九　三九
○乎止與命　六三
○尾張姓の始　六九
○尾張宿禰　小塞宿禰の事　七五　七七
○湯母竹田連　五〇
○善淵朝臣　四二
○若犬養連　四九　同宿禰　七〇
○小縫命　六一
○尾張氏氷上神社の祝となる　六八
○尾張連吾襲　七二

尾張連乃與都岐夫美

○天照國照彦天火明[櫛玉饒速日]尊 亦名天火明命亦名天照國照彦天火明尊 亦云饒速日命亦名膽杵磯丹杵穗命

- 兒天香語山命 天降名手栗彦命 亦名高倉下命
  - 母天道日女命
  - 孫天村雲命 亦名天五多底
    - 母穗屋姬命
    - 天五百原命 栄 蝮壬生部首
  - 天忍人命
    - 母阿倍良伎姬
    - 天戸目命 栄 姓氏錄作阿麻刀彌命
      - 又天磯目命
      - 天忍男命 大蝮壬生部連祖
        - 母並角屋姬亦名葛木出石姬
  - 天忍男命
    - 母同上
  - 忍日女命
    - 母同上
- 瀛津世襲命 亦云葛木彦命 尾張連等祖

建額赤命

世襲足姬命 亦名日置姬命
母並葛木土神樋根命女賀奈良知姬

建筒草命 多治比連津守連若倭部連葛木厨直祖
母葛城尾治置姬

建斗米命 朱 姓氏錄作建稱目命又建刀米

妙斗米命 六人部連祖
母並葛木連姬

建田背命 神服連海部直丹波國造但馬國造祖

建宇那比命

建多乎利命 笛吹連若犬甘連祖 朱 姓氏錄作武田折命

建彌阿久良命 高屋大分國造祖

建麻利尼命 石作連桑内連山邊縣主祖 朱 ○姓氏錄作建稱根又麻作眞尼根作

建手和通命 身人部連祖

宇那比姬命
母並紀伊國造智名曾妹中名草姬

薩 朱 摩若相樂
阿多御手犬養祖

建諸隅命

大海姬命 亦名葛木高名姬命
母磯城島連祖節名節姬（本文生二男二女今按宜作一男一女）

倭得玉彦命 亦云市大稻日命 大御日足彦ナラン

通 朱 倍宿禰 坂合部宿禰

大 朱 御日足尼 津守宿禰

色 朱 鳴宿禰 丹比宿禰

弟彦命

日女命
以上二人母淡海國谷上刀婢

玉勝山代根古命 山代水主直雀部連輕部造蘇宜部首等祖

若都保命 五百木部連祖

倭部與曾命

彦與曾命
以上四人母伊我臣祖大伊賀彦女大伊賀姬

香井命 河內漢人

大原足尼命 筑紫豐國々造祖雲考

大八椅命 娶陀國造祖

大縫命

小縫命

大美和都禰乃命 工造

淡夜別命 大海部直祖

乎止與命

殿諸足尼命 禰多治比宿禰

蝮壬生犬手 蝮部

尾張屋主都久代命 山首

建稻種命
母尾張大印岐女子眞敷刀婢（按本書生二男四女四當作二）

宮賛媛命

尻綱根命 仕應神朝

稚彦連

尻綱眞若刀婢命 嫁五百城入彦命
金田屋野姬命 嫁品陁眞若王
尾治弟彦連
尾治針名根連 朱姓氏錄作波利那乃連公又針名乃命
意乎巳連 仕仁德朝
尾治金連
尾治敏閇連
尾治知々古連 久努連祖
古利命 朱若犬養宿禰
尾治坂合連 仕允恭朝

尾治古利連
尾治阿古連 大刀四連祖
尾治中天連
尾治多々村連
尾治弟鹿連 日村尾治連祖
尾治多與志連 大海部直祖
尾治佐迷連
尾治兄日女連
與足尼 朱楓室連
屋主足尼 朱刑部首
尾治乙訓與止連

尾治栗原連

尾治間古連

尾治枚夫連 紀伊尾治連祖

栗里先生雜著卷七

男栗田勤輯

尾張氏纂記

天照國照彦天火明〔櫛玉饒速日〕尊、（亦云饒速日命亦名膽杵磯丹杵穗命）天照雲貴太子正哉吾勝勝速日天押穗耳尊、高皇產靈尊女（萬幡豐秋〔幡〕津師姬（亦名栲幡千千姬命）爲妃、誕生天照國照彦天火明〔櫛玉饒速日〕尊、天照大神高皇產靈尊（二）孫、天照國照彦天火明〔櫛玉饒速日〕尊、天道日女命爲妃、天上誕生天香語山命、〔御炊屋姬爲妃天降誕生宇摩志摩治命〕

天照國照彦天火明尊名義は、平田篤胤說に鏡に由ある御名なり、其はまづ天照大御神石屋戸を刺て隱坐しかば、天上も國土も常闇と爲れるを、此命の御子天香山命の作れる鏡は、大御神の大御光に似せ奉りその已命と等き神の坐ますと奇み所思看さしめて、招奉らむ料に造れる御鏡なりしかば、太じく光りけむこと知べし斯て大御神石屋戸を出御しかば、高天原も葦原中國も復照明くなれるに依て、其鏡を天照國照と稱へた

栗里先生雜著卷七

る號なるべし、（また若くは彼御鏡は直に此神の造り給ひけむも知べからず、其は書紀に鏡作遠祖天抜戸兒石凝戸遊所作八咫鏡とも、鏡作部遠祖糠戸者造鏡とも有て、御父子の間まがひつる事も有げに聞ゆれば也、）なほいはば釋紀に引る大倭本紀の注に、伊勢大御神の御靈實の御鏡を天懸神と申し、木國大神の御を國懸神と稱すよし見たるを思ふに、懸は借字にて炫と同言なれば、此も天を炫かし國を炫かす由なることを炳焉し、かゝれば天照國照とは彼御鏡の稱號なること彌著明なり、さて火明は本阿加理と訓へし、此も鏡の光れるを火の如く灼く明き意に取りて、稱美たるなるべし、さて香山命の本住ませる國は尾張國にて、尾張國造の祖なる故に、彼國に此神に由ある社のいと多かる其が中に、神名式に中島郡に、眞墨田神社（名神大）とある社を、一宮記に大巳貴命と爲たるは非にして、天照國照彦火明命を祭り、一宮と稱す、天香山命は同郡尾張神社に祭ると國人吉見幸和が云る信に然るべし、さるは眞墨を御記に眞清と作るを思に、此は彼御鏡を眞清鏡とも稱けむ謂に依て、其を造れる神の御父の社號とは爲けむかしと云るはあたれり、（但し火明命を抜戸神と云るは香山命を石凝姥命と同神とするよりの事なれば諾ひがたし、）火明命は書紀の一書に天忍穗根尊（卽ち忍穗耳尊同神なり）娶高皇産靈尊女子栲幡千々姫萬幡姫命、亦云高皇産靈尊兒火之戸幡姫兒千々姫命而生兒天火明命、次生天津彦根火瓊々杵根尊、其天火明命兒天香山命（命字印本に脫たり、今禁裏御本に據て補ふ）是尾張連等遠祖也、また一書曰、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊娶高皇産靈尊之女天萬栲幡千幡姫爲妃而生兒、號天照國照彦火明命、是尾張連等遠祖也、次天饒石國饒石天津彦火瓊々杵尊、また古事記にも、御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命生子天火明命、とある是なり（然るを書紀の本書又一書には、瓊々杵尊の御子として、火明命是尾張連等遠祖也とあるは、異なる傳にて、異神にはあらず、瓊々杵尊の御子なる火明命を古事記には火照命とあり、）さて本文にこの天火明命と饒速日命とを一神として、名を天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊と云ひて、尾張連と物部連とを、一神の後とせるは、いみしき僞說なる事、物部氏纂記に辨へたるが如し、まづ饒速日命と此天火明命とは、本より別神なる事、云もさらなり、又古事記にも書紀にも、尾張連は天火明命の後、物部連は彼饒速日命の後にて、是も同祖の姓に非ず、姓氏錄にも同じ神別ながら、火明命の子孫なる氏々は、皆天孫部に收れ、饒速日命の子孫は、こと〳〵く天神部にありて、明白く分れたるを思ふべし、故櫛玉饒速日命の五字、また注文の十五字、また御炊屋姫已下十六字をば、圈をもて刪りたるなり、（すべて物部氏にかゝれる事の文ともは、煩しければ此に記さず、その省たる趣は物部纂

記に就て見べし）○豐秋幡津師姫、この名の幡字を豐の上にをき、又其が上に萬字を補へて、萬幡豐秋津師姫とし、姫の下亦名などあるべきところなれば、今此數字を補ひつるなり、かくて火明命にかけて云る姓氏錄に見えたるは、（左京神別天孫）伊福部宿禰、尾張連同祖火明命之後也、（右京）川上首、火明命之後也、（山城）六人部連、伊福部、石作、水主直、三富部、（河内）丹比連、笛吹連、身人部連、五百木部連、（右京未定）凡海連、（山城未定）山代直などみな火明命之後也とあり、此氏々の事は、次々に云をみるべし、三富部と云姓、它書にみあたらず、雄略紀二年皇太后の天皇に請給ふ御言に、我之厨人兎田御戸部眞云々、請將加貢爲宍人部とあるは、此姓にやあらん、○天照大神高皇產靈尊相共所生云々とあるは、決て古語拾遺を讀そこねて、生狹に加へたる文なり、故此二十二字ありては詞つゞき詳ならぬを、除きて讀みるに、總ての義自ら明著を思ふべし、されど今たすけていはゝ、二十二字をば注文として、其上に故號曰皇孫命の六字を本文に補ふべし、さるは拾遺に天祖吾勝尊納高皇產靈神之女栲幡千々姫命生天津彦尊號曰皇孫命（天照大神高皇產靈二神之孫故曰皇孫）とあるに因てなり、（但しこの皇孫拾遺なるは、瓊々杵尊を申し、此なるは御兄火明尊を申奉れるにて聊の差あり、）さて天孫は書紀に瓊々杵尊、また彦火々出見尊を申し奉れる稱としつれど、古言に非ず、宜

長云、こは天神之御子を、例の漢めかして簡に書れたるもの也、阿麻都加微能美古と訓べし、阿米美麻と訓は非なり、皇孫は、延喜式祝詞に、皇孫命とあるに據て、須女美麻と訓べし、須女は賀茂眞淵の云る如く統といふ事にて、皇大御神天皇命など云に同じく、尊みて添たる言、美麻は御眞子の畧言にて、愛親しみ稱たる語なり、故皇孫と白す言は、書紀古語拾遺などにも、瓊々杵尊を申奉れるが始にて、日嗣を知看す御代々々の天皇命の大稱とは成るなり、しかるを此に火明命を、太子また天孫皇孫と云ること不審きが如く聞ゆれど、是も亦一つの傳へなるべし、其は皇兄なる火明命をおき奉りて、皇弟の瓊々杵尊を日嗣としたまへる事、きはめて故あるべく所思ゆれば也、○天上誕生は、次の天降誕生に對て書る文なれど、次云々の文を創るときは、天上二字は贅る字なり、

兒天香語山命、（天降名手栗彦命、亦名高倉下命、）此命隨御祖天孫尊、自天降坐於紀伊國熊野邑之時、天孫天饒石國饒石天津彦々火瓊々杵尊孫磐余彦尊、發自西宮、親帥船軍、東征之時、往々逆命者蜂起未伏、中州豪雄長髓彦勒兵相距、天孫連戰不能尅也、前到於紀伊國熊野邑、惡神吐毒、人物咸瘁、天孫患之、不知出計、爰高倉下命在此邑中、夜夢天照大神謂武甕槌神曰、葦原瑞穗國猶聞喧擾之聲、宜汝更往而征之、武甕槌命對曰、雖予不行、而下吾平國彼時劍則自將平矣、乃謂高倉下命曰、予劒部靈、今當置汝庫裏、宜取而獻於天孫矣、高倉下命稱

唯々、寤而明日開庫視之、果有劒倒立於倉底、因取而献焉、天孫適寢、忽然曰、予何長眠在此乎、尋而中毒士卒悉復醒起矣、皇帥趣中州、天孫得劒、自增威稜、勅高倉下裔爲侍臣也、

此天降名手栗彦命亦云高倉下命など、あるは、信がたし、其神武卷に此一段を記せる所に、彼處有人號曰熊野高倉下、（彼所とは紀伊國熊野なり）と見えて、もとより地神の末にて、紀伊國に住る如く聞ゆるは、決て天香語山命同人にはあるべからず、また天照大御神の御裔に坐神を、彼所有人など鄙しげに書注すべき理なく、又この命は物部氏纂記にも云る如く、瓊々杵尊の御供として、天降り坐つと所思ければ、神武天皇の御世人に非ること明けきものなるをや、又此命實に紀伊國に天降まして、其地に住給はんには其御裔の氏人必ず此に在へきことなるを、然る事正史どもに見えざるも甚疑はし、故按ふに、此譜の卷末枚夫連の下に、紀伊尾治連等とあるは、此を實にせむとの僞妄說なるべし、

兒天香語山命、（此）異妹穗屋姬命爲妻生一男、

天香語山命は、大和國風土記に、天上有山、分而墮地、一片爲伊豫國之天山、一片爲大和國之香山、伊豫國風土記にも伊豫郡自郡家以東北在天山、所名天山由者、倭在天加具山、自天天降時、二分而以片端者天降於倭國、以片端者天降於此土、因謂天山也、また古事記倭建命の御歌に、阿米能迦具多麻とある地に由緣ある名と聞えたり、（平田篤胤云、伴信友が說に、神祇式に年中御卜料、波婆加木、皮者、仰大和國有卦、社令採進之、とあり、宮主秘事口傳抄に、官掌進波々賀木、此木官掌自大和國笛吹神社請取也、とあり、此社は神名式に大和國添上郡笛吹神社とある是なり、（今印本には穴吹、また一本には穴次などあれど、訓は何れもフエフキとあり、文明十一年の古寫本大和國東大寺戒檀院神名帳に、笛吹大明神と有て、フエフキと仮字付たり、此に因れり、）さて笛吹神と申すは、何れの神ならむと考ふるに、姓氏錄笛吹連火明命之後也と有て、次に吹田連火明命兒天香山命之後也、（以上河內國天孫也）と見ゆ、河內は大和に鄰國なれば、笛吹氏は大和より出て、河內にも移住るなるべし、天香山命の名は、天上なるも大和なるにも通りて、天香山に由ありて負給へる名と聞え、又或書に笛吹神は建多乎利命を祭れる也と有り、此命の名竹手折と云言にも聞ゆ、笛の員を數ふるに、一枝二枝と云へり、斯て笛吹氏とも同祖なるは、由有げなるを思ふに、既く天上にしてト事の時の火の事により給へる古事の有しが、傳の洩たるにや有む、天孫本紀の傳へによるに火明命天ッ神御祖の詔を禀て、河內國河上の哮峯に天降り、また大倭國鳥見白庭山にうつり住み、長髓彦の妹を娶りて、宇麻志麻治命を生給へり、天香山命は天上にして生れたまへる子にて、兄なる由見

えたり、此等を集めて考るに、火明と申す稱も火に由ありて聞え、河内より大和に移れるとあるも、共に上に云る事どもに由あり、さて鳥見と云所は、神名式に添下郡に登彌神社あれば、其邊の地なるべきに、同郡に穴吹神社あるも由ありと云るは、凡て然る說にて、天香山命は決めて、御石屋隱の時に波々迦火の事、また笛をも此命の吹給ひけむかし、然る時は此時に笛吹く事は、上代本紀に凡神樂之起、猿女君祖天鈿女命採二天香山竹一、其節間影風孔通二和氣一、（今世號笛類也）亦天香弓與並叩絃、（今世謂和琴其緣也）木々合々而備二安樂之聲一云々、と見えたる如く吹氏を負べき由はあらじかし、然れば此命の御裔の一派、この時の由緣に依て、笛吹氏を稱り、笛吹神社を守り、凡て笛吹を掌たりし故に、笛吹連の姓を賜へるなるべし、大嘗祭式楢笛吹とあるは、其部の笛吹等なるべし、さて後世までも波々迦を笛吹社より進る事も、此時の由緣に依ることは云も更なり、とある此上件の說ども一わたりは理あるが如く聞ゆれど、火明命と饒速日命と一神とせるは、例の信られず、香山命の卜事の火の事により、笛吹の事にも由あり、と云て引る上代本紀にも、此神の名も其事も見えたる事なければ據がたし、然るを如此云るは古事記石屋戸の條に、召二天兒屋命布刀玉命一、而內抜二天香山之眞男鹿之肩一抜而、取二天香山之天波々迦一而、令二占合麻迦那波一而云々、神武紀に天皇自新而寢、夢有二天神一訓之曰、宜取二天香山社中土一以造二天平瓮一、云々、敬祭二天神地祇一、亦爲二嚴呪詛一、如此則虜自平伏云々、などト事に由あり、式大和國十市郡天香山坐櫛眞知神社は此の天香山社に緣ありげに聞え、天香山命の名此山名と通ひ、越後國蒲原郡彌彥神社卽此命を祭れりと云、又此社に龜卜の古傳あるは、鹿卜の遺風なるべし、と云るなどの事に依て、附會せしものと思はる、但し笛吹社に由ある事は取るべき說なるべくおぼゆるを、なほ笛吹連の下に云を合せ考ふべし、）書紀一書に、天火明命兒天香山是尾張連等遠祖也とも見ゆ、（尾張國內神名帳にみえたる山田郡從三位尾張田天神は卽此命を祀れるにて今も社は小針村と云にありとぞ、さて此地は本國の中央にて國名の起れる所にや、故卽其祖神をも祀りしなるべし、其降來つる事の由は國造本紀考の尾張國造の條に云り、また神名帳播磨國揖保郡揖保坐天照神社は此命の御父火明命を祀れる社なるに、同郡香山鄕と云ふが倭名抄に見えたるも故あるべし、）神宮雜例集（內侍所の御鏡の事を記せる條）に神宮記云（上畧）件神鏡者是非人間之所爲、既天地開闢之初、當高天原天鏡作神乃遠祖天香山命乃八百萬皇神達共用、以銅天錍造之神鏡也、（或云天香山命以古錍作之）件神鏡元三面也、廣皆方尺而一面坐伊勢國須、一面坐紀伊國

須一面坐內侍所、是件鏡也、(具見于日本紀)云々とあるは他書に見えざる事にて、杜撰ならむと思はるゝを、熟考ふるに、大和は天香山命に由緣ある地と聞ゆるに、和名抄に大和國城下郡鏡作(加加都久利)鄉あり、神名帳同郡鏡作坐天照御魂神社あるは、香山命の鏡作に因緣ある地なる故に、その御父火明命を祭れる社と聞えたり、(此社に天香山命をも合せ祀られたりけむも知るべからず、また同郡鏡作麻氣神社鏡作伊多神社なども由ある社なるべし、)平田篤胤が、天香山命は石凝姥命の亦名なりとして云る說に、其同神なる事は神宮記の勘奏文に、鏡作大祖を伊斯許理度賣命と言ずて、天香山命と云るにて曉るべし、然るを神別の如く傳へたる說の多かるは名の替れるに依てなり、と云るは由緣ありて聞ゆれど、今然ならんと偏に決めては云がたし、猶よく考ふべし、○穗屋姬いまた考へず、(次々の人名の古事に見あたらぬをば、一つ〳〵には斷わらず)一男は天村雲命をいへり、

孫天村雲命、(亦名天五多底)此命阿俾良依姬爲妻生二男一女

天村雲命ものに見あたらず、(度會氏の遠祖にも、天牟羅雲命あれど、此なるとは別神と聞ゆ、なほ物部氏纂記の五十六頁に云るを考ふべし、)天五多底、延佳本に底を宜と作り、いかにとも訓がたし、誤字なるべし、(姓氏錄に、壬生部首、火明命孫天五百原命之後也、とあるを按ふに、百と草體の似たるより誤れるにて天五多底卽天五百原命には非じか)○阿俾良依姬は古訓のまゝにアヒラヨリ姬にや、然らは倭名抄大隅國郡名に姶羅(阿比良)郡姶羅鄉、薩摩國日置郡合良鄉に由あるか、二男一女は、天忍人命天忍男命、忍日女命これなり、

三世孫天忍人命、此命異妹角屋姬亦名葛木出石姬爲妻生二男、次天忍男命、此命葛木土神劒根命女賀奈良知姬爲妻生二男一女、妹忍日女命、

天忍人命、姓氏錄(播守連播守造の條)に振魂命四世孫天忍人命とは別人なり、さて此命の妻角屋姬亦名葛木出石姬、天忍男命の妻葛木土神の女賀奈良知姬、瀛津世襲命亦名葛木彦命、建額赤命の妻葛城尼治置姬、天戶目命の妻葛木避姬、建諸隅命の妻葛木直祖大諸見足尼女子諸見巳姬、大海姬命亦名葛木高名姬命などあるを思ふに、世々大和の葛木に住居て其土人を妻とせしなるべし(書紀に葛木の本名高尾張也といへる由を記しつれど、實は此氏人小止與命尾張國に下り住しがその族の尾張姓を賜へるもの其地に居る者も多かりし故に、卽て國名をもて本居の名にも負せしが、云々の故に因て後に葛木とは云しなるべし、其委しき說は、國造本紀考の尾張國造の條に云へり又こゝに本名の尾張を云はずして葛木と云るは、後を前へめぐらし云るものなり、)

○出石姫の下、爲妻二字舊印本非の一字に作るを、今延佳本に因て訂せり、二男は天戸目命天忍男命これなり、○天忍男命神名帳土佐國香美郡天忍穗別神社あり、谷重遠云く、此は今山田野の東南八王子村に八王子社とてある社なるべし、さて天忍男命の妻賀奈良知姫は劒根命の女、劒根命は葛木姓の祖なり、然るに賀奈知と云所より南一里に劒雄社あり、此社の西北一里許に葛木男神社、葛木咩神社（帳に土左郡也）ありと云り、此に由縁ある事と聞えたり、かくて此命より出たる氏は丹比須布丹比宿禰あり、○姓氏錄（左京神別天孫）に丹比須布、火明命三世孫天忍男命之後也、男武額赤命七世孫御殿宿禰男色鳴大鷦鷯天皇御世、皇子瑞歯別尊誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉レ灌二御湯一于時虎杖花飛入二御湯盆中一、色鳴宿禰稱二天神壽詞一奉レ號曰二多治比瑞歯別尊一乃定二多治比部於諸國一爲二皇子湯沐邑一、即以二色鳴一爲レ宰、令レ領二丹比部戸一、因號二丹比連一、遂爲二氏姓一、其後庚午年依レ作二新家二字一爲二丹比新家連一也、（こは書紀反正卷に瑞歯別天皇云々、天皇初生淡路宮一生而歯如二一骨一、容姿美麗、於レ是有二井曰一瑞井一、則汲之洗二太子一時、多遲花落有二于井中一、因爲二太子名一也、多遲花者今虎杖花也、故稱二多遲比瑞歯別命一とある時の事を云ひ、庚午年は天智天皇の御世の九年庚午年をいへるなり、美濃古蹟考に本梁郡虎杖神社ありて、今板所と云にあり、祭神は瑞歯別命色鳴宿禰の御魂にやと云り、）續紀に天平寶字八年七月己酉、伊與國周敷郡人多治比連眞國等十人、賜二姓周敷連一、また十月己丑、伊豫國人大初位下周敷連眞國等二十一人、賜二姓周敷一、伊佐世利宿禰一、とあるこの周敷連は、姓氏錄なる丹比須布同姓と聞えたり、神名式伊豫國桑村郡周敷神社は周敷連の祖神なるべし、（和名抄伊豫國周敷（主布）郡とあり、國圖を考ふるに桑村の鄰郡也）○葛木、土神劒根命は、國造本紀に、葛城國造、橿原朝御世以二劒根命一、初爲二葛城國造一とみえたり、（委しくはかの考注にいへり）

四世孫瀧津世襲命、（亦云葛木彦命、尾張連等祖、天忍男命之子、）此命池心朝御世

爲太連　供奉、次建額赤命、此命葛城尾治置姫爲レ妻生二一男一、妹世襲足姫命（亦名日置姫命）此命、腋上池心宮御宇、觀二松彦國押人命一、次日本足彦國押人天皇是也、

瀧津世襲命は古事記（孝昭段）に尾張連之祖奥津余曾とあり、池心朝は、孝昭天皇を申奉れり、（正しくは下文の如く腋上池心宮と云べし）尾張志に春日井郡小幡村大森の西の方名古屋より東北の方二里にあり、もとは小治田尾張田などもかき、小治田連藥などいへる人は親族いと多く、此國にありけるが、八人姓氏を尾張宿禰と改めしよし、そは此の西方なる小針村ぞ本貫の地なるべければさだめて一

所にはあらずして數所に分れ住て、此をばたにもありしなるべし、此村の北のかたの山手に古き塚の跡多くありて、葬具などの地中より出る事の多くあるは彼氏人等が墓跡なるべしといへり、○大連この號の正史に見えたるは、垂仁卷二十六年ぞ始なりける、然るを此に池心朝御世爲大連と云るは、信がたき說也（なほ物部氏纂記百八十三頁に云へり）○建額赤命は姓氏錄（丹比宿禰條）に、天忍男命の男、武額赤命、（全文は廿八頁に引り）また（右京天孫）若倭部、同神（火明命なり）四世孫建額明命之後也、（又左京神別天神部に、若倭部、神須比命十八世孫子田知之後也、右京天神部に、若倭部連、神魂命七世孫天筒草命之後也、とありて何れも天神の部に收れたるは、決て混ひたる傳なるべし、其は天筒草命は次條に見えたる建筒草命と聞え、神魂命高魂命は、氏々の遠祖として云る例、是彼あれば、此に神魂命とあるは、掛まくも畏き天照太神を申奉り、御子押穗耳尊御子火明命御子天香語山命子天村雲命子忍男命弟建額赤命子建筒草命と次第に數まへて、七世孫といへるものなるべし、か、れば神須比命も神牟須比命の字の脫たるなり、又按ふに高魂神魂二神にして、一神の如くなるをもて推考ふるに若くは火明命の外祖高皇產靈命を神魂命として語り傳へたる事のありしをもて誤れるものにやあらむ、但し神須比命を一寫本に、神饒速比命とあるに因て、火明命と饒速日命と同神なりなどいはんは信がたき事也、）三代實錄元慶四年九月廿二日甲寅、但馬國美含郡人從七位上若倭部氏世、貞氏、貞道等三人、賜姓楓朝臣、氏世等楓朝臣廣永男、文林之兄弟也、廣永改姓之日、漏脫名字、今追而賜之、とあるは此氏人にや、（若倭は神名式に河內國大縣郡若倭彦命神社、和名抄能登國珠洲郡若倭鄕といふ見えたり）○一男は建筒草命を云へり、○世襲足姬は、古事記（孝昭段）に此、天皇娶尾張連之祖奧津余曾之妹名余曾多本毘賣命生御子、天押帶日子命、次大倭帶日子國押人命、（二柱）孝昭卷（二十九年）に、立世襲足媛爲皇后、々生天足彦國押人命、日本足彦國押人天皇、古事記（同段）に兄天押帶日子命者春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本臣、壹比韋臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽栗臣、知多臣、牟邪臣、都怒山臣、伊勢飯高君、壹師君、近淡海國造之祖也、とある羽栗臣は尾張連の住る尾張國葉栗郡に由ありて負る姓なるべし、さて亦名は倭名抄大和葛上郡日置鄕に由れる名なるべし、

天孫天戶目命、（天忍人命之子）此命葛木、避姬爲妻生二男、次天忍男命、（大鞆壬部連等祖）天戶目命の裔、大炊刑部造、また朝來直あり、○姓氏錄（左京天孫）大炊刑部造、火明命四世孫阿麻刀彌命之後也、又（右京天孫）大炊刑部造、同神四世孫天礪目命之後也、また朝來直、同上、（大炊、和名抄に大炊寮於保爲乃豆加佐とあり、伴信友云、爲は比の寫誤な

るべし、比は伊比の約にて、大飯の義なるべけれど、它書に其徴なしと云れて、常陸風土記行方郡當麻郷下に、相鹿大生里、古老曰、倭武天皇坐相鹿丘前宮、此時膳炊屋舍構立浦濱縫作橋、通御在所、取大炊之義、名大生之村、とある大生にて、大飯なる事明らけし、刑部は允恭紀二年春二月丙申朔己酉、立忍坂大中姫爲皇后、是日爲皇后定刑部、また古事記允恭段にも、爲大后御名代定刑部、この傳に、和名抄に、伊勢國三重郡、遠江國引佐郡、備中、國賀夜郡、英賀郡などに、刑部といふ郷名ありて、皆於佐加倍とあり、さて此は大后の御郷、大和國城上郡忍坂なるを刑部としも書、故は、其郷なる忍坂部の人等の刑部の職に仕奉りしことのありしより、やがて其職名の字を書ならへるなり、と云るが如くなるべし、）などあり、延喜式神名帳に因幡國八上郡意非神社あり、此神社もしくは大炊刑部造の祖神などにはあらぬが、其は和名抄に刑部郷とみえ、今この社は八東郡若櫻郷彌多羅村にありて、大炊宮とも老宮とも云ふと云る、なにとなく由緣ありて聞ゆればなり、三代實錄貞觀五年八月廿二日壬午、讃岐國多度郡人、齋院權判官正六位上刑部造眞鯨、改居貫左京職、とあるは同姓にや、詳ならず（刑部造に異流ある事、物部氏纂記二百卅六頁に云が如し、）○天忍男命、上に出たるとは同名異人なるべし、○大蝮壬部連は、於保多遲比美夫能牟良志と訓べし、民部式に、凡勘籍之徒或轉蝮部姓注丹比部、或爲

永吉名爲長善、如此之類莫爲不合、これにて蝮丹比の訓同じきを知るべし、さて丹比は和名抄、河内國丹比（太知比爲丹南、爲丹北、）郡、丹上郷丹下郷とある地これなり、（丹比と云る由は廿八頁に云へり）壬部は仁德卷に、七年秋八月、爲大兄去來穗別皇子定壬生部、古事記（同段）に、亦爲太子伊邪本和氣命之御名代定壬生部、とある壬生部、卽御產部にて、皇子生坐る時の御產殿に仕奉る諸部を云と、皇子の御產部の名を負せて國々に其民戸を定め置る、と、二つの差あり、此なるは丹比の壬生の民を掌るに付て、大蝮壬部連と姓を負るなるべし、姓氏錄（大和天孫）蝮壬部首、火明命孫天五百原命之後也、また（攝津天孫）蝮部同神十一世孫蝮壬部犬手之後也とあり、されど此姓餘に見あたらず、

五世孫建筒草命（健額赤命之子、多治比連、津守連、若倭部連、葛木厨直祖）

建筒草命、姓氏錄（右京天神）に、神魂命七世孫天筒草命とある同人なるべし、○多治比連は、姓氏錄（河内天孫）丹比連火明命之後也とみえ、氏人は孝德卷（大化二年三月辛巳）に丹比深目、丹比大眼（齊明卷四年十一月に丹比小澤連國襲と云人もみゆ）などあり、天武卷十三年十二月己卯、丹比連賜姓曰宿禰、（丹比宿禰姓の事廿八頁に云り）また丹比新家連と云姓も此同氏なり、東大寺正倉文書尾張國天平六年正稅帳の紙末に、史生

從八位上丹比新家連石麻呂あり（此氏人尾張に由ある事次に云が如し）續紀寶龜八年五月癸亥、勅旨少錄正六位上丹比新家連稻長、大膳膳部大初位下東麻呂賜姓丹比宿禰、とあり、さて此新家は倭名抄攝津國島下郡新野（爾比夜）郷、尾張國海部郡新屋郷（攝津國今も新屋村あり、尾張國海東郡新居屋村あり）あり、此地名を負るなるべし、いかになれば、神名帳攝津國島下郡新屋坐天照御魂神社三座、また尾張神名帳、海部郡新屋天神（國人は天照大神を祭ると云りとぞ、此は天照御魂神を誤り傳へたるものなるへし）は、共に其地に住る尾張氏の族人の、其祖天照國照天火明命を天照御魂神とも、新屋天神とも稱奉りて、祀りしものなれば也、和名抄丹波國天田郡に六部郷雀部郷あり、天田郡の名は天照魂命の畧語なるべく聞え、六部は此神孫に六人部、また山代水主雀部連などの姓あるに由あり、丹波國造も此同族より出て、天田郡に天照玉神社ありて、其國造の祖天火明命を祭れるをも思ふべし、（なほ水主直の條下に云を合せ考べし、）また姓氏錄（河內天孫）に檜多治比宿禰、火明命十一世孫殿諸足尼命之後也、男兄男麻其心如女、故賜檜多治比宿禰、次弟男麻其心勇健、其力足倫（四）十千軍衆、故賜靭號四十千健彦、因負姓靭負、（男麻の麻は父殿諸足尼に由ありて負るにやあらん）とあるこの檜多治比を省きて、徒に手繰連ともいひ、靭負は靭多治比連ともいへりと聞ゆ故、思ふに天武卷十三年十二月手繰連、靭多比連賜姓曰宿禰とあり、又天平寶字八年十月庚午の條に靭負宿禰島麻呂と云も見ゆ、同姓なるべし、（かの大膳、々部東麻呂も、檜多治比姓の故事のまゝに、膳部として仕奉りしものと聞えたり）○津守連、津守は萬葉二大船之津守之占爾、同十一住吉乃津守網引之などある是にて、その本は攝津住吉の津を守る由の官名なるが、後に姓となりしものなるべし、（宣長云、住吉は神功卷に大津渟名倉之長峽、また和名抄に攝津國兎原郡住吉郷とみえ、今も住吉村と云ひ、本住吉とて住吉神社もあり、海邊へは七八丁許隔れる地にて、今住吉郡住吉の住吉神社ある所とは異なり、かくて古事記仁德段に、定墨江之津とあるに就て、つら〳〵思に、彼大神を今の地に遷奉り給ひし、此同時にそあり、けん、故大神を遷奉るまにまに其津をも共に移し定め賜へるなるべし）其は神功卷に、於是從軍神表筒男中筒男底筒男三神、誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓于皇后曰、神欲居之地、必宜奉定、則以踐立爲祭荒魂之主、また皇后之船廻於海中以不能進、更還務古、水門而卜之、於是云々亦表筒男中筒男底筒男三神、誨皇后曰、吾和魂宜居大津渟名倉之長峽、便因看往來船、於是隨神教以鎭坐焉、則平得度海と見えたれば、田裳見宿禰をば、卽この時に住吉の和魂神の神主と爲給ひ、（踐立と田裳見宿禰と御船に

捧奉り諸奉りし荒魂神和魂神に、各相分りて船中に仕奉れりしを、此に至て長門と攝津と相分りて仕奉りし狀に聞ゆ）また衆て津を守らしめ給ひけむ、（この津を守らしめ給へるも、卽かの仁德の御世に、定墨江之津と云る時の事なるべし、文明十八年に記せる回國雜記に、津國なこの浦の事を、そのなこの浦に難波津をまもれる人の住しに依て、其浦を津守浦といひ、又其子孫の氏によひて、津守氏ありとかや、今はなこの浦の所も、さだかにゑれる人なしとなむ、と云事もみえたり）故津守連とは、負つらんと思はるれはなり、（和名抄菟原郡、又住吉に近き西成郡に津守郷あるは、此氏人等の居住なるべし）さて欽明卷四年冬十一月甲午、遣津守連詔百濟曰云々、（津守連の名、此に闕たるを、同五年の注に、百濟本紀云、津守連己麻奴跪而語訖不正未詳と見えたり）皇極卷（二丁左）津守連大海を高麗に使し玉ふ事みえ、齊明卷五年七月戊寅、遣云々大仙下津守連吉祥使於唐國とあり、天武卷十三年十二月巳卯、津守連賜姓曰宿禰、續紀卅五（十三丁左）に主神津守宿禰國麻呂、遣唐使たりし事見ゆ、如此この氏人の唐國に使する事はかの看往來船と云る神教の趣に因れる深き故こそありけめ、姓氏錄（攝津天孫）津守宿禰、尾張宿禰同祖、火明命八世孫大御日足尼之後也、また津守、火明命之後也、また（和泉天孫）連津守、火明命男天香山命之後也、（參河國內神名帳に、正三位津守大明神

（式外）座寶飫郡とみえ、今も一宮村延鹿神社の攝社にて、田蛍見宿禰を祀れりとぞ、此は氏人の此地に住るがありて、其祖神を祭れるにや、）この津守連の田蛍見宿禰の奇なる事、神功紀にみえたるのみにて、它書に見あたらさるをもて、上文の如く記しおきつれど、後に住吉神主の系圖を見れば、今も攝津國住吉神社の神主として世々に承嗣て、仕奉ることになむ有ける、其系圖の卷首に、住吉神主幷一族系圖、（但國基盛宣以後注進之）津守氏（手搓足尼以後數十代畧之）神主右大辨津守吉祥後胤とありて、その一族までを系りて記せる、其正統を聊かいはむに、まづ第一に國基、康平三年三月十五日、補神主、年三十八、從五位下、康和四年七月七日卒、年八十、宣基、從五位上、承曆四——正——廿三——叙、八十五、鳥羽院上北面、盛宣、保延六——三——廿一——補神主、國盛、長盛、國長、經國、歌人、新勅撰始入之、國平、承久二年四月十一日、補權神主、安貞二年十月七日補神主、建長二年五月、任攝津守、弘安八年三月廿七日卒、七十八、（此弟國範の譜下に、國平宿禰云々と見ゆ、此にて津守宿禰姓なる事知る、）國弘、弘安八年四月補神主、正應三年六月廿八日任攝津守、龜山院上北面、國夏、五位左近將監、元應二年六月廿五日、補權神主、嘉曆三年九月五日、補神主、元任攝津守、建武二——八——十——任元曆御祈例、爲元弘勤功之賞、被成下三品綸旨、正平八年五月十一日卒、年六十五、後宇多院上北面、國量、正平十年正月廿四日、叙

從四位下、同六月廿五日聽内昇殿、同二十四日任攝津守、應永九年正月廿七日卒、弟國貴、
正平八年五月十四日補權神主、從五位下、
正五位下左近將監、弟國寶嘉曆三年九月五日、補權神主、
如國の子國秀、國清、國豐、國博、國昭、長享二年落髮、四十八歲、國則、國賢、國繁、國崇、國家、國通、
（系圖この國通と云人にて止る）などを見えたり、さて卷首に手搓足尼とある搓字は、搓
の誤なる事決し、其は新撰字鏡に、搓云々與留、又太毛牟と云るに因て、手搓と改め、多毛
美と訓へく、多毛美（手搓）足尼、即ち田裳見宿禰なる事著ければなり、かくて書紀神功
卷に、津守連之祖、田裳見宿禰とみえたると、此系譜の趣を合せて按ふに、津守連は火明
命の裔田裳見宿禰の出自なる事、甚よく知られたり、されど田裳見宿禰は、火明命幾世
の孫と云事傳へなければ、考ふへき由なし、○若倭部連は、上（卅頁）にいへる併せ考ふべ
し、播磨風土記（揖保郡の部）に栗栖里（上中々）所以名栗栖者、難波高津宮天皇勅賜刑
栗子若倭部連池子、即將退來殖生此村、故號栗栖云々、とあるは同氏と聞ゆ、さて神名式
遠江國敷玉郡若倭神社、萬葉廿、天平勝寶七歲、遠江國防人主張、丁敷玉郡若倭部身麻呂
などあるを思ふに、これ其本貫にや、○葛木厨直、いまた考へず、
孫建斗米命、（天戸目命之子）此命紀伊國造智名曾妹、中名草姬爲妻、生六男一女、次

妙斗米命（六人部連等祖）
建斗米命、姓氏錄に武磯目、また建刀米などもあり、タケシトメと訓べし、此命より支別
たる氏は、尾張連、伊與部、六人部、子部、などあり、○尾張連、姓氏錄（右京天孫）尾張連、火明
命五世孫、武磯目命之後也、また（河内天孫）尾張連、同神十四世孫小豐命之後也などみ
え、雄略天皇の御世に、尾張連等上祖長日子が事播磨風土記に見ゆ、（風土記、飾磨郡貽和里
船、北丘有馬墓池、昔大長谷天皇御世、尾張連等上祖長日子、有善婢與馬、並合之意、於是長
日子將死之時、謂其子曰吾死後皆葬准吾、即爲之作墓、第一爲長日子墓、第二爲婢墓、第三
爲馬墓、併有三、後上生石大夫爲國司有之時、築墓邊池、故因名爲馬墓池、）天武天皇の御
世に、宿禰姓を賜へるより、尾張、宿禰と云へり、仁明天皇御世に、和風長壽樂を舞へる尾
張連濱主は此氏人なり、（續後紀、承和十二年正月乙卯、是日外從五位下尾張連濱主於
龍尾道上舞和風長壽樂、觀者以千數、初謂鮐背之老、不能起居、及于垂袖赴曲、宛如少年、四
座僉曰近代未有如此者、濱主本是伶人也、時年一百十三、自作此舞、上表請舞長壽樂、表中
載和歌、其詞曰那々都義乃美與爾萬和倍留毛毛知萬利、止遠乃於岐奈能萬飛多天萬都
流）なほ委しき說は、國造本紀攷（尾張國造の條）に云るを見るべし、さて此氏人の
後のものに見えたるは、除目大成抄、（寛平十年二月）參河權大目尾張宿禰栗主、また

（長德二年秋）、山城權大掾尾張宿禰利延、小右記（長和二年二月廿日）に尾張、公時可、定、山陽道使、吉記（承安四年八月）に尾張遠宗などあり、〇伊與部は、伊豫國伊豫郡に因れる姓にや多治比連より支別たる周敷連に由ありげ也、姓氏錄（右京天孫尾張連の下）に伊與部同上、（また同天神部に伊與部、高媚牟須比命三世孫天辭代主命之後也、とあるは、此なるとはもとより、異姓か、はた同じ姓を如此混れて傳へたるにや、考べし、）さていつのほどにか連姓を賜へりと見えて、持統卷（十丁右）に勤廣肆伊余部連馬飼云々等、拜撰善言司、（續紀廿の卅四丁右に、從五位下伊余部連馬養、並大寶二年、修律令、功田各十町、四人並下功、令傳其子とあり）續紀四十（四十丁右）に、伊與部連家守とし、續後紀承和十二年二月丁酉の條に、散位從四位下善道朝臣眞貞卒也、眞貞右京人也、故伊賀守從五位下伊與部連家守之男也、云々、天長之初、遷大學助、云々、五年、上表賜姓善道朝臣、云々、三代實錄六（十四丁左）に、美濃國人六人部永貞等に善淵朝臣姓を賜ふことを云て、天孫火明命之後、少神積命之裔孫、與伊豫部連次田連等同祖也とあるにて、連姓を賜ひし事明らか也、〇六人部は、姓氏錄（伊與部の次）に、六人部同上、又（攝津天孫）六人部連同神五世孫、建刀米命之後也、（次妙斗米命の條下にいふを合せみよ）〇子部は、いかなる由の姓にや考へず、姓氏錄（右京天孫）に、子部、火明命五世孫、建刀米命之後

也、この它子部姓みあたらず、（三代實錄、貞觀十六年十二月二十五日巳卯、山城國久世郡人、造兵司史生從七位下子部貞本、主殿寮史生從八位下子部貞成、內豎子部氏雄等、賜姓子部宿禰、其先天御中主尊之後也、とある子部も、同姓の如く思はるれど、天御中主尊之後とあるに據らば、異姓なり、されど例の祖神をおほらかに天御中主尊としたるにはあらじ、歟證なければ決ては云がたし、さて子部氏の宿禰となれるは、貞觀の度をはじめかと思ふに、續紀十四、十五丁右）子部宿禰小宅女見えたれば、既く宿禰姓なりし族のありつるなり、延喜踐祚大嘗祭式に、宸儀始出云々、子部宿禰一人、笠取直一人、並執蓋、網、縢行、各供其職、とみゆ、是即ち此氏の職掌と聞えたり、長德四年大成抄に、甲斐權掾子部宿禰吉景と云人みゆ、神名式大和國十市郡子部神社二座並大、月次新嘗、また遠江國敷智郡許部神社などあるは、其地に住る氏人の祀れる神なるべし）〇紀伊國造智名曾は、國造系圖にも、它書にも見えたる事なし、中名草姬は、系圖に大名草比古命とある人の妹なとにや、いつれにも名草郡に由ある名なるへし、六男一女は、建田背命、建宇那比命、建多乎利命、建彌阿久良命、建麻利尼命、建手和遲命、宇那比姬命なり、〇妙斗米命、みあたらず、妙は久波之と訓へし、建斗米妙斗米と兄弟相對たる名なれば也、〇六人部連六人部、身人部は同言にて、本は美斗倍と云けむを、牟斗倍とも云るに依て、六人部と書

ろより、異なる如くなれりしなり、神鳳抄、尾張國三人部御薗、これその本貫なるべし、六人部の名義は淡路國人鉤木重胤云、宮主秘事口傳抄六月卅日節折の條に、友人部居住西京、云々進篠等、とある友は六の誤にて、決く六人部なり、若て六人部は身度部にて、節折の事に因れる姓なり、節折の事は、同書に事具之後、御、次宮主參上御殿階下云々、次友人部進篠等、先一笏獻之、次宮主取傳女官命婦、々々進主上、々々畢御身長返給命縮、次命婦授女官、次女官傳宮主、次宮主、折懸之也云々、次又献二節、自兩肩至御足合畢之、次又二節献之、如先量左右御手、自胸中至指末返給之、宮主折懸之、如先度也、已上五度、量御體云々、次返給之後、着庭坐讀祝詞、次讀畢、又著階下、進篠如先也云々、とあるが如く、天皇の御長を量奉る節折の料の篠を進れるより、身度部の義に因て負る姓なる事しるし、と云るが如くなるべし、姓氏錄（山城天孫）六人部連、火明命後也、また（河内天孫）身人部連火明命之後也、續日本後紀に、天長十年二月癸酉、右京人博士從五位下六人部連門繼、弟六人部連大宗、六人部連秋主、妹六人部連腐刀自、六人部連磐子等、男女五人賜姓高貞宿禰、三代實錄に、貞觀四年五月十三日庚辰、美濃國厚見郡人、從五位下行助教六人部永貞、讃岐目從七位上六人部愛成、散位從七位下六人部行直等三人、賜姓善淵朝臣、天孫火明命後、少神積命之裔孫、與伊豫部連、次田連等同祖也、（少神積命は、建斗米命の一名か、考

ふへき由なし、次田姓氏錄、吹田と、あれと、一本次田とあるに從ふべし、東大寺古文書の斷簡に、六人部臣身万呂、美濃國方縣郡志漆鄉戸主六人部山村、戸口年卅四、とあるは年號詳かならねど、天平頃の文なる事明けし、此氏人の美濃に居りし證とすべし）とあり、此厚見郡に並びて各務郡あり、神名式同郡に、村國眞墨田神社は、尾張の眞墨田神社（此社の事は卷首に云り）に由ありて聞ゆれば、同神なるべく思ひたれど、其證を得さりしに、此頃笠松縣神社調を見れば、各務郡村國神社二座、各務鄉各務村にあり、（一座は村東山上にありて、村國白山と云ひ、一座は、村中旅所老松ある所にあり）口碑に村國連祖廟と云ひ又村中慈眼寺草創記に、村國連男依を祭れる由ありて、正しく其墳墓と聞え、此村國氏は各務伊福諸氏と同祖にて、尾張氏の末裔なるか、彼老松は男依の墳墓なるを、其子孫の神としも齋祭りしものならん、と云るに據きて、猶考るに、郡名の各務は鏡にして、天香山命の鏡を作れるに由あり、各務と云ふ氏人も全く其同族にて、尾張より移り住るから、眞墨田神も此地に坐なるへく思はれ、（村國氏は、各務伊福同祖云々と云るは據ありて云るにや、詳ならねど、由ありて聞ゆれば、其氏人の事を舉て、因みに此に云んとす、さて其村國連の事は、天武紀元年六月壬午、詔村國男依和珥部臣君手、身毛君廣曰、今聞近江朝廷之臣等、爲朕謀害、是以汝等三人急往美濃國、告安八磨郡湯

沐令多臣品治、宣示機要、而先發當郡兵、仍經國司等、差發諸軍、急塞不破道、朕今發路云々
とある村國連男依は、もとより美濃國人なる故に、其地方の事を委ね給へりとみゆ、か
くて五年七月に、彼壬申の功を思して、外小紫位を贈り、大寶元年七月に、百廿戸の封を
賜ひ、靈龜元年四月癸丑、詔して小依子息從六位下志我麻呂等に田を賜へる事あるも、
皆彼功によりてなり、慶雲四年五月癸丑の條に、美濃國村國連等志賣、三代實錄仁和元
年四月乙卯條に、陰陽師正六位上村國連業世之子天文生名春澤、とあるを、眞墨田神社
に村國を冠らせたる、又村國神社を其祖廟と云ひ、共に各務郡に鎭り坐すなるも、いと
由緣あり、各務氏は大寶二年十一月、御野國各牟郡中里郷戸籍に、少領務正七位下各務勝
小牧あり、こは勝姓なれば異姓か、三代實錄貞觀八年七月九日辛亥、美濃國各務郡大領
各務吉雄、厚見郡大領各務吉宗などあり、）又御野國山方郡大寶二年戸籍に、中政戸追
正八位上五百木部君木枝戸主同黨五百木部荒山、々々妻五百木部君黒賣、中政戸五百
木部牛、嫡子廣背、戸主衆追正八位上東人、又味蜂間郡春部戸籍に、戸主妻六人部呉賣、ま
た本籍郡栗栖太里籍に、水主直族五百振、又同郡半布里籍に、五百木與曾麻呂、又山方郡
三井田里戸籍に、戸主姪伊福部泉賣、また各牟郡中里郷籍の末に、味蜂間主政進大初位
下伊福部君福善と見えたるを合せて、尾張連の族人の此國に居住りし事明らかに知
らるればなり、さて本書に六人部を妙斗米命に、身人部を建手和邇命にかけて記せる
も共に違へる事はなきなり、

六世孫建田背命、（神服連、海部直、丹波國造、但馬國造等祖、次建宇那比命、此命城島連
祖節名節姫（爲）（妻、生一男一女、次建多乎利命、（笛吹連、若犬甘連、等祖）次建彌阿
久良命、（高屋大分國造等祖）次建麻利尼命、（石作連、桑内連、山邊縣主等祖）次建手和
邇命、（身人部連等祖）妹宇那比姫命、

建田背命、建多乎利命、建手和邇命など、タケタと連ね云ることは、大和十市郡竹田神社
に因られ名なるべし、○神服連は、神祇令神衣祭の義解に、謂伊勢神宮祭也、此神服部等、
齋或潔清、以參河赤引神調、糸織作神衣とあるが如く、神衣を織れる職名を、姓に負るな
るべし、姓氏錄（和泉天神）綺連、津守連同祖、天香山命之後也、（神服を綺と書さま異なれ
ど、其義は同じき也、神名帳に、因幡國法美郡服部神社は、今巨濃郡服部庄海士村に祭る
八幡宮と云社也、といへり、此神社地名共に由緣あり、）○海部直は、姓氏錄（左京天孫）但
馬海直、火明命之後也、とある是なるべし、神名式、但馬國城崎郡海神社この祖神にやあ
らむ、神名帳丹後國與謝郡籠神社（名神大月次新嘗）あり、此神社の神主は海部氏也、其
は丹後宮津志に、系圖一卷、神主海部直、祖天火明命品田天皇御宇定海部直姓、とあり、又

姓氏錄に、山代直、火明命之後也とも見えたり、和名抄に、阿波國那賀郡に、山代郷海部郷有も由あり、三代實錄元慶二年二月十九日、山背忌寸大海全子、以奉幣氏神向阿波國とあれど、其國に海神社のなきは、式に漏たるなるべし、但淡夜別命と云人あるは、此に由あり、其條に云ふを見るへし、この頃豐後國海部郡毛井村平林氏古文書、及その系譜を見るに、其先は津守氏にて、本國毛井社の地頭職を相傳し、平林四郎賴宗三子あり、一を四郎三郎賴敏と云ひ、次を四郎太郎家宗、次を蔭山彌次郎入道西念といふ、賴敏の子に太郎親繼あり、（この人豐後國弘安八年圖田帳にみゆ）家宗の子に、少輔房淨忍あり、西念の子四郎季宗、その子二人、一を乙益九、次を彌太郎賴親、々々の子に孫太郎賴甫、その子竹中兵庫入道勝勇ありて、津守氏女を妻とする由見えたれば、養子なるべしその子又次郎親賴、々々の子彦太郎親甫、（甫はいつれも通の誤にや）その子小次郎賴貞々々の子孫太郎署貞、その子右近將監貞義、々々の子丹後守賴家、その子新四郎丹後守賴貞、々々の子に新四郎常陸守常賴、その子新四郎賴鑑あり、（文書に津守賴鑑とみゆ）此氏人毛井村と云に住て、毛井社を掌る、この祭神詳かならぬ由、豐後國志にあれど、恐らくは津守の氏神、また住吉神を祭れるものなるへし、さてこの國大分郡津守庄あり、また海部郡あるも、海部直氏によしあり、續紀延暦四年正月豐後國海部郡大領外

正六位上海部公常山と云人もみえたり、異姓なれど、由緣ありてきこゆ、なほよく考へし、○丹波國造國造本紀に、丹波國造、志賀高穴穗朝御世、尾張同祖建稻種命、四世孫大倉岐命定賜國造、さて神名式天田郡天照玉命神社、即ち此祖神なるべき事、丹比新家連、城島連、山代水主直の條下に云る說を合せみるべし、（此氏人などの事は、國造本紀考卷三の廿五丁にいへり、）○但馬國造、國造本紀に、但遲麻國造、志賀高穴穗朝御世竹野君同祖彦坐王五世孫、船穗足尼定賜國造、とみえて、開化天皇の御末なるを、かくあるは例の妄誕也、（又按ふに但馬は姓氏錄に據に、海部直の上にありて、但馬海部直なりけむを、寫者の誤りて、傍に書添て丹波國造とある國造二字を重複ねて書たりしを、見まがひて、終に但馬國造と認りしものなるべし、）○城島連は、印本の訓シキシマとあれど、キシマ或はキノシマなど訓へきなり、此姓它書に見あたらねど、建田背命同族にや、さてキシマ（又キノシマ）にて同族ならんと云由は、神名式、山城國葛野郡木嶋坐天照御魂神祉、（名神大、月次、相嘗、新嘗）は即城島連の祖神天照國照天火明命を祭れるもの著く、木島と云も今唱はコノシマなれど、古くは是もキシマ又キノシマと云る地名なりけむを、（此例諸國に多かる事也）火明命の裔孫その地に住めるより、即城島連と姓に負しものならん、と思はるればなり、かくてこの神祉の祭神を天照太神なる由云るは、後人

城をキと訓むとは神名式石見國邇摩郡城上神祉、阿波國板野郡城山神社（名神大）なほ多しキと訓むは大和曠城を一字に含めたるものなり通例にあらず

の社號に因て誤れるものなる事、いふまでもなし、○節名節姫、延佐本に二つの節字を草と作り、爲妻二字、何れの本にも脫たるを、例に據て補へり、一男一女、上の一字、舊印本また延佐本共に二とあり、さては下條に合はされば、如此訂せるなり、さて其一男一女は建諸隅命、大海姫命を指せり、○建多乎利命、姓氏錄に武田折命と作り、○笛吹連は、笛吹を掌れるより負る姓か、大嘗式樂笛十二人、また令集解に、別記云、奈良笛吹九戸、吹倭笛時召、但寮常爲學習、かくあるを按ふに、此氏人も大和國に住るがありて、其祖神を祀りつるを、笛吹神社とは云ひたりけむ、（今も笛吹神社は、大和國忍海郡笛吹村笛吹山に在と、大和志にみえ、奥義抄に、公家に龜卜の御卜といふ事あり、卜部氏の者は、かの木にて龜の甲を灼て占ふなり、またそれがやうに、鹿の肩の骨をやきて、うらをするこそあり、云々、笛吹の神よりは、かの木をきりて、都に奉りぬれば、神司龜の卜する事にぞ侍りけるとかや、また宮主秘事口傳抄、御卜始儀の下に、官掌進波々賀木、此木、官掌自笛吹社請取之とみえ、古事記石屋戸の段に、內抜天香山之眞男鹿之肩抜而、取天香山之天波々迦而、令占合麻迦那波而云々、などあるを、笛吹氏の祖神天香吾山命といふに合せて考ふるに、此に由緣ありて負を名には非じ歟、猶かむがふべし）此氏人未だ考へず、（三代實錄、貞觀二年五月廿三日壬申、尾張國人、從六位上笛吹部高繼、復本姓物部屋

形とあるは、本より異氏なり）○若犬甘連、犬甘は犬養なり、古へは上下おしなべて、常に獸肉をも食たりし故に、猪鹿を獵る料に、犬を養置るなり、故姓氏錄に、犬養、阿多御手犬養、阿曇犬養連、海犬養縣犬養連、などゝ云姓も見えたり、さて犬を獵に使ひしことは、和銅三年の丹生氏系圖、品太天皇の丹生津姫、神に御犬を奉る事を云て、又此乃伴犬甘藏吉人、三野國在別牟毛津止云人乃兒、犬黒比止云姓賜奉別、犬黒比止云者、彼御犬二伴率引弓笑手取持大御神坐阿帝川乃下、長谷川原留、犬甘乃神止云名得旦、石神旦成氏在今、（この文まぎらはしくて分明ならねど、犬甘の犬を使ひて獵せし事は明なり）とみえ犬を養ひたりし事は、播磨風土記に、託賀郡伊夜丘者、品太天皇獵犬、（名麻奈志漏）與猪走上此岡、天皇見之云射之乎、故云伊夜岡云々、崇峻卷に、爰有萬養犬云々、古事記（雄略段）に、志幾大縣主が罪を祈白せる時、布縣白犬著鈴而已族名謂腰佩人令取犬繩以獻上、肥前風土記に、養父郡、昔者纒向日代宮御宇天皇、巡狩之時、此郡、佰姓舉部參、集御狗出而吠之、於此有一產婦臨見、御狗卽吠止、因曰犬聲止國、於此訛謂養父郡也、とあるにても、なべて犬を養置ること知べし、さて犬養と云物は、公の犬を飼走して獵をする職を仕奉る者にて、安閑卷二年八月、詔置國々犬養部、とある是なり犬甘連は卽其部を掌る職なるべし（但し若犬養と云よ

しは、未た考得ず、）さて天武卷、十三年十二月己卯、稚犬養連賜姓曰宿禰とみゆ、（なほ尻綱根命の注にいふを合せみるべし）かくて此命より分れたる氏は、猶湯母竹田連、竹田川邊連などあり、○姓氏錄、（左京天孫）湯母竹田連、火明命五世之孫、建刀米命之男、武田折命、景行天皇御世擬（湯）殖（ニ）賜（ヒ）田、夜宿之間菌生（レ）其田、天皇聞食而賜（フ）姓菌田連、後改（タ）爲（ル）湯母竹田連（湯母は、神代卷葺不合尊生ませる條に、取（テ）婦人（ヲ）爲（ル）乳母（ト）湯母（ト）云々、此世取（テ）乳母（ヲ）養（フ）兒之緣（ノ）也とあれば、湯母は兒に湯を飲しむる婦と聞え、此なるは其事に此氏人の仕奉れる事の由緣につけて負る姓なるべし、平田篤胤云、菌は竹の借字なり、竹田川邊連供（ニ）御著竹（ヲ）とあるにて知べし、菌の一夜に生出む事、何の奇異しき事かあらむ、ここを按ふに、景行天皇の御世のほど、既く此氏人は、竹田の地に住居たりしなり、（かゝれば上にも云る如く、タケタ某と名に負ふ事とは、なりしなるべし、）○竹田川邊連、同命五世之孫、（建）（刀）（米）（命）之（男）（武）（田）（折）（命）之後也、仁德天皇御世、大和國十市郡刑坂川之邊、有竹田神社、因以爲（ル）氏神（ト）、同居住焉、綠竹大美、供（ニ）御箸竹（ヲ）、因茲賜（フ）竹田川邊連（本文孫建刀米命之男武田折命之十二字なきを、前文に因て補へり、因一本門と作り、因は固字の訛にてモトヨリと訓めるには非じ歟、まづ本文の趣に因ていはゞ、竹田神社は、其祖神にはあらで、異神なるを、其社の邊に住める故に、氏神と爲て祭れる如く聞ゆれど、熟按ふに仁德天皇御世より二百年許以前に、既く此地に住居りと聞ゆれば、其ほど已に祖神を祭りて竹田神とも氏神とも云て、その社近く此氏人は住たりけむ事著し、かゝれば因は固の誤として、固以爲（ル）氏神（ト）、同居住焉云々と訓べき事を喩べし）この竹田神社は、神名式大和國十市郡竹田神社とある是にて、今も東竹田村に座すと云り、（大和志に十市郡寺川、源自（リ）多武山、歷（テ）下居倉橋上、宮等、出（テ）城上郡、至（テ）川合與（ニ）忍坂川（ト）合、復入（テ）本郡、經（テ）新堂東竹田十市等、至（テ）田原本、出（テ）城下郡、これにて刑坂川之邊なる事も明らか也）○高屋大分國造、高屋いまた考得ず、若高屋連か然らば物部連の支別にて、異姓なり、大分國造は、古事記（神武段）に神八井耳命者、火君大分君之祖也、國造本紀（火國造條）に大分國造同祖とあるを、此に出せるは、例の妄說なり、大分は和名抄豐後國大分（於保伊多）郡これなり、○建麻利尼命、姓氏錄に、建眞利根命、また武椀根命とあり、神名式石見國邑智郡田立建埋根命神社、建眞利根命によしありげ也、埋はウツモリを省きて、ウマリと云を用ひたるにて、タケマヲチの命なるべし、神社明細帳に、此社今宮內村田立山にありとみえ、濱田縣神社取調記に田立は地名なり、天正二十一年二月神田打渡の坪付にタヽチとあり、建字の下に麻の字を脫し、埋は理の誤にて、建麻理根命ならむと云り、○石作連は石棺を作る工の長として仕奉る職なり、古事記（垂仁段）に、又其大后比婆須

比賣命之時、定石祝作（本居宣長云、祝字は棺の誤なりと、師の云れたる信に然るべし、さて書紀神代卷に、素盞嗚尊云々、柀可以爲顯見蒼生奥津棄戸將臥之具、とあるに、依るに、内棺は上代より木以造れり、とみゆれば、此に石棺とあるは、外槨なるべし、なほ外なる總ての石構までをかけて、皆伊斯紀とぞ云けむかし、さて石棺を造る工は、世に舊よりも有つらむを、此御世に更に其部を定められたるにて此御世に始て石棺を作れりと云にはあらず、己さきに大和、國を見めぐりし時、十市郡安部村の近き所に窟のある、やゝ深く入て奥に石槨の上は屋根の形に作りて、高さも竪も横も六尺ばかりなるが立るを見つ、此は正しく上代の貴人の墓と見えたれば、石棺と云るは、かゝる物なるべし、）姓氏錄（左京神別天孫）に、石作連、火明命六世孫、建眞利根命之後也、亟仁天皇御世、奉爲皇后日葉酢媛命、作石棺、献之、仍賜姓石作、大連公也、また（山城）石作火明命之後也、また（和泉）石作連、同上、（同上はこの上に、丹比連、同神男天香山命之後也、と云を受たる文也、）とみえ、播磨風土記印南郡大國里の條下に、此里有山名曰伊保山、所以號伊保者、（四字原本脱、今據例補之）帶中日子命乎坐於神、而息長帶日女命率石作連大來、（大字原本脱據下文補之）而求讃伎國、羽若石也、自伎皮賜未定御廬、（廬當作庭）之時、大來見顯、故（故字例補）曰美保

山、々西有原名曰池之原、々中有池、故曰池之原、々南有作石形如屋、長二丈廣一丈五尺、高亦如之、名曰大石、とある此は石作氏の作れる石の今に存れる也、また宍禾郡石作里、（本名伊和）土下中所以名石作者、石作首等居於此村、故庚午年爲石作里、と云事もみえたり、此石作首は、同姓か異姓か詳ならず、除目大成抄（天喜五年）に周防權掾石作宿禰藤武と云人みゆ、後の世には甚めつらしき姓なり、さて和名抄に、山城國乙訓郡石作（以之豆久利）郷あり、神名式山城國乙訓郡石作神社、尾張國中島郡石作神社、葉栗郡丹羽郡山田郡などにも石作神社あるは、尾張志に愛智郡石作神社岩作村に坐て今は神明と申す、神名式に、山田郡石作神社是なり、和名抄石作郷も、即此村なり、社説に建麻利尼命を祀るといふ、皆其氏人の祀れる神社と聞えたり、

○桑内連、姓氏錄に見えず、續紀、天平神護二年十二月壬戌、授外從七位上桑氏連麿養、外從五等三人、賜姓桑内朝臣、また神護景雲二年十二月壬戌、授外從七位上桑氏連老と位上以献物也、天平九年但馬國正税帳に、送因幡國氣多郡主帳外少初位上桑氏連老と、あるは同姓なり、氏と内と字の異なるをもて、異姓と思ふもあめれど、然にはあらず、（氏は内と云ふ義なる事是にても辨ふべし）さて神名式大和國城上郡桑内神社（鎭祝）はその祖神にや、○山邊縣主は、式大和國山邊郡山邊御縣神社とある、山邊縣の主なりし

より、負る姓と聞ゆ、續紀に、寶字五年、太和介外從五位下山邊縣主男笠と云ふは、此氏人なり○身人部連は、上(四十又四十一頁)にいへり、(小右記、長和二年八月に、番長身人部保春、保重、同三年十二月に番長六人部吉通、府掌六人部信通、同四年八月に、將曹六人部保春、寛弘二年二月、左府隨身右近番長身人部保友、また長治二年正月廿五日除目大成抄に、尾張少目六人部宿禰常貞、長德四年十月廿七日甲斐權少目六人部宿禰茂興、などみえたるは、異姓か同姓か詳ならず、)

七世孫建諸隅命、此命腋上池心宮御宇天皇御世、爲大臣供奉、葛木直祖大諸見足尼女子諸見己姬(爲)(妻)生一男妹大海姬命、(亦名葛木高名姬命)此命磯城瑞雞宮御宇天皇立爲皇妃、誕生一男二女、卽八坂入彦命次淳中城入姬命次十市瓊入姬命是(也)、

建諸隅命は、崇神卷(六十年)に矢田部造遠祖武諸隅とあるとは、異人なり、○大臣々々姓の人ならでは大臣の號を賜へる事なきを、此に如此みえ、次にも大臣になりしことを記せるは、古へを知らぬ僞說なり(此事物部氏纂記百卅七頁に出たり)○葛木直、葛木國造の姓なる事、かの本紀考に云るが如し、爲妻二字脫たるを例に因て補へり、一男は倭得玉彦命なり○大海姬命、崇神卷に、元年妃尾張大海媛生八坂入彦命停命名城入姬十市瓊入姬命とあるは、物部氏の譜どを混雜て、天孫本紀とせる時、かの物部氏なる武諸隅を混ひて、如此は記されたりけむ、其卽て同名異人の如くなれりしなるべし、さらば此建諸隅の本名は、いかならんといふに、大海宿禰とも大海命なども云しにやあらむ、其名の大海、卽尾張國海部郡によしあるをも思ふべし)古事記(同段)にも妻尾張連之祖意富阿麻比賣生御子云々とみゆ、○是字の下也字などありしなるべし、僞印本に是一々とあれど、ここも亦誤なり、今例補せり、

八世孫倭得玉彦命(亦云市大稻日命)此命淡海國谷上刀俾(爲)妻生一男一女、伊我臣祖大伊賀彦女大伊賀姬(爲)(妾)生四男、

倭得玉彦命、ものに見あたらず、市大稻日命は姓氏錄(津守宿禰の條)に、火明命八世孫大御日足尼あり、又古事記(孝元段)比古布都押之信命妻尾張連等之祖意富那毘之妹葛木之高千那毘賣生子味師內宿禰、此著山代內臣之祖也、とみえたる意富那毘は、市大

十市瓊入姬命、また八坂入彦命の女八坂入媛、景行天皇の妃となりて、五百城入彦皇子、五百城入姬を生り、尾張氏の族に、五百城部連姓あるに由あり、(さて同卷遠津年魚眼々妙媛の本注に、一云大海宿禰女、八坂振天某遊とあるは、此大海媛の下にありしが、混れたるには非じ歟、然思ふ故は、大海宿禰と云名の大海姬に通ひて聞え、八坂振天某遊の八坂入彦命に由緣ありて聞ゆればなり、若然らば上に建諸隅命とあるは、物部氏の譜どを混雜て、天孫本紀とせる時、かの物部氏なる武諸隅を混ひて、如此は記されたりけむ、其卽て同名異人の如くなれりしなるべし、さらば此建諸隅の本名は、いかならんといふに、大海宿禰とも大海命なども云しにやあらむ、其名の大海、卽尾張國海部郡によしあるをも思ふべし)古事記(同段)にも妻尾張連之祖意富阿麻比賣生御子云々とみゆ、○是字の下也字などありしなるべし、僞印本に是一々とあれど、ここも亦誤なり、今例補せり、

八世孫倭得玉彦命(亦云市大稻日命)此命淡海國谷上刀俾(爲)妻生一男一女、伊我臣祖大伊賀彦女大伊賀姬(爲)(妾)生四男、

倭得玉彦命、ものに見あたらず、市大稻日命は姓氏錄(津守宿禰の條)に、火明命八世孫大御日足尼あり、又古事記(孝元段)比古布都押之信命妻尾張連等之祖意富那毘之妹葛木之高千那毘賣生子味師內宿禰、此著山代內臣之祖也、とみえたる意富那毘は、市大

稻日なるべく思ゆるに付て按ふに、大御日は大那日の誤りにはあらざるか、○谷上は、神功卷武内宿禰の阿布淵能淵齊多能和多利珥、介豆區苫利、多那伽瀰須疑弖、また雄略卷十一年夏五月辛亥朔、近江國栗太郡言白鷺巢于谷上濱と見えたる此也、また萬葉一に盤走淡海乃國之衣手能田上山とある田上も同地なり、谷上は卽ち今も栗本郡にありて、宇治川の源也といへり、一男一女は、弟彦命、日女命、○伊我臣、姓氏錄（右京皇別）に、伊賀臣大稻輿命男、彦屋主田心命之後也、（孝元天皇の皇子大彦命、その御子大稻輿命なり）とあれど、大伊賀彦大伊賀姬考なし、（國造考伊賀國造の注合せ見へし）爲妄二字例補、四男は玉勝山代根古命、若都保命、置部輿曾命、彦輿曾命、

九世孫弟彦命、妹日女命、次玉勝山代根古命、（山城水主（直）雀部連、輕部造蘇宜部首等祖）次若都保命、（五百木部連祖）次置部輿曾命、次彦輿曾命、

弟彦命かむがへず、十四世孫尾治弟彦命と云もあり、弟彦命と妹比女命と相對へる名なれば、妹と一字を引はなしては讀べからず、○山城水主直、水主は倭名抄山城久世郡水主鄕これなり、本書直字なきを、姓氏錄に依て補へり、さて同書（山城天孫）水主直同上、（同上は火明命之後也と云をうけたり、）と見え、此同族なる椋室連の祖上宮太子に仕奉れる古麻呂家在山城國久世郡水主村、とあるを合せ考ふるに、水主直も其所に

弟彦は日本武尊に從ひし人か

住て、其族と共に遠津祖を稱て、水主神と齋祀れりと聞ゆ、（東大寺に藏る御野國本籍郡栗栖太里大寶二年の戶籍に、水主直族五百振あり、この鄕國なる飛驒國大野郡に水無神社あり、一宮なり、婁陀國造は火明命の裔大八椅命の後と國造本紀に見え、飛驒國造世々大野郡に住りしこと續紀に見えたり、）其は神名式山城國久世郡、水主神社十座（並大、月次新嘗、就中同水主坐天照御魂神、水主坐天照御魂神、二座預相嘗祭、）とあるにて知られ、殊に水主坐天照御魂神は、天照國照彦天火明命なる事、上（四十七頁又卅三頁）にいへる說をも合せ考ふべし、（式に丹波國天田郡天照玉神社は、丹波國造に由あり、丹波氏の氏神なる事、古記久安三年十月十三日の下に見え、三代實錄に、元慶元年十二月十五日、筑前國正六位上天照神授從五位下、この神社は、今鞍手郡磯光村にあり、俗說天照大神と云ども、從五位下を授られたるを見れば然らず、と貝原篤信の說れたるは、然る事なり、又式に對馬國下縣郡阿麻氐留神社とあるも、天照大御神にはあるべからず、凡て天照と號に負る神社の、信に日大御神に坐むには、必其大御名を社號に稱し奉るまじく、また掛卷も尊き大御神に、御位を奉るべき理りなく、況てたゞに天照神など申さむことは、甚も可畏く不禮しき言狀なる事をも、熟く思ひ辨へなば、己が火明命を祭れるならむと、云說の違ふまじき言を悟りなん物ぞ）また山背大國魂命神

は、度會延佳が說の如く、玉勝山代根古命を祀れるにもやあらん、猶よく考ふべし、○雀部連、和名鈔丹波國天田郡雀部郷、又六人部郷あり、この同郡天照玉神社もあるは此に由あり、されど此姓考なし、○輕部造は、姓氏錄に、石上同祖とみゆ、石上は饒速日命より別れたれば、此にあるは誤りなり、○蘇宜部首は、姓氏錄に、仲哀天皇々子譽屋別命之後也、とみえたり、されば此もまた僞說なり、○五百木部連、五百木は、仁德卷（四十年隼別皇子と蝮鳥皇女を殺せ奉る事の條）に追及于伊勢蒋代野而殺之、云々、乃以二王屍一埋于廬杵河邊、また雄畧卷に、廬城河とある地なり、（谷川氏云、今壹志郡家城河是なるべし、）さて氏人に、同卷に三年夏四月、阿閇臣國見譖栲幡皇女與湯人廬城部連武彦曰武彦汙皇女而使任身、武彦之父枳莒喩固此流言、恐禍及身、誘率武彦於廬城河、偽使鵜沒水捕魚、因其不意而打殺之、（延曆儀式帳度會郡田邊神社の下に東限五百木部淨人家とあるも同族にや）また安閑卷、元年十月、廬城郡連枳莒喩女幡媛、獻采女丁、（是春日部采女也）幷獻安藝尾輿瓊珞、獻春日皇后、事至發覺、枳莒喩以女幡媛、偸取物部大連國遏戸廬城部屯倉以贖女罪、などあり、（さて此廬城部は、伊勢國なる族の安藝に下り住るによりて名けたるが、又安藝より伊勢に移りたるをもて伊勢に此地名あるにか、本末詳ならず）天武卷、十三年十二月己卯、伊福部連賜姓曰宿禰、姓氏錄（左京天孫）に伊福部宿禰、尾張連同祖、火明命之後也、また（山城）伊福部、同上、（この同上は火明命之後也を受たる也）また（大和天孫、尾張連天火明命子天香山命之後也、とある次に、（伊福部宿禰、同上、伊福部連、伊福部宿禰同祖、また（河内）五百木部連、火明命之後也とみえ、かの安藝國廬城部を、和名抄に佐伯郡伊福郷と書るを、合せて考ふるに、正しくは五百木部と云ひ、其を通音に轉しては伊福部ともいへるにて、本より一姓なる事著し、（吹をホキと云るは、御吹玉を御富伎玉とあるにて知るべし、）景行天皇の御子に五百城入彦皇子、五百城入姫皇女御在し坐を、古事記には五百木と作るを、風土記に此郷廬入姫命降誕之地也とみえたるを以て、伊富利は伊富伎に同じ、河内國若江郡若江鏡神社、意伎部神社あるは息部にて、五百木のことなり、天孫本紀若都保命、五百木部連祖、次置部與曾命とある置部も息部なるへきに思合すへし、さて此地名和名抄に、大和國宇陀郡、尾張國海部郡（神鳳抄に尾張國伊福部御厨みゆ）美濃國池田郡に伊福郷あり、（東大寺古文書の斷簡（年暦不詳なれど天平頃の者なり）伊福部厚麻呂、美濃國山縣郡片野郷戸主伊福部五百江戸口卅七）遠江國引佐郡、（東大寺文書（天平十二年）に濱名郡伊福部乎麻呂あり、引佐の隣郡なれば濱名に徙住しなるべし）備前國御野郡伊福（伊布久）などみえ、續後紀に、天長十年冬十月辛卯、安藝國言云々方田佐伯郡人伊福部五百足、同姓豐公云々等、

所耕作田各卅町已上、貯積之稻、亦各四万束已上、並立性寬厚、周施困乏、往還粮絕、風雨寄宿之者、得賴焉、詔各叙一階、三代實錄に、貞觀四年六月十五日壬子、播磨國揖保郡人雅樂寮笛生（笛一本答笙とあり）無位伊福貞、復本姓五百木部連、などあり、此伊福貞ゆゑありて姓を籍帳に脫されたるを當に復されしなるべし、式に播磨國揖保郡揖保坐天照神社、（信友說に、揖保は拾芥抄にも揖保と作れど、古く伊保とも云へり、然るは新續古今集に、いほの湊にて千鳥の鳴をきゝて、大江嘉言へ、深き夜にねさめてきけば播磨かたいほの湊に千鳥鳴なり、と詠るにて知るへし、伊保を伊比保と云るは、新撰字鏡に疣を伊比保とあるを、字類抄には伊保ともある例なりといへり、されど猶和名抄に、揖保伊比奉とあるに據べし、其は播磨風土記に、揖保郡事明下、と有て、粒丘所以号粒丘云々、芦原、志爾乎、命云々、先欲占國巡上到於粒丘而食之、於是自口落粒、故号粒丘と在ば也）是も決く火明命にて、五百木部連の祭れる神なるべく、所思ゆ、（件の雅樂寮笛生となるに依て、篤胤が說に、伊福五百木は同言の稍轉れるに借る借字にて、共に氣吹の義なり、氣吹とは笛吹に依れる氏ならんといへる、然も有べし、又按に日本後紀延暦十五年十月甲申の條に、定雅吹司、吹部、号置員卅四人、初大寶降、或注吹人、或著角吹、或稱番上、或號吹部、名既不定、數亦無限、今定名吹部、准雅樂寮雜色生、乃聽勘籍焉、また職員令雅吹司

吹部卅人などあるは古くより伊福部と云て、笛吹ことを掌れる職有し故に、令制にも角を吹ものを、卽て吹部と名けしなるべく、伊福の伊はたゞ發語に添たるのみにて、吹部の義にはあらじか、）又若倭部連姓の人此國同郡栗栖里に住める事もみゆ、また因幡國にこの氏人の居りし事は、東大寺正倉院文書なる因幡國戸籍斷簡に、伊福部足女、伊福部當女、伊福部得麻呂、伊福部小足、伊福部小廣、伊福部廣足、伊福部小妹女、伊福部廣女、伊福部麻呂、伊福部床足、伊福部袁麻呂、伊福部足女、伊福部磐麻呂、伊福部吾女、伊福部人足、戸主伊福部古麻呂、伊福部酒人、伊福部小坂、伊福部有麻呂、伊福部弓張、伊福部床足、伊福部足人、伊福部小妹女とみえ、同戸籍中に戸主海部牛麻呂、戸男海部小人、海部男女、海部刀自賣、海部津村女、海部足女、海部小女、從父妹海部稻依女、姪女海部小妹女、寄海部身麻呂、女海部黑女、弟海部得安、妻海部直橋足、男海部長田、弟海部眞床、妹海部眞成などあるを以て、火明命の裔なる事を知るべし、因幡國の一宮宇倍神社の社司は、今も伊福部姓なりとぞ、歷名土代に大永七年正月廿日因幡一宮神主伊福部宗叙從五位下とあり、

十世孫淡夜別命、（大海部直等祖、弟彦命之子、）次大原足尼命、筑紫豐國國造等祖、置部與曾命之子、）次大八椅命、（婁陁國造等祖、彦狹與曾祖之子、）次大縫命、次小縫命、

淡夜別命は阿波國に分れて其國を治めたる由の名なるべし、三代實錄（元慶二年）に山代忌寸大海坒子以奉幣氏神向阿波國とある山代氏は、姓氏錄に山代直火明命之後也とも見えたるに思ひ合すへし、大海部直、未た考へ得す、但馬海直上　に出たり、（淡夜別と云名に依て按ふに、和名抄安藝國高田郡粟屋（安波也）郷に由ある歟、もし然らは隣郡の安藝郡安満郷は、大海部直に由ある地名ならん、なほこの姓の事、物部氏纂記にも云へり、吉備海部直の出自、よく〳〵考ふべし、和名抄に、尾張國海部郡、丹後國熊野郡、土佐國高岡郡、筑前國怡土郡、那珂郡、ともに海部郷あり、紀伊國豊後國に、海部郡あり、伊勢國河曲郡海部、（阿末）上総國市原郡海部、（阿万）越前國坂井郡海部、（安万無倍）隠岐國海部郡海部、（阿末）筑前國宗像郡海部（安万）など國々に此地名の多かるは、古事記旌神段に、此之御世定賜海部云々とある海部の住るよりの事なるべし）　○大原、足尼、大原は和名抄に飛彈國大野郡大原郷これか、斐陁國造に由緣あればなり、又神名式石見國邑智郡田立建埋根命神社大原神社を並へ擧たるを思ふに、建埋根命は建眞利尼命にて、大原神社は大原足尼命にや、○豊國々造、國造本紀に、豊國造、志賀高穴穂朝御代伊甚國造同祖、宇那足尼定賜國造とみえ、伊甚國造の條に、安房國造祖云々、阿波國造の條に、天穂日命八世孫彌都侶伎命云々とみえ、古事記に天菩比命之子、建比良鳥命云々、伊自牟國造云々等之祖也とあるもて、天穂日命の後なる事疑なきを、此に出せるは例の繆誤なり、○斐陁國造舊印本に甲斐と作るを、度會延佳がかく訂せるに從ふべし、其は國造本紀に、斐陁國造志賀高穴穂朝御世、尾張連祖瀛津世襲命（孫）大八椅命定賜國造、とあるに符合へばなり、○大縫命、小縫命、誰人の子と云事傳へなけれど、彦與曾命の子なる事決し、さて姓氏錄（大和天孫）に、工造、同神十世孫大美和都禰乃命之後也、（同神とは火明命を云ふ、禰は彌の誤にや、）とある人も、此紀には脫たり、神名式に、尾張國丹羽郡宅美神社、託美神社など由ありげなれど、此姓考なし、

十一世孫乎止與命、此命尾張大印岐女子眞敷刀俾（爲）（妻）、生一男、

乎止與命の下、尾張國造等祖、などありしが、脫たるにか、國造本紀に、尾張國造、志賀高穴穂朝、以天別天火明命十世孫乎止與命、定賜國造、とみえ、此命の子建稻種命の日本武尊に從ひて、東國を征け、宮簀媛の皇妃なりしを思ふに、乎止與命は、景行天皇成務天皇の二朝に仕奉りし人なりけむ、式に尾張國愛智郡、上智我麻神社は、今俗に源大夫尾張宿禰氏社と云て、國造小豊命を祭り、また下知我麻神社眞敷刀俾命（小豊命妃）多麻媛命（稻種命妃）を祀れるなりとぞ、○爲妻二字例補、一男は建稻種命なり、一男の下、一女の二字を脫せるにはあらじ歟、（其由は次に云ふ）さて姓氏錄（蝮部の條）に、同神十一世

孫嬢壬部犬手、また(尊多治比宿禰の條)火明命十一世孫殿諸足尼命、又(未定攝津國)山首火明命十一世孫尾張屋主都久代命之後者不見、などある人名の、此紀になきは、決めて脫漏たるものなるべし、

十二世孫建稻種命、此命遲波縣君祖、大荒田女子玉姬爲妻、生二男四女、

遲波縣君、この姓未た見當らず、(舊事紀卷七、日本武尊の御子の中に、武田王、尾張丹羽建部君祖とみゆ、例の信られぬ書ながら、是らは古傳ありて記せるものにやあらむ、若し誠に然らば、遲波縣は尾張國丹羽郡より出し也、)延喜式神名帳尾張國丹羽郡大縣神社あり、尾張志に二宮村にます大縣はオホガタと訓へし、(今二宮大明神と申す)尾張國神名帳に正一位大縣大明神とある是なり、大縣は此地の舊名なれとも、二宮と云稱の起れるより轉りて社號にのみ地名を存せり、此所は舊事紀に遲波縣と見えたる地にて、卽遲波縣君祖大荒田命を祭れるにもやあらむ、云々、この大荒田命の荒田は、當郡の地名を負まゝし御名なるべく、其地はもと丹羽郡なりしが、今は春日井に隸る久保一色村に荒田と云ふ地あり、今も當郡羽根村、支郷にも荒田と云郷あり、此兩所ともに此大縣よりいとしも遠からぬが、久保一色なるは殊にまぢかくて、田縣神社の坐地なり、決てこれに據る神名なるべし、例祭正月二日田打祭同十四日清め祓、二月八日天王祭同中己午日新年祭、六月十七日鎭坐祭、八月朔日、九月九日、十一月朔日、社領往古樂田四百八十町ありしを、亂世に悉退轉せしといへり、今も猶注連截田、傘廻田など云地名あるは其名殘なり、神主往古は遲波縣君祖大荒田命の後胤なりしが、中世以後重松氏となれり、重松氏は尾張氏なり、曆仁元年十二月尾張國諸社神領勘宜に、左衛門尉尾村俊村假名重松外一乘寺保三十七町六段云々なと見えたる俊村も、この同族なるべし、大荒田は、姓氏錄(和泉國皇別)に、聲木、倭建尊三世孫、大荒田命之後也、(こは寛文の印行本に據ていへり、さて上の舊事紀の說を思ふに、日本武尊より一世と數まへて、御子武田王、その子大荒田命とするときは、姓氏錄に三世孫とあるによく合へり、)玉姬を祀れる社の事、前條に云り、二男四女は、一男二女の謬か、尻綱根命、尻綱眞若刀俾命、金田屋野姬命にては、その數に合はざればなり、さて二男四女とあるさし次に、建稻種命東征の事、宮簀媛日本武尊皇妃たりし事なと、かならず在べき處なり、其はまづ建稻種命は古事記(應神段)に、尾張連之祖建伊那陀宿禰寬平二年熱田緣記に、(日本武尊東征の條)天皇勅吉備武彥與建稻種公、服從日本武尊、云々首路到尾張國愛智郡時、稻種公啓曰、當郡氷上邑有桑梓之地、伏請大王稅駕息之、日本武尊感其懇誠踟躕之間、側見一佳麗之娘、問其姓字、知稻種公之妹名宮酢媛、卽命稻種公聘納佳娘云々、(稻種公

の事は、國造攷に注したれば此にいはず、）また（東征より歸りませる時の事を）促怨還著於宮酢姫宅、于時献大御食、宮酢媛手捧玉盞以献上、彼姫所着衣裾（衣裾此云意煩比）染於月水、日本武尊覧之、即歌云、麻蘇義、乎波理乃夜麻等、許知其知能、夜麻能加比由、等美和多流、久（具）何皮志（乃）、（比）波富多貴、（多）和夜何比那乎、麻岐禰牟等、和例波母幣流乎、和伎毛古那何祈西流、意須比乃宇閇爾、阿佐都紀乃其止久、都紀多知爾祈理、（この御歌の字に、圓圖を爲たるは、宣長が考説に據て補へつるなり、又同人の考に就て、一首の意を云むに、眞菅は張へかゝる詞にて、尾張の枕詞、尾張の山と、彼此の山間とを、飛度る鵠が嘴のにて、細き由をいふ序なり、弱細手弱腕を枕として寐むとは、我は思へど、汝着る襲被の上に、朝月の天に立るか如く、薄らに着るは何ぞと、婦人の月水を如此比へて云なし給へるなりと云り、）宮酢媛奉和云、夜須美志々、和期意富伎美、多加比加流、比乃美古、阿良多麻乃、岐閇由久止志乎、止志比佐爾、美古麻知何多爾、宇倍那々々、志母夜和何祁流、意須比乃宇閇爾、阿佐都紀乃其止久、都紀多知爾祁流、（初の四句は、安見爲たまふ我大君は、高光日之御子にて、日神の御末と申すことなり、阿良多麻は、岐閇の枕詞、岐閇は年月の來經往を云り、宇倍那々々は、諸那々々にて、那は助字なり、一首の凡ての意は、吾大君よ、先に

契りおきたまひしより、年の經ぬれば、其ほどに月次は多く經ぬれば、君を待かね奉りて、月の立て見え侍らむは、まことに然あるべきことなり、理なる事よと云るなり、月のかはれば、天なる月も立て見え、初る物なればなりと云り、）日本武尊又歌云、奈留美良乎、美也禮波止保志、比多加知爾、己乃由不志保爾、和多良部牟加毛、（奈流美者是宮酢媛所居之郷名、今云成海邑、○宣長云、奈留美は愛智郡成海郷あり、其所の海邊を指て詔ふなり、良は附て云辭なり、浦と云には非ず、さて分注に奈留美を比賣の所居と云るは非なり、比多加知は火高路なり、本より氷上とも、火高とも云しなるべし、）此ぞ宮酢媛の郷なる、成海は此火高里へ行間の道なり、歌の趣にて知らると云り、）先是日本武尊於甲斐阪折宮、有戀宮酢媛、即歌曰、阿由知何多、比加彌阿禰古波、和例許牟止、止許佐留良牟也、阿波禮阿禰古乎、（阿由智何多は、年魚知縣なり、比加彌阿禰古とは、宮酢媛を指て詔なり、氷上なる姉子と云意なり、式に愛智郡氷上姉子神社あり、此媛を祭ると云り、止許佐留良牟夜は床を避てや寐らむと云意なり、古夫もたる婦人は、夜獨寐るときは、床を半避て、片寄て寐る、これ夫の寐へき所を明置なり、萬葉十八に、夜床加多左里、とある是なり、云々と云へり、）此數首歌曲爲此風俗歌矣、日本武尊滯留之間、夜中入閨、々邊有一桑樹、解所帶劒、掛桑枝出厠、忘劒、還入寢殿、到曉悠悟、欲取掛桑之劒、滿樹照耀光采射

人、而不憚神光、取劒持歸、告姬以桑樹放光之狀、答曰、此樹舊無怪異、自知劒光、默然寢息、其後語宮酢媛曰、我歸京華、必迎汝身、卽解劒授曰、寶持此劒、爲我床守、云々、日本武尊奄忽仙化之後、宮酢媛不違平生之約、獨守御床、安置神劒、光彩亞日、靈驗著聞、若有祟請之人、或應同於影響、於是宮酢媛會集親舊、相議曰、我身衰耗、昏曉難期、事須未瞑之前、占社奉遷劒神、衆議咸之、其定社之所、有楓樹一林、自然火燒倒田中、光燄不銷、水田尙然仍號熱田社云々、凡奉齋劒神於此國、總緣宮酢媛興建稻種公也、宮酢姬下世之後、精靈爲神、號氷上宮天神、其社在愛智郡氷上邑、以海部氏爲祝、（海部是尾張氏別姓也、）稻種公者、火明命十二代之孫、尾張氏之祖也、因茲明神爲尾張氏神、便以尾張氏人、補神主祝等職也、（なほ宮簀媛の事は、景行卷二十八年、また古事記同段合考ふべし）とみえたる此に由緣あれば也、

十三世孫尻調根命、此命譽田天皇御世、〔爲大臣〕供奉、妹尻綱眞若力俾命、此命、嫁五百城入彦命、生品陀眞若王、次中姬命、次弟姬命、此三命、譽田天皇竝爲后妃、誕生十三皇子、姉高城入姬命立爲皇妃、誕生三男二女、皇子、額田部大中彦皇子、次大山守皇子、次去來眞稚皇子、妹仲姬命立爲皇后、誕生二男一女、皇子荒田皇女、次大雀天皇、次根鳥皇子、妹弟姬命立爲皇妃、誕生五女、皇子、阿倍皇女、次淡路三原皇女、次菟野皇女、次大原皇女、次澁原皇女、品太天皇御世賜尼治連姓、〔爲大臣大連〕勑尻綱（根連）曰、汝自服所產十三皇子等、汝率養日足奉耶、時連爲大歡喜之、己子稚彦連、外妹毛良姬二人定壬生部、于今奉人三口、此連名請連名談二人以字辰枝中今案此民部三孫今在伊與國云々、

○尻調根命、尻調本書に尾綱と作るは誤れり、今姓氏錄に尻調根命、とあるに依て訂せり、○爲大臣また次に爲大臣大連は、僞妄說にて取るに足らざること、已に云るが如し、○尻調眞若刀俾命、尻調本書尾綱と作るを、今は古事記に、志理都紀斗賣とあるに因て訂せり、尻調の調を本書に綱とあるは、調と綱と字體の似たるより誤れるか、詳ならねど、姓氏錄にも尻調、古事記には志理都紀あれば、是に因て訓べし、尻調は安閑紀に備後國後城、和名抄に備中國後月（七豆木）郡（此地名をも正しくは志理都紀と唱ふべきがごとく思はる）に由緣ありて聞ゆるがうへに、神名帳備前國御野郡尾治針名眞若比女神社あり、眞若刀俾命を祭れるなるべし、又同郡尾針神社もあり、邑久郡に尾針神社もあり、古事記（應神段）に、此天皇娶品陀眞若王之女三柱、女王、一名高木之入日賣命、次中日賣命、次弟日賣命、（此女王等之父、品陀直若王者、五百木之入日子命娶尾張連之祖建伊那陀宿禰之女志理都紀斗賣生子者也）故高木之入日賣命之御子、額田大

中日子命、次大山守命、次伊奢之眞若命、次妹大原郎女、次高目郎女、(五柱)中日賣命之御子、木之荒田郎女、次大雀命、次根鳥命、(三柱)弟日賣命之御子、阿倍郎女、次阿具知能三腹郎女、次木之菟野郎女、次三野郎女、(五柱)とみえ、日本紀にも、同さまに記せり、但し本文去來眞稚皇子の下、次大原皇女、次渕來田皇女の十一字を脫し、菟野皇女の下なる大原皇女は、古事記に因らば、三野皇女を誤りしなるべし、(書紀には、三野郎女なく、古事記書紀には、滋原皇女みえず、此紀にのみあるは、杜撰ならんと思へど、古事記に弟日賣命の御子五柱のうち、一柱足らぬは、此皇女を脫せるにや、)○尾治連は、此に云る如く、尻調根命の兄弟なる人の子、應神天皇の皇后、又皇妃などになれるがありて、十三柱の御子あり、しより寵遇思し給ひて、卽この姓を賜へるなるべし、汝自腹所產十三皇子等(毛受腹なと古く某腹と云言はあなれど)いかにとも縁ときかたきを、强て思ふに、尻網根命の兄弟の生坐る十まり三柱の皇子等を、日足奉れと詔しかば、卽其を甚く歡びて、己が子稚彦連と外妹毛良姫と云二人を、壬生部として、仕奉らしめたる由なり、于今と云より己下誤脫あるにや詳ならず、かくて此命より出たる姓は、姓氏錄(河內天孫)若犬養宿禰同神十六世孫尻調根命之後也、(六は此紀に因に三の誤り)また(和泉天孫)若犬養宿禰火明命十五世孫古利命之後也、

十四世孫尾治弟彦連、次尾治針名根連、次意乎己連、此連大雀朝御世、爲大臣供奉、弟彦連、尾張國神名帳に愛智郡正二位乙子名神あり、社說に此命を祭れりと云とぞ、此弟彦また乙子なと云ふによらば、尻調根の弟子なる、べく思はるれと、此系にては兄子なるはいかゝ、此より次々尾治云々とあるは、應神天皇の御世に、此姓を賜へるよりの事にて、甚も正しき傳なるべし、○尾治針名根連、姓氏錄に波利那乃連公とある是也、神名式尾張國愛智郡針名神社(國內帳に針名大神)とあるは此人を祭れるにや、さて此連の後裔に檜前舍人連と云姓あり、姓氏錄(左京神別天孫)に、檜前舍人連、火明命十四世孫、波利那乃連公之後也、天武卷に、十二年九月丁未、檜隈舍人造賜姓曰連とあり、(檜前舍人直、また檜前直と云もあれど異姓なり)除目大成抄(仁平四年正月廿一日)に、下野大掾檜前連國次、紺聚符宣抄一(天慶元年)に、右大史檜前宿禰忠明などあるは同姓と聞ゆ、

十五世孫尾治金連、次尾治岐閇連、(卽連等祖)次尾治知々古連、(久努連祖)此連去來穗別朝御世、爲功能臣供奉、

金連は、神名式に、尾張國山田郡金神社、國內帳從三位金天神、(此神社は、今春日井郡上水野村小金山と云に坐せりと云り、又下水野村に、尾張山ありて、當國明神座せり、是卽

國内帳に、尾張戸神社なりと、海邦名勝志に云るが實ならばます〳〵由あり、）中島郡從一位金名神など由あるべし、○岐閇連は、弟知々古連、久努連祖とあるを思ふに万葉十四（四丁）に、阿良多麻能伎倍乃波也之とよめる、伎倍は遠江國山香郡岐階（階は陛なるべし、）郷にて、此なる、岐閇即ち其地名を負るなるべし、即連等祖は誤字と所聞ゆ、○久努連、この姓未た考へず、和名抄に遠江國山名郡久努郷よしあるべし、○去來穗別朝は、履中天皇を申奉れり、爲功能臣、また次條に爲寵臣など、いづれも後の人のさかしらに補へたるものなるべし、

十六世孫、尾治坂合連、（金連之子）此連允恭天皇御世、爲寵臣供奉、次尾治、古利連、次尾治阿古連、（太刀西連等祖）次尾治中天連、次尾治多々村連、次尾治弟鹿連、（日村尾治連等祖）次尾治多與志連、（大海部直等祖）

古利連、姓氏錄（若犬養宿禰條）に、火明命十五世孫古利命之後とあるは、此人なり、○阿古連、古は宗の誤にて、阿宗連には非じ歟、其は允恭卷に、五年秋七月己丑、地震、先是命葛城襲津彦之孫玉田宿禰、主瑞齒別天皇之殯、則當地震夕、遣尾張連吾襲、察殯宮之消息、時諸人悉聚無闕、唯玉田宿禰無之也、吾襲奏言、殯宮大夫玉田宿禰非見殯所、則亦遣吾襲於葛城、令視玉田宿禰、是日玉田宿禰方集男女而酒宴焉、吾襲擧狀具

告玉田宿禰々々則畏有事、以馬一匹授吾襲爲禮幣、乃密遣吾襲而殺于道路、因以逃隱武内宿禰之墓域、云々と見えて、坂合連の條、允恭天皇に仕奉る由あるに符合て聞ゆればなり、（姓氏錄左京天孫、尾張宿禰、火明命二十七世孫阿曾連之後也とある、阿曾連は別人にや、若同じからば二十七世の二字は衍なるべし、）○太刀西連、この姓いまだ見あたらず、（日本後紀延暦十六年三月丙午右京人正七位上刀西他麻呂等賜姓安野造、この刀西氏は此に由縁ありて聞ゆれど、大刀西連と異姓か同姓か考ふべき由なし、）○中天連、この名の天は海部にて、尾張海部郡に由ある歟、和名抄、備後國深津郡中海郷もあり、（尾張と彼此由縁ありげなる事、國造本紀攷に云る趣を合考て、其由を知べし、）○日村尾治連と云姓考なし、○大海部直、上にも見えたり、さて建稻種命の譜下に引る寛平緣紀に、（氷上姉子神社事を）其社在愛智郡氷上邑、以海部氏爲祝と見え、其本註に海部、是尾張氏別姓也と云る、卽この姓なるべし、○多與志連、未だものに見あたらず、尾張國内神名帳に、知多郡從三位豐石天神みゆ、多と止と音や、近ければ由ある歟、

十七世孫、尾治佐迷連、（坂合連子）妹尾治兄日女連、

この二人の名いまだ物に見あたらず、さて姓氏錄に（同神）十七世孫屋主宿禰、吳足尼など云人この下にあるべきを、載さぬは、脫せるにや、○姓氏錄（攝津天孫）に、刑部首

同神（火明命なり）十七世孫、屋主宿禰之後也、（刑部造姓に二派ある事、物部氏纂記に云るが如し、又首姓にも二派あり、此火明命の後なると、三代實錄に、貞觀六年三月四日、丹波國何鹿郡人、從五位下刑部首夏繼、賜姓豐階宿禰、刑部首弟宮子賜豐階朝臣、夏繼等自言、先出自彦坐命也とあると、是なり、）とみえ、また（未定左京）忍坂連、火明命之後者、とある忍坂は、部字なけれど、刑部と同しきにや、（もし然らば刑部連姓は、尾張氏と物部氏と、又蕃別より出たる族との三派ありとすべし）さて續紀に、神護景雲元年、五月戊辰尾張國海部郡主政外正八位下刑部岡足、獻當國々分二寺米一千斛、授外從五位下、また後紀八、（十六葉右）に、尾張國海部郡主政刑部粳虫、（虫は國史に忠と作り）などこの族ときこえたり、（天武卷に忍坂直大麻呂、續紀三十三（十二丁）刑坂部直蟲名、續後紀十六（八丁左）武藏國多磨郡猪江郷戸主刑部直道繼、同姓眞刀自咩などあるは、出自詳からず、異姓なり）○姓氏錄（左京天孫）に、椋宝連、火明命十七世孫、呉足尼之後也、山猪子連等、仕奉上宮豐聰耳皇太子御杖代、爾時太子巡行山代國、于時古麻呂家在山城國久世郡水主村、其門有大榎樹、太子曰是樹如宝大雨不漏、仍賜椋宝連、（尾治連等祖）

乙訓與杼連は、和名抄に山城國乙訓郡神名式に乙訓郡與杼神社、などある地に因れる名なるべし、○栗原連は、神名式尾張國春日部郡訓原神社（今栗原天神と云とぞ）に、由ある名にやあらん、○紀伊尾治連と云姓は、紀伊國に住る尾治連と云事は、此氏人の紀伊に在し事、いまだ見あたらず、さて尾張氏の事は、已に國造本紀攷（尾張國造條下）にいへるを猶其云脫たる説を、因に云ふべし、其は、まづ參考本國神名帳集説（この書は、尾張國内神名帳に載る神社を、舊記に因て、寶永四年のほどに、國人天野信景の注せしなり）に、小止與命男建稻種命生二男、嫡尻綱根命云々、其裔世仕朝、孝德天皇御宇尾張連忠命奉勅供奉熱宮神宮、尾張氏系圖曰忠命之男尾張連稻君（屋張志に稻君を稻置見とかけるものもあり、朱鳥元年草薙劒神を賊僧に盜まれたまひし時、神德にて還座ましく〳〵しは此人の時なりと云り、持統紀に十年五月己酉以直廣肆授尾張宿禰大隅、并賜水田四十町とみえ、續日本紀に靈龜二年四月癸亞詔壬申功臣贈從五位上尾張宿禰大隅息稻置等賜田各有差と記せる稻置は、卽稻君なるべく思はるれど時、代合はず）其男尾張連稻與、天武持統文武三朝奉祀、補大宮司職、（尾張志に稻與の子與員とあり、大寶二年持統天皇三河國に御幸したまひし時、十一月丙子當國に至り給ひ、尾治連若子麻呂牛麻呂に姓宿禰を賜ひし由續日本紀類聚國史に見えたり、）稻與二十世孫大

宮司尾張宿禰員信、有三子、嫡曰員頼、祝師田島家祖也、仲曰信頼、總檢校馬場家祖也、季曰員職、補大宮司職、員職無男子、有故以外孫藤原季範之育補之、（按に忠命と云名、孝徳御世のはどには似つかず、稻與の與は與の誤り歟）とある有故とは藤原系圖に（武智麻呂、巨勢麻呂、貞嗣、高仁、保薩、道明、尹文、永頼、能通、實範、季兼と系て、その子）季範、從四位下、號額田冠者、母熱田神主眞基女、（傍書云、或員職云々、此儀正說也、）熱田大宮司、（當流、熱田祠官相續始也）依有靈夢之告、外祖父閏一流、子孫讓與社宮、彼孫子、于今相續其職、久壽二十二卒、（六十六）とみえ、玉葉集に、櫻花ちりなむ後のかたみには、松にかゝれる藤を頼まむ、これは熱田大明神の御歌となむ、昔かの社の大宮司尾張氏代々なり來れりけるに、尾張員職が女の名を、松と申けるが、藤原季兼にしたしくなりて、季範を生りける後明神かく託宣せさせ給ひけるによりて、かの季範始て大宮司になりて、其末今に絶ずとなむ、とみえたる託宣、即靈夢にて、かの有故とは、是なるべし、古事記傳に、大將軍頼朝、卿の母は、此季範が女なりき、（寛按系圖にも此事みえたり）さて季範が末に、嗣絶たることありて、又卜部氏の子を子にして、嗣たりとぞ、されど今に藤原となのるなり、（寛按に、系圖季範の子範忠、々季、忠兼、その子忠成、猶子刑部少輔大宮實父大膳大夫大江廣元也、とありて、忠成子つき〳〵に大宮司なりしこと

みゆ、さて、範忠の弟範信より憲朝、範時、範頼、範宗、政範、高範、經季、滿季、持季、勝季、政範、高季、晴範、實卜部兼永郷二男とあれど、一代も大宮司なる事は見えず、猶よく考ふべし、）さて大宮司の次に、權宮司と云ものあり、その一家は總檢校と云になる、家を馬場と稱ふ、一家は祭主と云になる、祝師とも云、家を田島と稱ふ、此二家は今に至るまで尾張宿禰姓にて、古へより絶ず傳はれりとぞ、其次に大内人と云ものあり、姓は守部宿禰にて、家を大喜と稱ふ、又八劔神社の祠官も、尾張宿禰にて、家を大喜と云りとあり、（寛按古へより氏姓を重みする皇國の風習なる故に、中世までも、異姓を養て繼嗣とする事は無かりしなり、然るを中世より以降近世に至ては、この事いと盛にて、戸令に凡無子者、聽養四等以上、親於昭穆合者、即經本屬除附、又繼嗣令に、凡三位以上繼嗣者、皆嫡相承、若無嫡子及有罪疾者、立嫡孫、無嫡孫、以次立嫡子同母弟、無母弟立庶子、無庶子立嫡孫同母弟、無母弟立庶孫、四位以下唯立嫡子、など云制令も、自ら衰廢つるをもて、皇別神別の正しき氏もあらぬ種姓となり、諸國神社に故ある氏人の仕奉るが、後に絶滅ることいなれるも、皆異姓の子を養て嗣とせる俗弊より出たるものにて、大御政の上におきて、いと〳〵あるまじき理なれば、此等の事を嚴しく制給ひて、同姓を養ふべく定め給ふべき時もがな）さて尾塞宿禰姓は、尾張氏の流にて、今に尾關氏と云もの筑後國（久留米の殿に

仕ふ）と尾張國とにありとぞ其は尾關國志（こは久留米有馬氏の臣、尾關權平尾張宿禰正義といへる人の、覚政四年と云に、其先祖の詳ならぬことを慨みて、幾許の年を經て考へたる書なり、）に、倭名抄尾張國中島郡小塞（乎世木）日野二郷あり、今は葉栗郡の内に收て、尾關、太日比野小日比野（この三村の名田に、字東小塞、西小塞中小塞といふあり）の三村あり、こを總て、小塞郷といふ、又同郡に小日比野、河田、大日比野、大野、一色、河田、島上、中屋、牛子、丹羽郡稻木莊犬山などの各地に、同族二十七家あり、その小日比野村なるは、大和守小塞宿禰吉秀の裔、（吉秀は船着神五十世の孫、門間庄尾關に居て、神宮に奉仕れりと云傳ふ、さて吉秀六世孫三河守、子新衛門、子隱岐守吉次、福島正則に仕ふ、子石見守正勝、正則に仕へ備後三次城主たり、弟兵庫吉勝、後に池田光政に仕ふ、正勝の子半左衛門、弟傳左衛門、佐久間備前守安次に仕て、七百石を食む、子太衛門、又與五兵衛と云ふ、筑後久留米有馬忠頼の臣たり、子七之助、子宗義、子宗香、子宗覺、子權平正義と系りたり、）

元治元年甲子六月四日

明治廿七年十月課同縣人天海謙淨寫終功、因加一校就本書及姓氏錄作系譜附之卷端時在東京磯川同心街僑居

栗田比呂之稿

十月十八日夜　栗里生

栗里先生雜著卷七 終

栗里先生雜著卷八

男栗田勤輯

臼杵緒方二氏の考證

また嫗嶽明神の辨

大神朝臣の事を證さんと思へる折しも、豐後國に大神氏の族なる臼杵緒方二氏ある事は、いつはかりの事ならむと考ふるに、三代實錄に、大神朝臣良臣といふ人、豐後介となりしより、其國に留りしが、子孫蔓衍して、臼杵ともなれりしならむとぞ思はれたる、其は光孝紀に、仁和三年三月乙亥朔、授豐後介外從五位下大神朝臣良臣從五位下、先是良臣向官披訴、淨御原天皇壬申年、入伊勢之時、良臣高祖父、三輪君子首爲伊勢介、從軍有功、卒後贈內小紫位、古之小紫位、准從三位、然則子首子孫不可叙外位、於是下外記而考實之、外記申明云、贈從三位大神朝臣高市麻呂、從四位上安麻呂、正五位上狛麻呂、兄弟三人之後皆叙內位、大神引田朝臣、大神掃石朝臣、大神眞神田朝臣等、遠祖雖同、派別各異、不見應叙內位之由、加之神龜五年以降、有格、諸氏先叙外位、後預內叙、良臣姓大神眞神田朝臣也、子首之後、至于全雄無預五位者、今請叙內品事乖格旨、勅毀良臣及故兄全雄外位告身、特賜內階、とあるによれるなり、されど其後の事ものにみえさねば、いかにとも考ふべき

たつきなかりしを、豐後國志に引る豐日志に、光孝天皇仁和二年、以外從五位下前肥前介大神朝臣良臣、遷任豐後介、以有政跡令聞、三年三月、特勅授從五位下、五年二月、任滿去職、百姓請留之、尋而再任、とあるによりて、果して此に留り住し事、ならむと云ふ事、かつ〳〵知られたるに、又其子に大神朝臣庶幾といふものあり、その庶幾は、大神朝臣良臣子、爲大野郡大領とみえ、豐日志に、寛平四年三月、太宰府言、豐後介大神朝臣、再任既滿、當去其職、百姓惜慕、請留其子庶幾許之、以庶幾爲大野郡大領、授外從六位下、遂世領焉、と云ひるにて、益々此國に住み着し事を知れり、さて其子に、大神惟基あり、惟基の五子を、高千穗三田並政といひ、次を大野基平といひ、次を大野基定といひ、次を植田惟定といひ、次を阿南惟季といひ、次を植田惟盛といふとみえ、惟盛の子に、大七惟用あり、惟用に五子あり、長を太郎惟長と云しが早死す、次を臼杵次郎惟高とし、次を緒方三郎惟義といひ、次を佐賀四郎惟時とし、次を賀來五郎惟興といふ、各其所領の地に因て氏に負り、惟榮特に盛なりしかば、今緒方鄕に其宅地存れり、と云るによりて、其大よそを知る事を得たるは、いとうれしきわざなりけり、此緒方臼杵の事の源平盛衰記にみえたるを考ふるに、卷第三十三、太神宮勅使、附緒方三郎攻平家事、とある條に、

壽永二年九月二日、平家追討の御祈の爲に、院より公卿の勅使を、伊勢太神宮へ立らる、參

議修範卿と聞えき、太上天皇の太神宮へ、公卿の勅使を立らる、事は、朱雀、白河、鳥羽三代の躅跡有といへ共、是皆出家以前の事なりき、太上法皇勅使例、今度始とぞ承る、

平家は、筑紫に皇居形の、如く造られたりければ、大臣殿より始て、人々安堵し給たりける、に、豐後國は、刑部卿三位頼輔知行にて、其子頼經國司代にて、在國の間、三位追て云下給けるは、平家惡行年積て、宿運忽に盡ぬ、佛神にも放たれ、君にも捨られぬ、故に花洛を出て西海に漂ふ、夫に九國の輩、請取翫ぶに依て、國には正稅官物抑留し、庄には年貢所當を辨ず、其條已に朝家を背奉り、逆惡に伴なふ咎有、返す〳〵不思議の所行なり、自餘は知らず、當國に於ては、穴賢平家を入べからず、是私の計ひに非ず、一院の御定也、但當國に限らず、九國の人民、院宣に隨ふべき者、一味同心に、平家を追討すべし、若忠有ん者は、勸賞は追て聖斷有べき由、子息頼經の許へ云下し給たりければ、頼經此趣を以て、當國の住人、緒方三郎惟義を召て下知せられたり、惟義仰を蒙り、即當國は云に及ばず、九國二島の弓矢取輩に、相觸かゝりければ、臼杵、戸槻、松浦以下、平家を背き、惟義が下知に隨ふ、原田四郎大夫種直、菊池次郎高直が一類許ぞ、猶平家に附たりける、抑彼惟義と云は、大蛇の末なりければ、身健に心も剛にして、九國をも打隨へ、西國の大將軍せんと思ふ程の、おほけなき者なりける、に、一院の御定とて、國司よりかゝる抑を蒙ける上は、身の面目と思て出立けり、大蛇の末

と云事は、昔日向國臼田と云所に、大太夫と云德人あり、一人の娘あり、其名を花御本と云、みめこつがら尋常也、國中に同程なる者の聟にならんと云をば、德に誇り用ず、我より上様なる人は云事なし、秘藏しけりと覺て、後園に屋を造て、此娘を住しめける程に、男と云者をば尊も卑も通はず、歲去歲來れ共、慰方なく、春過夏闌ても、友なき宿を守る、秋の夜長し、夜長して終夜を明し兼たる曉に、尾上の鹿の妻呼音痛ましく、壁にすだく蟋蟀、何歎らんと最心細き折節に、何くより來る共覺ず、立烏帽子に水色の狩衣着たる、男の廿四五なるが、田舍の者とも覺ず、たをやかなる貌にて、花御本が傍に指寄て、樣々物語して慰語ひけれども、女靡事なし、男夜々通ひつゝ、細々と恨口說ければ、花御本流石岩木ならねば、終には靡きけり、其後は雨降風冷しけれ共、夜かれもせず通けり、父母につゝみて深く之を隱しけれ共、月比日比夜々の事なれば附仕ける女童是を見咎て、父母に角とぞ語ける、急ぎ娘を呼、委く是を問けれ共、耻かしき道なれば、顏打赤めて、兎角紛らかしけり、母樣々におどしすかして問ければ、親の命も背がたふして、有の儘にぞ語ける、母此事を聞、水色の狩衣に、立烏帽子は覺束なし、太宰府の近くは、京家の人とも思べきに、此邊には有べき事に非ず、よし〳〵縱上臈なり共、契は人に依べからず、縱下臈なりとも、娘が見する面道なり、況狩衣に立烏帽子、定て只人にあらじ、今は聟とも用べし、如何して彼人の行末を知るべきと樣々計ひけるに、母が云、其人夕に來りて、曉還るなるに、しるしをさして、其行末を尋べしとて、苧玉卷と針とを與て、戀に娘に敎て、後園の家に歸す、其夜又彼男來れり、曉方に歸けるに、敎の如く、女針を小手卷の端に貫て、男の狩衣の頸かみに指てけり、夜明て後に、角と告たれば、親の鹽田大夫子息家人四五十人引具して、糸のしるしを尋行、誠に賤が苧玉卷百尋千尋に引はへて、尾越谷越行程に、日向と豐後との境なる嫗嶽と云山に、大なる窟の中へぞ引入たる、彼穴の口にて立聞ければ、大に痛吟音あり、是を聞人身の毛竪て怖し、父が敎に依て、娘穴口にて糸を引へて云けるは、抑此穴の底には、如何なる者の侍ぞ、又何事を痛て吟ぞと問は、穴の中に答けるは、汝花御本が許へ夜々通つるものなり、然べき契も緣も盡果、此曉願の下に針を立られたり、大事の創にて痛吟、我本身は大蛇なり、有し形ならば、出て見もし、見へ奉度こそあれ共、日比の變化、既に盡ぬ、本の貌は畏恐給べきなれば、角出ても見へ奉らず、よに遁も惜く、戀しくこそ覺ゆれ、是迄尋來給へる事こそ、忘がたしと云ければ、女の云、縱何なる貌にてましますとも、日比の情、爭か忘るべきなれば只出給へ、最後の有樣をも見、又見えもし奉らん、つゆ恐しと思はずと云ければ、大蛇は穴の中より匍出たり、長は知ず、臥長は五尺許なり、眼は銅の鈴を張が如く、口は紅を含るに似たり、頭に角を載耳を低たり、頭は髮生などして、獅子の頭に異ならず、され共形には似ず、おめお

めとして、涙を浮べて、頭ばかりを指出したり、女衣を脱で、蛇の頭に打懸て、自ら願の下の針を拔、大蛇悦て申けるは、汝が腹の内に、一人の男子宿せり、已に五月に成、もし十月にして顯れたらば、日本國の大將とも成べかりつれども、五月にして顯れぬ、九國には、雙者あるまじ、弓矢を取て人に勝れ、謀賢くして、心剛なるべし、斯る怖しき者の種子なればとて、穴賢捨給ふな、我子孫の末までも守護すべし、必ず繁昌すべし、是を最後の詞にて、大蛇穴に引入て死にけり、

彼大蛇と云は、卽嫗嶽の明神の垂跡也、鹽田大太夫妻眷屬おち恐て歸にけり、日數積て月滿ぬ、花御本男子を生、成長するに隨て、容顏もゆゝしく、心樣も猛かりけり、母方の祖父が片名を取て是を大太童と呼、跣脚にて野山を走行ければ、足には鞍常にわれければ、異名には破童とも云けり、此童は烏帽子著て、鞍大彌太と云、大彌次、其子に大六、其子に大七、其子に尾方三郎惟義なれは、大太より五代の孫なり、心も猛く畏しき者にてぞありける、此惟義には、兄弟三人有けるが、次郎は死す、太郎名生三郎、尾形と云、二人が中に此三郎は、蛇の子の末を繼べき驗にやありけん、後に身に蛇の尾の形と鱗の有ければ、尾形三郎と云、さる者の末にて、仰含らる院宣の間に、興に入て數万騎の兵を引率し、太宰府へ發向す、九國の輩多く相從けり、平家は此一兩月安堵の思有て、今は如何して都へ歸入

すべしなど、謀を廻し、寄合評定しける處に、緒方三郎が嫡子、小太郎維久、次男野尻次郎惟村とて、兄弟あり、次郎惟村を使者として、平家の方へ申けるは、年來御恩をも蒙りて、深く相傳の君と憑進らせて候、其上十善帝王にて渡らせ給へば、二心なく奉公仕れ、共平家都を出て、西海に落下おはしまし、朝敵を成て人民を惱す、速に九國の中を出奉べきの由、一院の院宣とて國司より仰下さるの間、王土に身を入て、詔命を背がたく候、疾々九國の境を出させ給べきにて候と申たり、平大納言時忠卿ひぼくゝりの直垂に、絲蘭袴著て野尻次郎に宣けるは、やをれ惟村よ、我君は天孫四十九世の正統、人王八十一代の帝、太上法皇の御孫高倉院后の腹、第一皇子にて渡らせ給へば、伊勢太神宮入替らせ給て、御裳濯河の流忝き、上に神代より傳たる神璽寶劍、內侍所も帶しておはします、正八幡宮も定て守奉らん、九國の人民爭か輙く傾奉るべき、又當家は是平將軍貞盛が、相馬小次郎將門を追討して東八ケ國を平げしより以來、故入道太政大臣の右衞門督信賴を誅戮して、朝家を鎭奉しに至迄、代々國家の固也、然に賴朝義仲等、東國北國の凶徒を相語ひて、我打勝たらば、國を取らせん、庄を知らせんと云にすかされて、打籠の鳴呼の者共が、誠顏に與力同心して、宜兵に向て軍するを見學て、九國の輩君を背奉る條、返々不思議也、奇怪也、就中鎭西の者共は、內裏に召仕はれ、殊に重恩を蒙にあらずや、夫に其好を忘、忽に鼻豐後めが下知に

隨當家を傾けんとの企甚以然べからず、後漢光武帝は、王莽に襲はれ漁陽に落給たりしが共帝位につき、我朝の天武天皇は、大友皇子に襲はれて吉野奥に入給たりしか共天下を治給き、況や三種の神器を御身に隨給へり、我君終に都へ歸入せ給はぬ事、よも渡らせ給はじ、されば能々相計ひて、御力を附進らすべし、後悔爭か衆て願ざるべけんやと宣、野尻次郎立歸て、此由具に云ければ、父惟義今は今、昔は昔、速に平家を追出奉るべし、院宣國宣を下さる上は、子細にや及べき、なれども、流石日來の好を思奉てこそ、先使をば進らせたるに左樣に宣ならば、時刻を廻さず、追出奉るべしとて、惟義は三万餘騎の大勢を率して、博多津より押寄て、時を咄と造たりければ、平家の方には、肥後守貞能を大將軍にて、菊池原田が一黨を指向られて、防戰けれ共、大勢攻懸ければ、取物も取敢ず、太宰府をこそ落給けれとあるにて、緒方臼杵二氏、當時の形勢を見るに足れり、又上件に云る、大蛇の女に婚たる說は、妄誕なりといへども、臼杵緒方みな大神氏の裔なるを以て、大三輪の故事を、媚獄に附會し、大巳貴神の小蛇に化て、櫛笥にありしと云ふを大蛇とし、蛇といふより、尾形に附會したるにて、妄誕ながら、古意却てこれによりて知らる、ものあるなり、さて大三輪のことは、姓氏錄大和神別に、大神朝臣、素佐能雄命六世孫、大國主命之後也、初大國主神娶三島溝杭耳之女、玉櫛姫、夜未曙去、不見其形、到於是玉櫛姫、續芋係衣、至明隨芋尋覓、經於

茅停縣陶邑、直詣大和國、眞穗御諸山、遠視芋遺唯有三纑、因之號姓大三纑とみえたるを古事記（崇神段）には、陶津耳命の女、活玉依毘賣命の事として、針につける糸の、鈎の穴より引通して、美和神社に至りて留りし事あれど、蛇の事はみえず、其は崇神紀の十年に、是後倭迹々姫命、爲大物主神之妻、然其神常晝不見、而夜來矣、倭迹々姫命、語夫曰、君常晝不見者、分明不得覩其尊顏、暫留之、明日仰欲觀美麗之威儀、大神對曰、言理灼然、吾明旦入汝櫛笥而居、願無驚吾形、爰倭迹々姫命、心裏密異之、待明以見櫛笥、遂有美麗小蛇、其長大如衣紐、則驚之叫啼時、大神有恥、忽化人形、謂其妻曰、汝不忍羞吾、々還令羞汝、仍踐大虛登于御諸山、爰倭迹々姫命仰見而悔之急居、（急居此云苑岐子）則寄撞陰而薨、葬於大市、故時人號其墓、謂箸墓也、とありて、此傳と彼傳へとは、もとより異なる事にて、此倭迹々姫命の事は、大神氏にはあらず、又かの玉櫛姫（或は活玉依姫命）の事は、大三輪神の蛇に化りたるには異なるを、盛衰記には、一つにとり合せて、翻案りたるなり、かくて大神氏の出自は、大物主神の活玉依毘賣に娶て生りし櫛御方命の子飯肩巢見命の子、建甕槌命の子、意富多々泥古にて、此意富多々泥古命者、神君鴨君之祖、とあるが、舊事紀の地神本紀には、（大巳貴神の子、八重事代主神の活玉依姫に娶て生る子、）天日方奇日方命、亦名阿田都久志泥命とあり、是即櫛御方命にて、姓氏錄に久斯比賀多命鎭座次第に、天日方命ともある是なり、此妹に姫蹈鞴

五十鈴姫命と、五十鈴依姫命とあり、櫛御方命の兄に、健飯勝命、即飯肩巢見命、その妹に淳中底姫命あり、飯肩巢見命の兒、健豐鹿尻命、亦名健豐槌命、亦名健豐之尾命、（古事記にはこの子大田々根子とあれど、舊事紀には合はず、鈴木重胤云、豐尻は豐知にて、豐槌は豐津持、また豐之尾は豐之男にて、何れも神酒の陶によれる名と聞ゆと云り）其子に豐御氣主命、亦名健豐依命、其子に阿田賀田須命、和邇君等祖、（姓氏錄に、和仁古大國主神六世孫、阿太賀田須命之後也）其弟に健飯賀田須命は鴨部美良姫を妻として、一男を生り、こは大田々禰古命、亦名大直禰古命、其子大御食持命、（續後紀に、長我孫を事代主命八世孫忌毛宿禰苗裔也とある忌毛は、大御食にはあらざるか）その子大鴨積命、磯城瑞籬朝に賀茂君姓を賜ひ、その弟大友主命は、同朝に大神君、其弟田々彦命は神部直太神部直姓を賜ふとみゆ、其後の世系詳かならねど、雄略紀に、三輪君身狹あり、用明紀に、三輪君逆あり、舒明紀に、三輪文屋君あり、孝德紀に、三輪栗隈君、東人、三輪君大口、小花下三輪君色夫三輪君麻呂、天武紀上に、三輪君子首あり、此子首は、良臣の高祖と云れば其子某、孫某、曾孫某、其子（兄）全雄（弟）良臣なる事知るべし、かゝれば良臣が子麻殊は、盛衰記に鹽田大太夫と聞ゆ、古へは、人名に源氏の氏人の太郎を源太、五郎を源五といひ平氏の三郎を平三と稱し、田口姓なる左衛門をば、田内左衛門などゝ云る如く、大は大神朝臣の大をもて名に負るにて、太夫は郡司を云ひし也、伊豫の越智氏の裔、大領となれるをもて、爲世を上太夫、爲頼を中太夫、爲時を下太夫といひし事、其系圖にみえ、又國興を伊太夫、家時を和氣太夫といひ、上野の多胡郡に、羊太夫の名を傳ふるが如きの類、數ふるに暇あらず、皆准へて知るべし、鹽田太夫即庶幾が子に、惟基は盛衰記に所謂鞍大彌太と聞え、其子の大彌次とは、大彌太の後を嗣る由にて、第五男にあたれる、臼杵惟盛なるべく、其子の大六は、上にも云る惟盛の子、大六惟衡にて、其子大七は、即大七惟用其子に臼杵惟高、次を緒方惟義は、盛衰記に大彌太より、五代の孫と云るにあたれるが如し、なほ豐後國志に引く所の、大神家譜を見る事を得ば、再びその世系を委しくものすべきなり、

上件に云るが如く、盛衰記に大三輪の故事を翻案して、姫嶽の神を大蛇の如く云なせりしより、世俗この妄說に惑はされて、姫嶽明神は、かの妖蛇を神とし祭れる如くに思ふもあるは、いみじき繆りなり、いで其由をいさゝか云む、姫嶽とは、豐後國直入郡入田郷をいふにあり、其山崔嵬として、いと峻く雲表に峙ち、其岳麓は、豐日肥三國に跨りて、實に豐後の國の鎭護ともいふべき神山なり、其絕頂に小石祠あり、之を土人は姫嶽上宮と申して、神武天皇の皇祖母にます、豐玉姫命を祭る故に姫嶽と云へりとぞ、實に此神おはしま

すが故に、祖母が嶽とは云るを訓讀の同じきまゝに、假に嫗嶽とは書るなるべし、其嶽の北に神原山あり、山足紫翠蓊鬱せる中に、居民あり、井手上村といふ、登る事百餘歩にして、巨巖の窟中に神祉ありて、孝徳天皇白雉二年に創建せりと云傳ふ、是ぞ嫗嶽の本社にして、延喜の神名式に記され給へる、直入郡一座建男鉏疑日子神祉にして、いとも〳〵貴く畏き大神にませり、其祭神は一座を建男鉏疑日子命と申し、一座を比咩神と申し奉る、その日子神は、天祖天照皇大神五世の皇孫にまします、天津日高日子、波限建鵜葺草葺不合尊の皇子、彦五瀬命にまし、比咩神は、海神綿津見命の御女、豊玉姫にして、葺不合尊の母神にませり、故に朝廷にも殊に此神を崇め奉りて、仁明天皇の承和十年に、二座並に従五位下に叙され、陽成天皇元慶七年には、従五位上に進み及べりしを、なほ正五位下に進め給ふとみえたり、此日子比咩二柱の太神にますを、嫗嶽といふより、尊ら皇祖母の御事のみ顯れて、豊玉姫を主神の如くに申す事なれども、彦五瀬命が主神にして、豊玉姫命は、配享の神にます事、神名帳の記す處にて著明なり、神祉の傍に路ありて、嫗嶽の巓に達るべし、其巓なる一小石祠は、（上に所謂上宮なり）後世の造る所にして、天正中に廢毀せしを寛永中に再修せる所なり、之を上宮といふに對へて云る名なりと云り、然るを、世には、神異の事のみを以て神道と思ふ輩、深く戒むべき事なりかし、

因云、假初にも國史を研究し、大道を講明するに志あらむ者、もし邪説の人を惑はし、妖神の民を害ふが如き事あるに當りては、かならず武く雄々しき益荒夫心を振起して、秦河勝が當世の神を伐きためしが如く、（皇極紀の十三年秋七月、東國不盡河邊人大生部多勸祭虫於村里之人曰、此者當世神也、祭此神者、致富、與喪巫覡等遂詐託於神語曰、祭當世神者、貧人致富、老人還少、由是加勸捨民家財寶陳酒陳菜六畜於路側而使呼曰新富入來、都鄙之人、取當世虫置於清座歌儛求福、棄捨珍財、都無所益、損費極甚、於是葛野秦造河勝惡民所惑、打大生部多、其巫覡等恐休其勸祭、時人便作歌曰、禹都麻佐波（太秦にて、河勝の氏なり、）柯儛騰母柯儛騰（神とも神と也）枳舉曳倶羅（聞え來る也）騰專預能柯儛乎（常世神にて、即大生部多を云ふ、）宇智岐多麻須母（擊罰むる由なり、）（此虫者、常生橘樹、或生於蚕椒其長四寸餘、其大如頭指許、其色緑而有黒點、其貌似蠶、）また箭括麻多智壬生連麿等が、夜刀神ちふ神を驅盡せし、（常陸風土記行方郡の條に、古老曰、石村玉穂宮大八洲所馭天皇之世、有妖蛇を祭れるもの、如く、恐俗に云ひ聞する故に、其説多く弘ごるまに〳〵、有識者も深く之を考へず、さる妖神祭るに足らず、などと云ひおこすより、赫々たる威靈の神をして、衰廢に歸し、妖怪の神却て其所を得るに至らしむもの、往々にあるは、いと慨きわざに侍れば、

人箭括氏麻多智點自邵西谷之萊原墾闢新治田此時夜刀神相群引率悉盡到來左右防障不令耕佃〔俗曰謂蛇爲夜刀神其形蛇身頭角率紀免難時有見人者破滅家門子孫不繼凡此郡側郊原甚多所住之〕於是麻多智大起怒情著被甲鎧之自身執仗打殺驅逐乃至山口堺堀告夜刀神曰自此以上聽爲神地自此以下須作人田自今以後吾爲神祝永代敬祭勿祟勿恨設社初祭者即還發耕田一十町餘麻多智子孫相承致祭至今不絶其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世壬生連麿初占其谷令築池堤時夜刀神昇集池邊之稚樹經時不去於是麿舉聲大言令修此池要在活民何神誰祇不從風化即令役民曰見雜物魚虫之類無所憚懼隨盡打殺言了應時神蛇避隱所謂其池今號椎井也）故事のまゝに振まふべき事なるをたゞに邪鬼妖怪の怠説にたぶらかされて狐狸の類をもかしこみ又神異の怪談に畏れて魑魅罔雨をおち拜みつゝ邪説暴行を排くる事あたはざらむは古人の行爲にも恥べきなり既に云る神原山の下に一溪を隔て波來合村と云ふに穴森といふ靈祠あり昔は林樹鬱蒼として白日なほ晦し傍らに池あり碧浪常に湛へて深淺を知るに由なく巨蛇此淵に潜むといひて民人之を畏敬し池明神と稱し毎年九度の祭を行ふもし神意に叶はざる時は風雨晦冥して祟をなす事あり爰に岡の先候に山城守久清嘗て此事を聞て曰らく夫民は神の主なり民和げは神これに依ると云り、いかで民を害すの理あらむとて其臣大河原某に命じ土師藝北次倉九重野諸村の人夫を發し林木を伐り池水を涸らして妖神を驅らしむ興作始りて三日ほどありしが山林鳴動し暴風大雨あり迅雷飛電し霊夜ともに昏黒にして百獣叫び啼けれは吏民大に懼れて功を廢なむとせり時に大河原氏目を瞋らし劍按りて若命に從はざらむ者は之を斬らんのみと云しかば民みな事に從ひぬこゝに二旬にして其功を成し人民始て安堵し今に至るまで其賜をうくる事は岡候の力なりと云ふこの池水既に涸れて後之をみれば傍に洞穴の深二丈高八尺ばかりなるがありける是其巣窟なりしにや元祿中因幡守久通の時に村民三人其穴を窺かむとして燭をとり入る事三十餘歩なりしに物の路に横たはるあり之を照すに斗大の怪石なりしかば石もて擊つに裂て兩斷せり相共に昇出して觀るに獣頭骨にして幾百年を經し事を知らず其形牛より小にして犬よりも大なり宛然蛇頭骨なりし由を官に告しかば官命ありて之を收め舊祠を修めて穴森神といひ大神氏をしてその祠を掌らしむ是なむやがて盛衰記なる大蛇の事なるべしといへるは、いかゞあらむ信がたけれどかゝる邪神のおどろ〳〵しく神なりはためきしをも神とはおもひたらずして畏るゝ事なく撓む事なく民の害を除きたる大河原氏の功は止にいはゆるうづまさの常世神をうちきため箭括の麻多智が夜刀神を退けつる功烈にも、おさ

〳〵劣らぬますら健男とこそ云ふべきものなれ、か、る雄々しき國學者と、か、る民害を除くべき卓越の人あらましかば、我國の威風は支那を畏服するのみに止らで、猶西洋萬國にも耀きなんものぞと、吾はつねに思ひてわすれずあるなり、神道に志して、國史を學ぶ人いたづらに神怪をかたりて、民を惑はすことなくばいと幸ひなり、

越智氏族考證

南北亂離の間、勤王を以て世に聞え高き越智氏族なる土居得能の出自を詳に考へ見むと思ひて、一日諸書を探るに其淵源尤も遠し、其は神武天皇の御世に、開國の元勳を以て稱せられたる神饒速日命の子、宇麻志麻治命の六世（彦湯支命の子に出石心大臣其子大水口宿禰の子大綜杵命其子伊香色雄命の子大新河命の子）物部大小市連に起ればなり、この大小市連は、舊事紀の天孫本紀に、物部大小市連公小市直等祖と見え、國造本紀に、小市國造、輕島豐明朝御世（應神天皇にませり）物部連同祖大新河命孫子到命定賜國造と云る是にて、この子到は、もと乎致などありしを後人乎を子に致を到にあやまりつしたるものなるへし、小市は越智とも書きて、新撰姓氏錄左京神別に、石上朝臣神饒速日命の後なりと見え越智直石上同祖と云るにて、饒速日命の裔なる事はしるきを、小市國は和名鈔に伊豫國越智郡とあるもの是なり、豫章記に、越智の事を云ひて、孝靈天皇の皇子伊豫皇子（諱彦狹島命）を伊豫國へ下し、南蠻西戎を治めしめ玉ふ、其座處を伊豫郡神崎莊といひ、今は靈宮と申し、親王宮と崇め奉る、卽當家の祖神也、此皇子和氣姫といふに娶ひて、三子を産玉ひしを耻て、小船三艘に載て放ちたりしが、其第三皇子の御船當國和氣郡三津浦に着給ふと云り、（愛媛面影に云、三津濱松山城下より一里餘西にあり、この海上に興居島あり、其形富士山に似たり、仍て俗に伊豫小富士と云、小千御子の生れし所と云傳ふ、）こは古の事を奇しく語り傳へたるものにて、みな信られぬ說とも也、越智姓の物部より出て神別なる事は、上に引る文にて明なるを、孝靈天皇の後なる皇別と云ひ、子孫世々伊豫の大領となれり、（○寬云、この文は、國造の家を郡領とせられたれども、猶古へ國造にてありし時の如く、大領少領其職を世々にしける事を、云るものなり、）

小千御子の子天狹貫その子天狹介その子粟鹿その子三並子熊武子伊但島子喜多守子
高繩子高箕子勝海子久米丸子百里子益躬など見ゆ、(以上本書の大意をとりて記せり)
さて此益躬と云人は、越智系圖に、脊振之淨者武略之名譽也とみえ、法華驗記に、伊豫國越智郡有善根人越智益躬爲當郡大領、(世に大領に任せし事も是にて思ふべし)自少及老、勤公不倦云々とあり、河野系圖に、此人の子益永子玉躬子玉澄子玉氏子氏澄子爲澄に三子あり、一を爲世上大夫といふ、新居の祖、次を爲頼中大夫といふ、別宮の祖、次を爲時下大夫といふ、川乃の祖、(爲澄以下據據居系圖)子時孝、子爲經、子親經、(北條氏長者、子親經(北條大夫)子親清三世の孫通俊を得能冠者太郎といひ、同五世孫通忠を土居孫九郎といひて、世に名高き土居得能、みな此後胤也、

さてこの氏人は、續紀神護景雲元年二月庚子、伊豫國越智郡大領外正七位下越智直烏麻呂獻絁二百三十匹、錢一千二百貫、授外從五位下、また六月辛巳、伊豫國人白丁越智直國益授外從五位下、以獻物也、また寶龜十一年秋七月甲申、伊豫國越智郡人越智直靜養女收私物貢養窮弊百姓一百五十八人、依天平寶字八年三月二十二日勅、並賜爵二級、日本後紀に、延曆八年七月癸巳、伊豫國越智郡正六位上越智直廣成等七人、改直賜宿禰ともありて、後々の史にも多く見えたれば、たとひ益躬の正統は、絶たり

とも、かならず血脈の連綿たるものありて、有名の人々、往々世に發顯れしものなるべし、また日本靈異記に、伊豫國越智郡大領之先祖越智直爲救百濟遣到軍之時、唐兵所擒至其唐國、我國八人同往一洲、値一觀音菩薩像、信敬尊重、八人同心、刻截松木以爲舟、奉請其像、安置舟上、各立誓願、念彼觀音、爰隨西風、直來筑紫、朝廷聞之、召問事、天皇垂詔、(○按に垂は本書に乘とありて詔字なきを訂補せり)令申所樂、於是越智直立郡、欲仕天皇、可然、後建郡造寺、即置其像、自時迄于今世、子孫相繼歸敬、蓋是觀音之力、信心之至也、この事を、今昔物語に、今昔○○天皇の御代に、伊豫國越智郡の大領か先祖に、越智の直と云者ありけり、百濟の破ける時に國を助けんが爲に、公け數の軍を遣す中に、此直を遣しけり、直彼國に至て助けんとするに不堪して、唐の方の軍に被取て、唐に將て行、此國の人八人同く一の洲に籠め置たれば、同じ所に八人有て、泣き悲む事无限、今は本朝に返らん事、望み絶ぬる事なれば、各父母妻子を戀ふる時に、其時にして、觀音の像一軀を見付奉りたり、八人同く此を喜て心を發して念じ奉る様、觀音は一切衆生の願を滿給ふ事、祖の子を哀か如し、而るに此く難有やと云とも、慈悲を垂給て、我等を助て、本國に令至め給へと、泣々申して、日來を過る程に、此所は餘方は皆可逃様无く、人皆有る方也、只後ろの方深き海にして、邊りに多の木有、八人同謀して、構へ謀る様、密に此後ろの海の邊に在る大なる杉の木を伐て、此

を船の形に刻て、其に乘て密に此を出て、人不通海也と云とも、只海にて死なん、此にて死なんよりはと議して、八人此木を伐て、忽に刻りつゝ、此に乘て觀音の像を船の內に安置し奉りて、各願を發して泣々念し奉る事无限、國の人後ろを疑ふ事無して、此を不知、而る間、自然に西の風來て、船を箭を射るが如く、直しく筑紫に吹著たり、此偏に觀音の助け給ふ也と思ふて、喜ひながら岸に下て、各家に返ぬれば、妻子此を見て、喜び合へる事无限事の有樣を語て貴びけり、其後公け此を聞し食して、事の有樣を被召問に有し事を不落、具に申す、此を公聞食て、哀ひ貴ひ給て申さん所の事を恩み給はんと爲るに、越智の直申して云く、當國に一の郡を立て、堂を造て此觀音の像を安置し奉らんと、而るに公け申すに可隨と被仰下たれば、直、思の如く郡を建て、堂を造て、其觀音像を安置し奉けり、其より後、今に至るまで、其子孫相傳へつゝ、此觀音を恭敬し奉る事不絕、亦其國の越智郡此より始りけるとなん語傳へたるとや、とある何れの代なりけむ、詳ならねど、建郡欲仕とあるによりて、其時を考ふるに、齊明紀に六年九月癸卯、百濟遣達率沙彌覺從等來奏曰、今年七月、新羅特力作勢、不親於隣、引構唐人、傾覆百濟、君臣摠孥、略無噍類、於是西部恩率鬼室福信、赫然發憤、據任射岐山、達率餘自進、據中部久麻怒利城各營一所、誘聚散卒兵、整前役、故以掊戰、新羅軍破、百濟奪其兵、既而百濟兵翻銳、唐兵不敢入、福信等遂鳩集同國、共保王城、國人尊曰、

佐平福信、佐平自進、唯福信起神武之權、興既亡之國、冬十月百濟佐平鬼室福信、遣佐平貴智等、來獻唐俘一百餘人云々、又乞師請救、并乞王子余豐璋曰云々、十二月庚寅、天皇幸難波宮、天皇方隨福信所乞之意、思幸筑紫將遣救軍、而初幸斯備諸軍器云々、是より打つゝき新羅百濟の戰ありて、二年八月に、官軍新羅の爲に大敗せり、持統紀四年冬十月乙丑、詔軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻曰、於天豐財重日足姫天皇七年、救百濟之役、汝爲唐軍見虜、沒天命開別天皇三年、土師連富杼、氷連老、筑紫君薩夜麻、弓削連元寶兒四人、思欲奏聞唐所計、緣無衣粮、憂不能達、於是博麻謂土師富杼等曰、我欲共汝還向本朝、緣无衣粮俱不能去、願賣我身、以充衣食、富杼等任博麻計、得通天朝、汝猶滯他界、於今三十年矣、朕嘉厥尊朝愛國賣己顯忠、故賜務大肆幷絁五匹綿一十屯布三十端稻一千束水田四町、其水田及至曾孫也免三族課役、以顯其功、とある是なり、本文に四人と云るを、靈異記と今昔とに八人とあるは、符合はぬに似たれど、唐人の所計を奏聞せんと思へる四人の外にも、同じく捕はれし人もありけむを知るべし、この四人の中には、博麻の姓名なきにても要とある事を書紀には云るものなること知るべし、然れば越智直も其四人と同じく歸朝して、建郡欲仕とは云ひけむ、其は天智天皇の三年にて、諸國に建郡の事盛りに行はる、時なれば、かく云りしを、朝廷にも聞し召されしなる事は、た想ふべし、

建郡の事の盛りに行はれし證は、大同本紀に、難波長柄豐前宮御世、飯野、多氣度相總一郡也、其時多氣之有爾鳥墓、立郡、以己酉年始立度相郡、以大建冠神主奈波任督造、以少山中神主針間任助造、皆是大幡主命末葉度會神主、先祖也、また皇大神宮儀式帳に、初神郡、度會多氣飯野三箇郡本紀行事、右從纒向珠城朝廷以來、至于難波長柄豐前宮御宇天皇御世、有爾鳥墓村造神庫、爲雜神政行仕奉支、而難波朝廷天下立評給時仁、以十郷分、度會乃山田原、立屯倉、新家連阿久多督領磯連牟良助督仕奉支、以十郷分、竹村立屯倉、麻續連廣背督領磯部眞夜手助督仕奉云々、近江大津朝廷天命開別天皇御代仁、以甲子年小乙中久米勝麻呂仁、多氣郡四箇郷中、割、立飯野高宮村、屯倉、評督領仕奉支、即爲公郡之、また常陸風土記に、信太郡、古老曰、難波長柄豐前大宮馭宇天皇之世、癸丑年少山上物部河内、大乙物部會津等、請惣領高向大夫、分、筑波茨城郡七百戸、置信太郡、また行方郡、古老曰、難波長柄豐前大宮馭宇天皇之世、癸丑年、茨城國造小乙下壬生連麻呂、那珂國造大建壬生直夫子等、請惣領高向大夫中臣、幡織田大夫等、割、茨城地八里七百、餘戸、別置郡家、また香島郡、古老曰、難波長柄豐前大朝馭宇天皇之世、己酉年、大乙上中臣鎌子、大乙上中臣部、兎子等、請總領高向大夫、割下總國、海上國造、部内輕野以南、一里那賀、國造、部内寒田、以北五里、別置神郡、また多珂郡、至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、癸丑年多珂國造石城、直美夜部石城、評造部志許赤等、請申惣領高向大夫、以所部遠隔往來不便、分置多珂石城二郡、(石城郡、今存陸奥國境内、)また播磨風土記、宍禾郡、比治里、土中所以名比治、難波長柄豐前天皇之世、分揖保郡作宍禾郡之時、山部、比治任爲里長、依此人名故曰比治里、また下野那須國造碑文に、永昌元年癸丑四月、飛鳥淨見原大宮那須國造追大壹那須直韋提評督被賜とあるは、天武の御代と聞えたり、かく建郡は孝徳の御世に始め玉ひたるを、天智天武の御代にも及びたらんとさへ見ゆれば、其大よそを思ふべし、(なほ此後靈龜二年五月武藏に高麗郡をおかれし類、あまたあれど、其は此にいふ限にあらず)

さて豫章記を考ふるに、天智の御世に、新羅をうたれしは、越智直守興と云人にあたれり、其は同書に、益躬の子を武男と云、其子を玉男と云、其子を諸飽、其子を萬躬、其子守興と云ふ、天智天皇の御字に、勅命を承て、新羅國越給とあり、此人歸り來りて、郡を建て仕奉りしなり、越智直は、國造の裔なるがうへに、郡をさへ建て、世に功ありければ、其氏族の人々世々に本國の郡領に補任されしことをも思ふべきなり、

守興の子を玉興、散位號伊大夫、亦稱伊豫大領、玉興姓小千乃字遠改天號越智とある、伊豫は伊豫郡にて其大領となりし由也、其子玉純、宇麻大領、樹下大明神也と見ゆ、其子益男、周

布郡司とあり、其子眞勝西條館、（新居郡に西條の地あり）其子興村同新館、其子興利、樹下押領使、（越智郡の押領使あり）朱雀天皇御宇天慶年中、純友謀叛時、蒙宣旨遣士卒奴田新藤次忠勝、取純友首奉献王城、其時賜赤地錦直垂とあり、上件に西條館、桑村館など云るは、小千御子の條に、當郡仁館遷作天四州仁主多利天帝仁禮忠有天庶民仁仁孝於施志四州仁四十一所乃館阿利以之郡乃名土須と見えたれば、其族類の居館を所々に設けて、其地の民を治めしめたるを云りと聞ゆ、其子好峰野間押領使其子安國風早大領、その子安躬喜多郡使其子元興温泉郡使とあり、（野間郡の押領使也）この郡使は郡司の義にて、字音をとりたるにか、又は上に某押領使ともあれば、温泉郡の押領使、喜多郡の押領使の由にてもあるべし、元興の子元家久米權介、その子家時、和氣大夫、（久米郡和氣郡なり）その子爲世、號浮穴御館、

本文に見えたる伊豫、宇麻、周布、桑村、越智、野間、風早、喜多、温泉、久米、和氣、浮穴は、和名鈔に伊豫國管十四、宇摩、新居、（仁比井）周布、（主布）桑村、（久波牟良）越智、（乎智國府）野間、（乃間）風早、（加佐波夜）和氣、（和計）温泉、（湯）久米、浮穴、（宇城安奈）伊豫、喜多、（岐多）宇和とみえて、いづれも本國の郡名なり、

因に云、すべて我國の書を讀みて、古へを考へむとするには、まづ其國に住居せる畜族を尋ねて、其世系を明にし、また子孫族類の氏々を探らざるべからず、其土地の自ら開くるさまも、地名の起れる由も、氏々を探る時は、みな其氏の地名に起る事を知り、また其氏人の處々に徙り住るに因て、其氏々の地名となれるも知られ、それより其氏人の蕃衍するがまに〳〵、所々に住着て、一國に其族類なき所もなきまでに廣ごり、終には他國に遷りて、其氏人より又その國に子孫の榮えて、幾百年も續きゆくに合せて、其族類のうちより國司に任し郡司に補され德を施し惠を敷き皇化も日々に遠きに及ぶことなり、此心を得て、土地國郡の開け行く勢を喩らずは、他國は知らず、我皇國の地理の學問を明にする事は得あたはざるものぞかし、この越智氏の本國の國造となりて後、數十世の間に、其氏人の國中にはびこれるさまを見ても、その一般を知るべきなり、さて浮穴に居り風早に居りし人の末、自ら其地號を稱號としたりとおぼしく、爲世の子爲時を浮穴四良大夫といひ、其子時高を同新大夫、その子爲綱を風早大夫と云り、其子宗綱寺町判官代にて其子孫みな寺町と稱せり、宗綱の弟親孝、其子親經、河野新大夫といふ、其子親清、伊豫權介、號河野冠者、其子通清、通信、通孝、通員、通經あり、通信河野四郎、平家追討、勳功依異于他右幕下、御時、賜豫州道後七郡、守護幷久米郡以下郡々所々地頭、職元久二年、

預、卅餘、御家人進退之御下知二實朝、之時贈一國守護幷新居西條莊訖とあり、其後承久の戰に、官軍の御味方にてありければ、鎌倉の勘氣を蒙り其所領地五十三所公田六十餘町、一族百四十餘人の舊族をも收公せられ奥州平泉に流され貞應二年六十八歳にて死去せり、

豫章記云、通信童名若松丸と云、云々是北條四郎時政聟、爲二頼朝將軍姪也、平家物語九卷、元暦元年門脇中納言福原へ參給、子息二人、伊與國住人河野四郎通信を攻めんとて二手に分れて四國へ渡りたまふ、越前の三位通盛は、阿波國北郡花園御所に付たまふ、能登守教經、讃岐國天嶋の御所に着給ふ、河野四郎通信之を聞て、安藝國住人沼田次郎は、源氏に志有とて、一手に成、沼田城へ渡る、能登守卽追渡、今日は備後の鞆島に着て、次日沼田城に付て、一日一夜戰ふ、沼田次郎矢種盡けれは、甲を脫、弓を弛め、能登殿へ降人參也、河野四郎は城主さへ如此なれは、主從七騎細繩手向の浦迄船に乘て落行、能登守郎等平八爲員二騎矢二疲三人は馬を射させてたゝす、通信命に替程郎等なれば、能登守殿讃岐七郎落合之を討んとす、通信肩に引掛て小船に乘て、伊豫國へ渡けると有二家、舊記一安藝國沼田城には、能登殿に責落されぬ沼田二郎を取てのくとて、手負たる大武者を肩に掛て、一里餘りのきて、船に乘て安々と渡りけると也、云々通信は親を奴可入道に討

せ、口惜思、如何して敵を打はやと、明暮悲め共、牢落の身なれは、詮方もなく、宗賢も同志にて鬱念を含たる計にて、月日を送る處に、奴可入道備後國に恩賞給て榮花の餘に、輌浦に出て、室高砂の遊君を集め、山海の鱗蹄を集て、連日酒宴をしける、此節鮑のまはり三尺餘なる設けたり、以二之宗賢と二人彼酒宴の所へ行て云樣、是は與州今治の海人也、御遊宴の由承及間、可レ然肴を求得て持參すと申けれは、西寂を始として、滿座の人驚目悅不レ斜、幕の內へ呼入て對面し、盃を出さんとする處を、宗賢飛入て西寂を生取提出、船に乘、筒の前に搦付て、兩人船を推出し、通信大音揚て名乘也、是河野四郎通信也、父の敵を眞角取ぞと云て、潛出せる也、伊豫國風早郡北條の濱に付、西寂をは高繩城通清の墓の前を三度曳まわして首を刎ける也、云々其後京與鎌倉君臣間虎口讒言出來、後鳥羽院遂に隱岐國遷幸也、淺猿ましかりし事共也、加樣の巷說、粗出來る時分通信三島へ參詣有て天下、安危、家、成立を神に伺被申ける、御神答に、天運可レ傾事ならね共、御政道相違に依て、一旦御蒙塵可レ有、然共終には天照太神の御苗裔、御裳濯河、流非レ可レ斷、君王先西北の方へ遷らせ可レ給、然關東運盡滅亡、天下又君の御掌握に可レ歸、汝は先關東に隨、四國の探題職に可レ居、其後君御歸坐の時、忠勤せは必叡感を蒙り、忠賞に可レ誇宣けれは通信其謀略也、世の成敗を見て、可レ取捨あらす、何探題も不レ可レ入偏に皇恩こそ可レ奉レ報とて被レ歸云々

とあるにて、承久の時、官軍に屬せし事を知るべし、大凡承久勤王の武士は、當時鎌倉より所領を沒せられ、身の置き處もなき迄に至りし者通信の如き類多かりければ、其餘憤洩すに所なく世々恨を呑てありしが、百餘年の後、後醍醐帝の時に至り、其族類世に出て、祖先の蓄憤をはらし、忠義を盡したりけんと思はるれば、土居得能二氏は、必ず此通信の血統なりしなるべくぞ覺ゆる、猶下に云を合せて考べし、

其子に通俊通政あり、通俊を得能四郎太郎といふ、通政の弟通久河野九郎左衛門尉、承久宇治川合戰に功あり、關東より讃州富田の莊を賜ふ、通久の弟を十郎通宗といひ、其姪に通繼通時あり、通繼の子を通有といふ、系圖通宗嘗て蒙古の入寇を慨し、もし十年内に蒙古襲ひ來らすは、異國に渡り往ても、合戰せむとて、起請文を認め、氏神三島神社へ祈禱をこめ、其起請文を灰にして、自らのみなごして相待ちける處に、弘安四年、筑前に寄たりしかは、勇みにいさむて、兵船二艘を以て押寄せしに、敵の放つ矢に屈竟の郎黨四五人射ふせられ、恃む所の伯父通時さへ手負て、我身も石弓に左の肩を強く打たれ、弓を引べき力もあらねは、片手に太刀をぬき、帆柱折て敵船に指かけ、思切て乘りうつり、散々に切り廻り玉冠きたる敵將を膝にして歸りけりと見え、同し時に通有筑前志賀鷹能古等の島に進發す、初博多宮崎上下三十里海岸に筑地を高く築けるに、河野の

陣には海面に幕一重を張りて、後にこそは筑地を築せたり、是敵を引受けて、勝負を一戰に決して、後へ一歩も退かじとの用意なり、既にして十萬の兵艦に向て、先懸せむと思ふ間に、三島八幡の神を祈念しけるか、白鷺一つ飛來り、賊船の上に翔り行くを遥に見送り、是神明の大將の船を示し玉ふ也と思ひて、伯父通時と二艘にて漕出し敵船に鎖打かけ乘入りて、通時は長刀、通有は太刀にて、無二無三に斬なくり、敵將を膝にして、敵船に火をかけて、蒙古の首をは京都へ獻りき、其時男山八幡宮へ御參籠ありて、甚く感賞せられしとある其武勇の氣象想ひやるへき事なり、

八幡愚童訓云、弘安四年の比、蒙古は、大唐高麗已下の國々の兵共を駈具して、三千餘艘の大船に數千萬人乘列てこそ來けれ云々、高麗の船は宗像の澳による、蒙古大唐の船共は、對馬にはよらす、壹岐島につき、其より宮崎の前なる能古志賀の二島にそ着ける、是を見て高麗船は宗像より押出、蒙古の船と一所による、今度は一定可勝とて、可居住世路具足耕作の爲とて、鋤鍬まで持たりける、蒙古寄たりと島より博多へ告たれは、夜中の事にはあり、周章騒動呼、東西南北馳集兵おひたゝし略されとも伊豫國住人河野六郎通宗、異賊警固の爲、本國を立し時、十年蒙古寄來らすは、異國へ渡て合戰すへしと、起請文十枚まて書氏神三島社にて、灰に燒き、自飲なとして、此八ヶ年まて相待處、其時

を得是身の幸に非すやと、勇て兵船二艘を以て押寄たりし程に、蒙古放つ矢に、究覚の郎等四五人射臥られ、憑所の伯叔さへ手負臥て我身も石弓に左の肩をつよ〳〵打たれ、弓を引くへきにも及はねは、片手に太刀を抜もて、帆柱折て蒙古の船に指かけ、思切て乗移り、散々に切廻、多の敵の首共とり、其中大将軍と覚えて、玉冠きたりける者を生捕て、つゝの前にしめつけて歸ける、以下略之

豫章記云、通久之嫡子は通時、（河野四郎と云ふ）次男通綱、（河野彌太郎母工藤祐經女）藏人と云、後上野介に任す、其子通有、（河野六郎任對馬守母井門三郎長義女）後宇多院の御宇弘安四年、蒙古襲來す、大軍志賀鷹能古等島々海上充滿せり、夷國退治の事は、家の先例なる間、大將として筑前に進發す、日本諸勢博多宮崎上下三十里海涯に筑地を高築、此方面には馬にて馳上様に土を築上て、面に亂材逆茂木を付たり、海上より見れは危峯の江に臨如し、然共河野の陳、海の面幕一重にて、後に筑地を築せたり、是敵を輙く引入、一戰の勝負を可決也、背逃道あらは、味方や逆とかくして一人も引せしと也、從是河野の築地と云付たり、夷賊十萬八千艘の船々を見渡せは、吳山蜀嶺に向か如し、通有如何にもして先懸せはやと意へ共、坦沙の如なる船中に入ては不可得利、此方可渡共不見、無詮方心中に日本國大小之神祇別三島八幡祈念申、肝膽を碎給ふ處に、沖の方より

白鷺一ッ飛來る、檣の上に被留百矢の中鳥羽（グルツヤ）作征矢一ッくはへて上けるか、夷陳の船の上翔行程に、兩陣より見送りけるに、夷國大將と覺しき大山、如成大船樓閣重々金銀を磨たる旗旌片々として風に飛たる船の上に落たり、蒙古は是天の與ふる所なりとて悦あへり、日本の陳見之堅唾を呑て居たり、通有は是則明神の敵の大將船を蔽へ玉ふ者也、少も不可遲々とて伯父伯耆守通時と、二艘にて漕出て、敵の船中へ分入ける、味方の軍兵見之、大驚怪み、如河野物付かと云けれ共、耳にて不聞入差にさして漕行ける、蒙古見之雜兵などは笑ける、心有者はあれを見よ、日本の武士程不敵なるはなし、此數萬艘の中に、只二艘にては何事を仕出すへきそ、夜忍わさ共不思、若降參にてやある、矢な射そ、不知體にて見よと云ける處に、多くの舟を押分て、大將の舟へ漕寄たり、何事そと問けれ共、日本人は聞不知、亦日本人の言をは蒙古不知、怪みける處に、押寄せ、大將の船に鎗を掛、即乘移り、切て廻りけれは、俄に驚きて先衆せよ毒面をかけよ毒鼓をうてと云間に乘入て、伯耆守長刀、通有は大太刀、百人に及者共、此專度と切てまはる、遠船はは是を不知、近船は我船構して振きけるに、通有伯父甥大力大剛の人なれは、身命を捨て戰ふほどに、大將に思しき玉冠を着たるを屠にして、我船に乘、敵船に火を懸てあれ共、夷敵は大船なれは雖合期日暮、日本の船共漕出けれは、相共に押歸れ共、追懸船もなく、

我陳へそ入たり、二三人勝たるを問けれは三人大將の一人也とそ申ける、夜明なは可懸と支度したりしに夜半程に折節大風吹て、三韓の船共悉吹被歸大半破損し、浪に漂ひあり、嶋陰吹寄、船に生殘りたる者は降を乞ともゆるさず、皆被殺けり、悉く愚童訓に見えたり、伯耆守は大事の手を負、船中にて死けり、通有は處々蒙疵、伊豫國へそ歸也、蒙古の首をは久方彌太郎成俊是を持せて、京都へ上ける、折節君は雍州男山八幡宮に御參籠有て、九州の實否注進を御待有ける所に持參申けれは、白砂迄召寄、懇に御尋有て、御感賞を被成事、難有次第也、云々、

通俊に四子あり、通秀、通村、信綱、通方といふ、通秀は得能太郎と稱し、通村は得能彌太郎日向守に任す、信綱を三宅十郎といひ、次を三宅七郎といふ、通村の子通綱、得能又太郎と云ひ、元弘の頃宮方にて、他國にありて斷絕すと見ゆ、是かならず、土居通治、得能通言の父にもやあらむ、いまた明證を得す、土居通治は、二郎と稱し、得能通言は彌三郎と稱す、通治備後守たり、後醍醐帝船上山にます時に、通治通言共に義兵を擧けて、地を略し、土佐に入りしに、長門探題北條時直戰艦三百餘艘にて來り擊つ、二人星岡に戰て敵を打破りけれは、時直遁れ走りぬ、こゝに四國の兵悉く來り屬せるを以て、通言進て京師を復せんと謀りしか、諸軍已に京師を收め、車駕宮に還り玉ふにあへりしかば、二人兵庫に迎謁し扈從す、

時に北條氏の遺黨赤橋重時、伊豫立烏帽子城に據る、二人討て之を平け、尋て伊豫に還る、足利尊氏京師を犯し奉るに及て、二人戰艦三百餘艘にて入援し、足利直義を豐原河原に出迎ひ、奮擊して之を走らす、尊氏再ひ闕を犯す時、二人脇屋義助に從て、湊河に拒戰し、車駕に從ひて延曆寺に至り、二科氏重、春日部時實等と尊氏を攻むるに利あらす、新田義貞皇太子を奉し北國に往く時、二人其族通繩と之に從ふ、通言、通繩、三百騎を以て殿しけるに、鹽津にて大雪に會ひ、遂に前軍と相失し、敵兵奄ち至るにあへり、二人の士馬凍餒して戰ふこと能はす、衆と刀を秣き地に植て、其上に伏し貫かれてそ失にける、通治、皇太子に從ひて金崎の城に居り、城陷るの日、衆を率て其一面を防き、創被り力索きて、其衆三十二人と腹かき切て死にけり、通治、通言、驍勇無双、能く節を守て始終かはらす、人皆之を惜み歎かぬはなかりき、通治の子通鄕備前守に任し、通言の子彈正と、並勇悍にして戰を善せるを以て、其族黨を率ゐ國に據り敵を制しぬ、與國中、脇屋義助と詔を承はりて伊豫に來りし時、通鄕彈正大館氏明、重谷經氏等と義助を推して主となし、興復を計りけるに、會義助病沒し、細川頼春、河江城に來攻しかは、通鄕彈正等經氏に從て軍艦にて往き援はむとせしに、路に敵兵に遇て戰ひしも利あらす、轉して備前柄城と大可島を取て之を守りぬ、敵又來り攻るに因て、戰ふ事十餘日、頼春已河江城を陷

れ、氏明を世田城に攻めむとする由を聞き、鋭卒三百を選ひ千町原に戰ひしか、衆寡敵せす、士卒殆と盡けるを、獨通鄕彈正等十餘人經氏と圍を衝き走去りて、其終る所を知らす、（大日本史）とあるにて、この二人の南朝に仕へ奉れるあらましを知るへし、さて立かへりて、この越智宿禰より分れつる氏族を擧げむに浮穴、（郡名なること上に見ゆ）寺町、（浮穴郡町村寺村あり）北條、（風速郡北條村あり）河野、（風早郡河野鄕あり、南海治亂記に其祖伊豫王より以來、越智郡に住玉ふ、故に越智姓を賜ふ、夫より二十一代玉澄と云人風早河野鄕に居住し玉ふ、故に河野を以て氏とす）久萬、（和氣郡久萬村あり）久枝、（宇和郡久枝村あり）福角、（和氣郡福角村あり）大內、（和氣郡大內鄕あり）桑原、（溫泉郡桑原鄕村あり）壬生川、（桑村郡壬生川村あり）得能、（桑村郡得能村あり）別府、（野間郡別府村あり）平岡、一柳、稻葉、土居、（宇和郡土居村、土居坂內村、土居內村あり、久米郡にも土居村あり、）越智、（越智郡）井門、（浮穴郡井門鄕あり）高市、（越智郡高市鄕あり）石井、（久米郡石井鄕石井村あり）水淸、淺生、（浮穴郡麻生村あり）夏目、江上、（鈔に溫泉郡井上鄕あり是か）近江、萱戶、吾河、（伊豫郡吾川鄕吾川村）御谷、拜志、（浮穴郡拜志鄕）新居、（新居郡新居濱あり）井出、（鈔に周敷郡井出鄕あり、）上戶、眞田、周敷、（周敷郡周敷村）桑村、（桑村郡桑村あり）高橋、（鈔に越智郡高橋鄕あり、今高橋村あり、）英多、（野間郡英多鄕）島山、別宮、（越智郡別宮村あり）なと見え

て大凡伊豫一國に莖衍せりとも謂つへし、今此に略圖を掲けて、その有さまを示す事左の如し、

圖略國豫伊

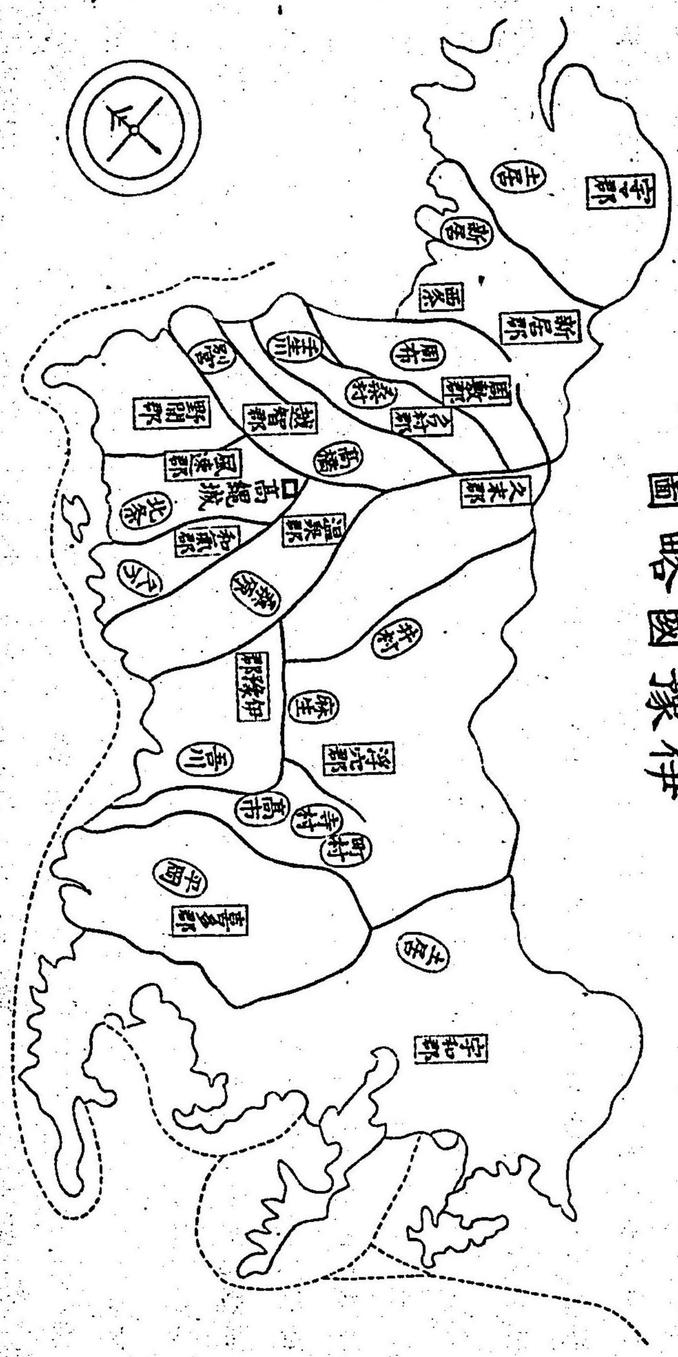

又後世に及びては、一柳に直末、直盛ありて、高名を世にあらはし、稻葉に一鐵貞通ありて、武勇を天下に轟ろかせり、其は藩翰譜に、一柳監物源直盛は、人皇七代孝靈天皇の皇子伊豫皇子の御すゑ、（○寛云、この氏人を孝靈の裔とするは誤謬なること、已に云り、）河野四郎越智通信が末葉也、（通信は皇子三十九代の末孫といふ也）初河野が一族伊豫の國を去りて、美濃國に來り、當國の守護土岐か家につかふ、主の姓賜はりければ、始あらためて源氏となり一柳とそ名のりける、亦右衞門尉直高か時に至て、父につきて當國厚見郷を領しけり、直高か男子二人兄は市介直末、弟は四郎左衞門直盛とそ申ける、直末父につきて織田殿につかへ、信長うたれ玉ひて後、秀吉に屬しまいらす、

秀吉北畠殿と軍起りて、天正十二年の夏、美濃の國竹鼻の賊を攻落して、直末に玉ひ、（三萬石）又伊豆守に任す、同十八年相模をうたれし時、直末山中の城のさきかけしてうち死す、關白おしませ玉ふ事かきりなく、舍弟直盛してその國をつかせ、監物になされ、尾張國黑田城にうつさる、（二萬石）慶長五年の秋、德川殿に隨て奥にむかひ、上方の軍起りしかは、引返して攻のほる、處々の高名たくひすくなかりしによつて、勸賞として、伊豫國神戸の城を賜、同き十年二男直家を人質として、關東に奉る、將軍家御感ありて、頓て御恩を蒙りぬ、（八十餘人扶持）十四年子息叙爵して、嫡子直重丹後守、二男直家美濃守に任す、大

坂前後の戰に、父子ともに馳むかひ、うちとる首四十を獻せり、直盛代々の將軍家に仕へ奉り、左大臣家の御時に至りて、抑伊豫の國は累代の先祖領したる國なれは、彼國にして所領給り長く子孫に傳へはやと望申して卒しけれは、寛永十三年かれか望に任せて子息等彼國にて所領わかち給りしとそ聞えける、（缺と見え、また稻葉左京亮越智貞通は、伊豫守貞通入道一鐵か祖父、通富は伊豫國の住人、河野四郎通信十一代の後胤、彈正少弼通直か末子とそ聞えける、通富はしめ出家して、安藝國安國寺の僧となる、河野の家の絕むをいきとほりて、彼寺を出て還俗し、美濃國に來て、當國の守護土岐か家に屬し、名字改めて稻葉彈正とそ名のりたる、其子備中國通則、六人の男子あり、當國牧田の戰に、通則ならびに子息五人同枕にうたれ死す、第六の男をば出家させむとて、長良の寺に（崇福寺といふ）つかはして、年八歲より十七八まで喝食にてありけるを、通則か妻よひ迎ひて家子郎等を深く頼み、父かあとつかせ給ふに、かたきをうちほろぼす、やがてもとゐり取あげさせ、男になす、伊豫守貞通是なり、武勇の譽當國にかくれなく、西方の三人と名をよばる、初當國の守護齊藤にまたがふ、永錄七年の比、龍興に中たかひして織田上總介に從ふ、今年八月龍興か家亡びぬ、元龜元年五月信長上洛ありて、近江路の警固として、貞通が父子三人守山の宿にとゞめらる、按の如く當國の凶徒等蜂起して、織田殿の歸路を遮らん

とす、貞通父子馳せむかひ、散々に打破つて、首一千二百きつて參らす、信長の御感斜ならず、同六月信長遠江國に發向し、朝倉淺井と戰はるべしと聞ゆ、德川殿此告を聞食、御勢わづか三千人、信長たすけて馳上らせ玉ひしに、軍すでに明日にきはまる、德川殿明日戰をあはせられむ、こよひ參りあひしこそ幸なれ、何れの方にも强からむ方をば、家康承はるべしと仰せらる、信長されば軍の期已に近きに因て、衆て御方の兵勢配定り訖りぬ、只明日の戰に御方弱からむ方を御勢してたすけらるべうもや候とありしに、家康よはひ三十に超えたらむには、さてもかくても候ひなん、若からむものゝたすけ參らせむか爲に、はる〳〵此に馳來て、うちこみの軍せむと、長き弓矢の瑕瑾たり、もし望むところ叶はさらむには、此夜速に東國に引返さむには若くべからず、と仰せらる、信長仰承りぬ、さらば北國の敵に向はせ玉べくや候、又誰をか御勢に加へ參らすべきにて候と宣ふ、德川殿聞食、家康が國少しきにして、わづかなる勢をつかひ習ひて侍れは、大勢を下知せむ事合期し難かるべし、又心をしらざらむ人々にあひかたらはむもむづかし、朝倉が勢何十萬騎候とも、たゞ家康が勢にて軍し、見參にこそ入へけれと仰ければ、信長かさねて仰又承りぬ、さりながら北國の多勢を御勢のみにまかせむには、信長又天下の嘲をまぬがるべからず、いかで信長か勢をば頼ませ玉ふべき、唯同しくはわづかなりとも、信長が兵をめしくせられむには、此上の御情にてこそあるべけれと宣へば、さらば稻葉伊豫守をや給はるべきと望ませ玉ひしは、貞通が一生の名譽にて、羨まぬ人ぞなかりける、明くれば六月廿八日、德川殿姉川をへたて義景が勢にむかひ玉ふ、貞通が勢僅か千人には過ぎず、德川殿の仰を承て、後陣にこそ控へたれ、信長の多勢長政の爲にかけたてられ、既にまけ色になりしに、朝倉の三萬騎、德川殿によせあふて、散々に打なされて、淺井が軍も破れけり、かくて織田殿貞通の武勇を感じ玉ひ、みづからの名の字給ひて、長通とめさる、貞通之を悦はず、己が名をば、子息左京亮に名のらせ、やがて入道して一鉄とぞ申しける、天平十年の夏、織田うせ玉ひしのちは、秀吉にくみす、同き十二年三月、森武藏守長一、德川殿の先陣に、羽里の陣をうち破らる、此時長一が舅池田信輝入道を先として、美濃の國の人々犬山の邊に陣をとる、武藏守が陣破れて、かたき己に近づきぬといふ程に、みかた以ての外周章す、一鉄入道これを見て、三河遠江の者ともら、軍せむやういか程の事やあるべきいでいで此武者が眞先かけて、擊破り、若殿原の見參にこそいるへけれといふまゝに、己が槍の石つきとつて二ッ三ッ打ふり〳〵、老の波に血の湛へむ物をと自讃して、から〳〵とわらひければ、人々一度にどつと笑ひ、をの〳〵色をぞなしたりける、德川殿の先陣もにげゆく敵を追すて、犬山の方にむかひ、よろこびの時三度つくつて、靜に引て歸りしかば、

入道も人々をすゝめて、同じく引て歸りけり、同き四月長湫の戰、みかた又悉くうち破られぬと聞えて、秀吉樂田の陳をうつて、龍泉寺のほとりに馳來り、德川殿すでに尾幡の方に入らせ玉ふと聞て、やすからぬ事共哉、いづく迄も追つめてこそ戰はめと、軍勢をすゝめたる、一鉄入道かたく秀吉をとゞめ參らせ、日すでにくれむとす、明日こそ勝負を決せらるへう候と申しければ、さらばとて、此所に陣をそめされける、明れば十三年の七月關白に任し時、嫡男左京亮貞通侍從になされ、曾根の城にありしかば、曾根の侍從とぞ申し、其後同國郡上の城を給て移り、郡上の侍從と申しける（四萬石を領す）入道を三位法印になされ、年つもつて、七十三、天正十六年十一月九日に卒しけり採要とあり、

そも〳〵越智の祖先なる饒速日命は、神武天皇の始國しろしめせる時にあたりて開國の元勳として其功烈萬古に耀ける事云ふまでもなく、其裔孫子致命に及で伊豫の國なる小市の國造によさゝれ、其族類國内に蕃衍して、政を施し民を和け、大に皇化を隆盛ならしめしかば、國中人民、其德化に沐浴しけむ事、想ひやるべし、承久の時に王事に力を盡して、身を國難に殉へ、其封土を失ふをも顧みさる忠誠の德ありしがうへに、その子孫又弘安蒙古の入寇にあたりて、敵人を追ひ退け、賊將を生捕り火を放ちて敵艦を燒亡せる武勇あり、元弘建武叛臣跋扈の時に土居、得能二氏並び起りて、朝家に忠義を致して、萬世

の龜鑑となりしのみか、其餘光長く豐かにして、遂裔また再び榮え、伊豫の藩主となり、今に華族となりて、其德光を傳ふるは、みな先世の遺塾ならずといはむや、余越智氏の事を考へて、深く心に感ずることあり、凡そ人たらむもの我祖宗を慕ひ、我祖德を聿へいよいよその先德を發揚する時は、獨り遺烈を萬世に傳ふるのみならず、大に天下國家の氣運を助くるものある事、なほ越智氏に土居、得能あるが如くなるべし、勉めさるべけむや、

鬪鷄國造得罪考

允恭紀に、二年立忍坂大中姫爲皇后、云々、初皇后隨母在家、獨遊園中、時鬪鷄國造從傍徑行、之、乘馬而趍、雜謂皇后嘲之曰、能作園乎汝也、且曰厭乞戸母、其蘭一蓁、皇后則採一根蘭與於乘馬者、因以問曰、何用求蘭耶、乘馬者對曰、行山撥蟻也、（蟻此云摩思那岐）時皇后結之意裏乘馬者辭無禮、卽謂曰、首也余不忘矣、是後皇后登阼之年、覓乘馬乞蘭者而數昔日之罪欲殺、爰乞蘭者額搶地叩頭曰、臣之罪實當萬死、然當其日不知貴者、於是皇后赦死刑貶其姓謂稻置、とある鬪雞國造が罪は、いかなる謂にて死刑にせらるゝ、ばかりの事なりしや、甚不審く思へりしが、頃日ふと思ふに、こは彼皇后に申せる撥蟻と云るに、皇后をいたく嘲弄したる意味を含みし、隱語ならんとぞ考へらるゝを、此に記して、識者の是正を乞はんとするなり、

蟻を書紀の注に、摩恩那岐とある、恩那岐は、婚を久那岐と云に同じく、婚また之を久那賀比と云ひ、又加賀比と云ふに同語なるべし、古へ諸國の風俗に、加賀比と云ふもの、古くみえたるは、常陸國風土記曰、香島郡童女松原、古有年少僮子僮女、(俗云加咪乃乎止古、加咪乃乎止賣)男稱那賀寒田之郎子、女曰海上安是之嬢子、並形容端正、光華郷里、相聞名聲、同存望念、自愛心熾、經月累日、嬥歌之會、(俗云宇太我岐、又云伽我叫也)邂逅相遇、于時郎子歌曰、伊夜是留爾、阿是乃古麻都爾、由布悉氐々、和乎布利彌由母、阿是古志麻波母、嬢子報歌曰、宇志保爾波、多々牟止伊閉止、奈西乃古何夜蘇志麻加久理、和乎彌佐婆志理之便欲相晤、恐人知之、避自歌場、陰松下、携手促膝、陳懷吐憤、既釋故戀之積疹、還起新歡之頻唉、于時玉露杪候、金風之節、皎々桂月照處、唳鶴之西洲、嵐々松颸吟處、度雁之東岫、山寂寞兮巖泉舊、夜蕭條兮烟霜新、近山自覺黄葉散林之色、遥海唯聽蒼波激磧之聲、茲宵、于樂、茲莫之樂、偏耽語之甘味、頓忘夜之將開、俄而鷄鳴狗吠、天曉日明、爰童子等不知所爲、遂愧人見、化成松樹、郎子謂奈美松、嬢子稱古津松、自古著名、この文中に、又云伽我叫也と云る、即男女邂逅に相逢ふ由ときこゆ、また風土記云、自阪以東、諸國、男女、春花開時、秋葉黄節、相携駢闐、飲食齎賚、騎歩登臨、遊樂栖遲、其唱曰、都久波尼爾、阿波牟等伊比志古波、多賀己等岐氣波、加彌尼阿須波氣牟也、都久波尼爾、伊保利氐、都麻奈志爾、和我尼牟欲呂波、波夜母阿氣奴賀母也、詠歌甚多不勝載、車、俗諺云、筑波峯之會不得聘財者、兒女不爲矣、と云る筑波峯之會、不得聘財、とある、聘財、てカヾヒとあるは男女の相遇ふ由なる事を見るべし、又この嬥歌を歌垣とも云りと聞ゆ、其は攝津風土記曰、雄伴郡、波比具利岡、此岡西有歌垣山、昔者男女集登此上、常爲歌垣、因以爲名、とある歌垣は、齊明紀に、歌場此云宇多我岐、とあり、古事記(甕栗宮段)に、故將治天下之間、平群臣之祖名志毘臣、立于歌垣、取其袁祁命、將婚之美人、手、其孃子者、菟田首等之女、名大魚也、爾袁祁命、亦立歌垣、於是志毘臣歌曰、意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫祁理、如此歌而乞其歌、末之時、袁祁命、命歌曰、意富多久美、袁遲那美許層、須美加多夫祁禮、爾志毘臣亦歌曰、意富岐美能、許々呂袁由良美、淤美能古能、夜幣能斯婆加岐、伊理多々受阿理、於是王子愈忿歌曰、意富岐美能、美古能志婆加伎、夜布士麻理、斯麻理母、登本斯岐禮牟志婆加岐、夜氣牟志婆加岐、爾王子亦歌曰、意布袁余志、斯毘都久阿麻余、斯賀阿禮婆、宇良胡本斯、祁牟志毘都久志毘、如此歌而闘、明各退、と見えたるを以て、歌垣の形狀見るが如し、此をいま萬葉九(廿三丁)登筑波嶺爲嬥歌會日作歌に、筑波乃山之、裳羽服津乃、其津乃上爾、率而、未通女壯士之、往集加賀布婆歌爾、他妻爾、吾毛交牟、吾妻爾、他毛言問、此山乎、牛掃神之、從來不禁

行事叙、今日耳者、目串毛勿見、事毛将荒、とあり、其本注に、東俗語曰賀我比、とあるを合せ考ふるに、上に引る歌垣の狀態の如くなれば、耀歌を加我比と云し事知るべし、さて歌垣と加賀比との言義は、記傳四十三（廿八丁）に、歌垣と云名の意は、歌加賀比にて、賀比を切めて伎と云なり、さて加賀比と云は、右の長歌に加賀布とある如く、本用言なるを體言になしたる名なり、其名は又加具禮交の切まりたるなるべし、萬葉九（三十四丁）勝鹿眞間娘子を詠る長歌に、夏虫之、入火之如、水門入爾、船己具如久、歸香具禮、人乃言時云々（加具禮と云言、此外には見えざれども、妻をよばふ事を、然云る古言のありしなるべし、）是なり、（今世の言に、加氣阿比といひ、又人の物を互に云ひあらそふを、加良加布と云なども、加賀比よりうつれる言にやあらむ、）されば歌垣とは、互に歌をよみて加具禮交すよしの名なるべし、さて上に引る風土記萬葉などに依るに、歌垣は田舍にては山上にてもしたりと見ゆるを、倭などにては市にてせしにこそ、仁賢天皇の時も、書紀に、海石榴市なり、さて續紀十一に、天平六年二月癸巳朔、天皇御朱雀門、覽歌垣、男女二百四十餘人、五品以上有風流者皆交雜云々、三十に、寶龜元年三月庚申、車駕行幸由義宮云々、辛酉、葛井船津文武生藏六氏、男女二百三十人、供奉歌垣、其服並著青摺細布衣、垂紅長紐、男女相並、分行徐進、歌曰、云々、其歌垣、歌曰云々、此續紀の頃のは、實の歌垣には非ず、古の歌垣の狀

ばかりをまねびてせし、一種の風流藝にぞありける、（已上）と見えたるにて、加賀比歌垣の同語なる事著きを、加賀比は加具禮交の切まりと云る、今少しいかゞと思はるゝを、萬葉古義に、香賀比は久那賀比約まれる言にて、そのもと婚合と云より始まれる古言なり、上の筑波の賀我比合思ふべし、久那賀比と云事は、古書と思はれて、現報靈異記にも、婚クナガヒスと注し鵜鴒をニハクナブリと云も、急婚貌の意の稱ときこえ、蟻をマクナギと云も、目婚の意の稱ときこえたり、されは加賀比は久那賀比の約れる稱、歌垣は歌久那賀比の意にて、歌をよみ、うたひ交して、つまどひする名とこそきこえたれ、とあるによりて、其義ます〳〵詳かなり、またクナグの本語は、日本書紀一書曰、云々遂將交合、而不知其術時、有鵜鴒飛來搖其首尾、二神見而學之、即得交道、とあるに起れり、この古事によりて、鵜鴒をクナブリとよめりと見ゆ本草和名に、鵜鴒、和名爾波久奈布利、字鏡集に、鴟（ニハクナフリ、トッキヲシ〈トリ〉）倭名抄に、鵜鴒云々、或作鵜鴒、和名爾波久奈布利、日本紀私記曰、止豆木乎之閉止里と云り、斯れは久奈久とは、婚合の古語にて、彼鳥の尾を搖す、貌に似たるを云り、靈異記に婚合、また婚をクナガヒ、古事談一大納言道綱卿の言に、妻をば人にくながれて、と云ことの見えたるを、蟻字の訓にうつして考ふべきなり、和名抄に、爾雅集注云、蟻蟻小虫亂飛也、礒則天風、春則天雨、日本紀私記云、蟻末久

奈木とあり、源氏物語（明石巻）にまくなぎつくらせて、さしおかせてけりとある、抄に、まくなきとは、また、きをいふ、瞬字なり、また秘訣に、まくなきと云、少微虫の飛散る時は、目叩をする故に、此虫の飛散る時の様に、瞬動する也とみえ、長慶帝の書せ給へりといふ仙源抄にまくなぎ、瞬、（マシロク、メクハスト）物ヲカクシ忍ニハ、目クハシスト云、蠛此云魔忍那伎、（日本紀）奥州ニハ彼虫多テ、狩ニモ薪取ニモアラントキト云草ヲ、笠ニ取付也、目ノ回ヲ飛ヲミテ、目ヲシゲクタヽクナリ、仍目クハシスレハ、此虫ヲマクナキト云也、何モ瞬ノ字ノ心ナルベシと云れたる、特に允恭紀の本文に由あり、蠛蠓と云小虫の、亂飛て目に入むとするに、目を塞てしばたゝく（睫を上下する）さまの、眷令の、尾を掉すに似たるを以て目を久奈具よしにて負せたる名なり、かくて按ふに、鬪鷄國造從傍徑行之、乘馬者、因以鞭、謂皇后曰、何用求闌乎、乘馬者對曰、行山撥蠛、也、と云る陽には、この蘭莖を以て、亂飛て目に入る蠛を拂はむと云るのみに聞ゆれど、陰には少女を婚かむとする者あらむ時きに、このあらいきを用て、防禦せむと思ふなり、といふ意を含みて嘲り戯れたるなり、またはマクナギを、間久那岐の義にとりなし、萬一間隙を伺ひて婚かむとする者ある時は、なぞ戯れしにもあらん歟、（この二説の内、何れよけむ、大意は共にかはる事なき也）若し然らずして、

たゞ能作園乎汝といひ、歷乞戸母と云る語の不敬を憤り給へるならんには、然ばかり意に結びて、余不忘矣と詔ふべき由なきを思ふべし、從憤り給ふとも、汝また戸母と云るのみならば、いかで死刑に處せらるばかりの罪あらんや、此を思ひ彼を思へば、所謂不禮の語は、全く撥蠛の二字にある事を知るべきなり、抑魔恐那岐の恐那岐は、クナグとも活用くべく、また恐奈岐を延べては、久那賀比とも云ひ、又其を約めては、加賀比とも云べき事などは、人のよく知れる事なれば、此にとりわきて論ふべきふしにもあらねど、先輩の櫂歌、また歌垣の考説に就て、この蠛を撥ふと云語の、無禮にわたれる由も知らるれば、その因みに、いさゝか如此はものしつるなり、

大介考補遺

この大介の事の考は、先輩中山信名の新編常陸國誌に載る所のものなり、余この頃、件の國誌を補正するにつき、大介の條に至りたるに、信名云らく、大介の名は承平中に始めて見えたれど、その大介を補することは、白河法皇の叡慮に出で、堀河帝の初政に始りしものなるべしと云り、思ふにこの石山寺座主傳記に、寛治元年、近江國大介みえ朝野群載に、元永元年大介あるにより（寛治は堀河の號元永は鳥羽の號）て、ふと此に始りしものと假定せしなるべし、余こゝに疑を起し、其説果してあたれりや否を考へ見